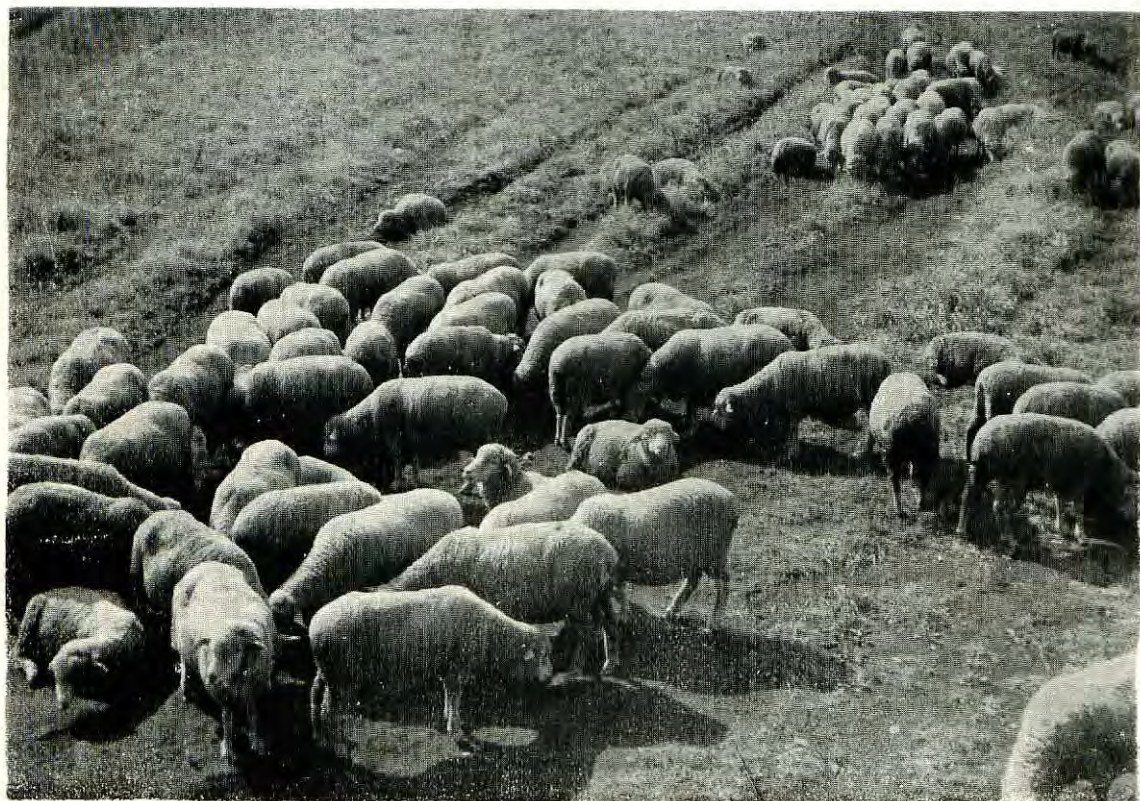


北海道議會時報

第三卷 第四號

昭和二十六年四月



次 目

△提出條件	△議事の経過	△決議案	△建設案	△各派交渉會	△昭和二十五年年度道費追加更正豫算知事説明	△昭和二十六年年度道費追加豫算外その他に關する知事説明	○特別委員會	△考查特別委員會	△豫算審查特別委員會	△決算審查特別委員會	○常任委員會	△總務△民生△衛生△經濟△水產△商工△林務△開拓及農地△土木△勞働及建築	○會合	△全國都道府縣議會議長會臨時會	○資料	△地方行政事務再配分に關する勸告に對する意見	△各都道府縣別面積、人口、郡區、市町村數調	△昭和二十五年年度道費豫算現計調	△昭和二十六年年度道費豫算現計調	△三月中本會議傍聴者數同職業年令別調査表	○附錄	△諸情願	△陳情願
一							三六				三九		四三		四三						六三		

・表紙寫眞説明・

〃札幌市郊外月寒種羊場における編羊の群れ〃

(道交易觀光課提供)

第一回定例道議會

第一回定例道議會は、二月二十四日開會せられ、當日提出議案に對する知事の説明を聴取し、議案調査のため三月三日まで休會し三月五日再開、各黨代表の質疑にはいり、先ず劈頭林議員（民主）より三月二日付夕刊北海タイムスに掲載された考査特別委員會に關する知事談話は議會の權威を侮辱するものであるとし、緊急質問が發せられ、次いで坂東（浩）議員（無所屬クラブ）をかはきりに本格的な大體質疑にはいり、平衡交付金の積算遊興飲食稅事業稅の増徴理由、總合開發五ヶ年計畫試案に對する批判、吏道の綱紀肅正、農山漁村振興對策、中小企業の振興對策等の諸問題について、活潑なる論議が交され、三月九日に質疑を終了、豫算、決算についてはなお慎重審議の必要ありとし、特別委員會設置の動議が提出され、賛成があつてそのことに決し、翌十日には平田（農協）考査特別委員長より、海人草、自轉車登録番號標に關する調査の結果について報告があり、十二日には考査特別委員長報告の結果にもとづく、荒、齋藤（正）、本間（武）の三議員より一身上の辯明があり、十三日より十八日まで各委員會の付託議案審査のため休會、十九日再開、豫算及び決算特別委員長並びに各常任委員長より、付託議案に對する審査の結果について報告があり、海人草、自轉車登録番號標に關する件を議題として、委員長報告に對し時田議員（社會）より、行政實例等を挙げ、證人出頭、宣誓等に對する法的根據について、太田議員（社會）より、證人の陳述の正否に對する判斷の基礎となる根據、知事の不正事實の問題及び荒、本間（武）、齋藤（正）三道議の共同謀議の點に對する證據資料の點についての質疑があり、二十日は、請願及び陳情審査の件を委員長報告の通り決し次いで決議案、建議案等を可決、二十二日は海人草、自轉車登録番號標の件について質疑を續行、安達議員（自由）より、證人の事實認定の根據について質疑があり、旭議員（自由）より、質疑打切の動議が提出され、起立採決の結果質疑打切に決定、二十三日は海人

草、自轉車登録番號標に關する討論にはいり西村議員（社會）より、本報告は違憲、違法であるから審議無効であるとの點より反對討論があり、林議員（民主）より、本報告は委員會の法的根據に違法の點なく調査の結果は正當であるとの賛成討論があり、次いで森川議員（社會）及び宮津議員（自由）より、海人草、自轉車登録番號標に關する調査に基く措置に關し決議案が提出され、採決の結果、森川委員提出の決議案は起立少數で否決、宮津議員提出の決議案は起立多數で可決せられたが、知事はこの決議を違法の議決であるとして直ちに再議に付されたいとの議案を提出、これに併せ決議案第十號を再び議題として採決の結果決議案第十號は賛成者多數で再議決された、次いで横山議員（自由）より、知事不信任案が提出され審議を進めたが、社會黨議員の中途退場により、定數に達しないため採決を行うに至らず、遂に本件のみ審議未了のまゝ閉會せられることになつたのである。

なお、三月五日再開後提出せられた案件並にその經過は次の通りである。

▲知事から提出された議案

議案第四十六號	昭和二十五年年度北海道費歳入歳出追加更正豫算
同 第四十七號	昭和二十五年年度北海道小學校職員恩給金歳入歳出追加豫算
同 第四十八號	昭和二十五年年度北海道農產物検査費歳入歳出追加更正豫算
同 第四十九號	昭和二十五年年度北海道林產物検査費歳入歳出追加更正豫算
同 第五十號	昭和二十五年年度北海道模範林費歳入歳出追加豫算
同 第五十一號	昭和二十五年年度北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算
同 第五十二號	昭和二十五年年度北海道轉貸資金歳入歳出追加豫算
同 第五十三號	昭和二十五年年度北海道民有未墾地開發費歳入歳出追加豫算
同 第五十四號	昭和二十五年年度北海道醫科大學費歳入歳出追加更正豫算
同 第五十五號	昭和二十五年年度北海道病院費歳入歳出追加更正豫算
同 第五十六號	昭和二十五年年度北海道起債に關する件
同 第五十七號	昭和二十五年年度北海道起債に關する件

議案第五十八號

北海道起債議決變更の件

同 第五十九號

北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件

同 第六十號

幌別郡幌別村、網走郡女滿別村、紋別郡興部村、廣尾郡大樹村、三石郡三石村及び千歳郡惠庭村を町とするの件

同 第六十一號

北海道議會議員を選挙すべき各選挙區に於ける議員數條例の一部を改正する條例設定の件

同 第六十二號

北海道靜和園條例設定の件

同 第六十三號

北海道開拓會館條例設定の件

同 第六十四號

北海道物品貸付及び譲渡等に關する條例の一部を改正する條例設定の件

同 第六十五號

工事請負契約の締結に關する件

同 第六十六號

工事請負契約の締結に關する件

同 第六十七號

北海道統計調査條例設定の件

同 第六十八號

信用保證損失補償に關する豫算外義務負擔の一部變更の件

同 第六十九號

札幌市と札幌郡廣島村との境界變更に關する件

同 第七十號

空知郡奈井江町と樺戸郡浦臼村の境界變更に關する件

同 第七十一號

北海道中小漁業振興特別融資金損失補償に關する豫算外義務負擔に關する議決變更の件

同 第七十二號

北海道立種畜場訓子府分場用地の一部處分に關する件

同 第七十四號

昭和二十五年年度北海道費歳入歳出追加豫算

同 第七十五號

昭和二十六年年度北海道費歳入歳出追加豫算

同 第七十六號

昭和二十六年年度北海道費歳入歳出追加豫算

同 第七十七號

特別職の指定に關する條例設定の件

同 第七十八號

北海道人事委員會設置條例設定の件

同 第七十九號

職員團體の登録に關する條例設定の件

同 第八十號

北海道職員服務の宣誓條例設定の件

同 第八十一號

北海道職員職務に専念する義務の特別條例設定の件

同 第八十二號

職員團體の行ふ交渉に關する條例設定の件

同 第八十三號

職員團體の業務にもつぱら従事する職員に關する條例設定の件

同 第八十四號

工事請負契約の締結に關する件

同 第八十五號

工事請負契約の締結に關する件

同 第八十六號

北海道水源林野道行造林條例設定の件

同 第八十七號

北海道議會議員報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件

同 第八十八號

北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件

同 第八十九號

北海道選舉管理委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十號

北海道教育委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十一號

北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十二號

北海道監査委員の報酬額費用辨償額及び旅費額給料額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十三條

北海道公安委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十四號

北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件

同 第九十五號

上川郡東鷹栖村と旭川市との境界變更に關する件

同 第九十六號

中川郡西足寄町と足寄郡陸別村との境界變更に關する件

同 第九十七號

昭和二十五年年度北海道水產物検査費歳入歳出追加豫算

同 第九十八號

昭和二十五年年度北海道公有林費歳入歳出追加豫算

同 第九十九號

昭和二十六年年度北海道費歳入歳出追加豫算

同 第一百號

昭和二十六年年度北海道模範林費歳入歳出追加豫算

同 第一百一號

社團法人北海道漁業共済特別基金に對し資金貸付の件

同 第一百二號

公有林豫備基金運用の件

同 第一百三號

水產物検査費豫備基金運用の件

同 第一百八號

違法議決に對する再議の件

▲議員から提出された議案、決議案及び建議案

議案第七十三號

北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件

同 第一百四號

北海道議會會議規則の一部を改正する規則設定の件

議案第一百五號 北海道議會職員定數條例の一部を改正する條例設定の件

同 第一百六號 北海道酪農品検査條例を廢止する條例設定の件

同 第一百七號 北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例設定の件

決議案第一號 齒舞諸島及び千島列島の返還懇請決議

同 第二號 災害復舊事業費國庫負擔に關する要望決議

同 第三號 機船底曳網漁業の大海區制實施反對並びに北海道全區の海區制實施要望決議

同 第四號 漁業權證券資金化の促進及び北海道剩當額の増額要望

同 第五號 漁業權證券に對し非課税要望決議

同 第六號 醫療機關の整備促進に關する決議

同 第七號 札幌醫科大學整備に關する決議

同 第八號 札幌—東京間民間航空路開設要望決議

同 第九號 海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議

同 第十號 海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議

建議案第一號 漁港法による費用負擔率の特例制定に關する件

同 第二號 小樽商科大学に夜間短期大學部設置に關する件

同 第三號 電氣通施設設の整備擴充に關する件

同 第四號 國有林野產物の特賣に關する件

同 第五號 失業對策事業就勞者の賃金増額改訂に關する件

▲議事の経過

○三月五日午前十一時五十五分開議、議長より去る三月一日元道會議員本間久三氏の逝去に際し弔詞を贈呈したる旨報告、諸般の報告のち、日程に決議案第一號齒舞諸島及び千島列島の返還懇請決議を追加議題に供し原案の通り可決、林議員（民主）より、三月二日夕刊北海タイムスに掲載された知事談話は、道議會の權威を侮辱するものであり、考查特別委員會の經費の點、知事が偽證に憶測の上告發するといふ點、政治謀略といふ根據の點、あんなものは檢察廳は却下するとの點について緊急質問し、知事より談話發表とされているが事中の雜談であり、考查特別委員會の經費は多額であると表現している、告發云々、政治謀略云々、檢察廳云々は良心に

基いて行動していたので、偽證ということとは自分としては納得できないのでこれに對する個人的な雜談をした旨答辯、更に林議員より雜談としても立場を充分考慮して行ふべきであり、考查特別委員會の結論については本會議が決定するのであるから、この問答はこの點に止め留保しておく旨を述べ午後零時二十四分休憩、午後二時五十五分時間を延長して再開、田中（巖）議員（自由）より知事の車中談の輕卒な點について緊急質問があり知事より雜談の解釋は見解の相違である旨を答辯、更に田中（巖）議員より知事の車中談に對し遺憾の意を表明、次いで日程第一、議案第一號乃至第四十五號中議案第四十五號昭和二十五年北海道費歳入歳出更正豫算は緊急を要するものと認め、これを議題に供して原案の通り可決、議案第一號乃至第四十四號及び報告第一號を一括議題に供して質疑にはいり、坂東（浩）議員（無所屬クラブ）より、

一、新年度豫算の歳入中、稅收入平衡交付金は見込額以上に財源があるように知事の説明にあるがこれは如何。

二、人件費が多いので不用人員の整理は考へているか。

三、物品會計の無駄を排除しては如何。

四、總合開發五ヶ年計畫試案の遅延したのは如何。

五、考查特別委員會で問題となつた人物は總て知事と密接な人達であるが知事は責任があるのではないか。

との質疑に對し、知事より

一、新年度豫算の財源には、特別平衡交付金、起債は全然見込んでいない。

二、人件費は骨格豫算編成としては當然である、しかし不眞面な吏員については充分戒告を行ふ。

三、需用費については、前年度より二割節減して編成した。

四、總合開發計畫立案については、慎重な態度をもつて臨んだので人事體制整備に時間を要した。

五、考查特別委員會の問題については、正式結果の報告をまつて態度を

表明したい。

旨答辯、齋藤（藤）議員（民主）より

一、遊興飲食税、事業税の増徴のできる理由について。

二、平衡交付金四十五億圓を計上したのは過少ではないか。

三、道財政の今後の見透し如何。

四、総合開発五ヶ年計畫試案について

イ、開拓計畫は經濟効果民生安定を無視しているので今後の開拓の在り方如何。

ロ、水産計畫は將來四億萬圓の漁獲を目標としているが、これに對する研究がなされていないのは如何。

ハ、電力事業再編成による新會社の人事については如何。

ニ、交通新線計畫は理論的根據が薄弱であるが如何。

との質疑に對し、知事より、

一、遊興飲食税、事業税については實態を把握し公平を旨として行つてゐる。

二、平衡交付金については、政府案の一、一〇〇億圓から推定して計上しているが、國會では財政案と二本建で審議されているので財政案の決定されるよう熱望している。

三、道財政の今後の見透しについては、地方自治の認識により財政案の通過を熱望している。

四、総合開發計畫試案については、いろいろ問題を残しているのだから推進には道民の理解と協力が必要であると考へてゐる。

イ、開拓計畫については今後合理的に切替へて行く。

ロ、水産計畫については資源枯渇の防止、沿岸漁田の開発、漁港の修築等を計つて増産したいと考へてゐる。

ハ、電力關係の人事については、道は中央に對し本道開發に最も理解と熱意をもつた人、政黨に直接關係のない人、金融機關及び道民に德望のある人を要請している。

ニ、交通施設は鐵道と連絡して計畫した十一線の外なお新線を要する個所も考へられるが第一次計畫として一應この程度に止めた。

旨の答辯があつて、午後五時十七分散會。

○三月六日午後一時三十三分開議、諸般の報告ののち、前日に引續き質疑にはいり、立原議員（自由）より

一、遊興飲食税、事業税の徵收目標は最大限であるが、平衡交付金及び起債の見透し並に昭和二十五年の追加豫算編成の見透し如何。

二、総合開發審議會に出席の少い點からして熱意がないのではないか。

三、任期滿了近くに公務出張が多いのは如何。

四、知事は東京事務所買收措置問題、サケ、マス處分問題等の不祥事件を惹起し亦海人草、ナンバープレート問題を生じたことについての責任如何。

五、教育委員會における横領事件、海人草問題等からして人心が弛緩しているのではないか、教職員質向上に對する考へ如何、

との質疑に對し、知事より、

二、総合開發計畫に不備の點はあるが、逐次完備する必要がある。総合開發計畫に對し熱意がないといわれるのは心外である。開發豫算獲得については超黨派的に進んだのである。

三、公務出張について當選當時に出張しなかつたことは、社會的、經濟的情勢によつてそうならざるを得なかつた。最近の公務出張は地方自治振興等の用務によるものである。

四、最近建築部汚職事件その他問題を起した點は遺憾であり、綱紀肅正を充分考へたい、海人草、ナンバープレート問題については正式決定後態度を表明する。

旨を答辯、野口副知事より、

一、歳入の引當としては税を、次に一般平衡交付金、次に特別平衡交付金を充てることは、豫算技術としては當然である、起債は計上してゐない、地方自治振興のための財政確立については國の力により解決す

る必要がある。本年度の徴税は容易のものとは考えていないが、一月で五二・三％、二月で五八・六％であり何んとか豫算額は確保できと思う。特別平衡交付金は未だ決定していないが努力中であり、本年度の追加豫算は二、三日中に提案したい。

旨の答辯があり、教育長より

五、教育委員会内部の吏道刷新を圖つてゐるが、監督不行届の點については陳謝する。内部の不統一のないよう努力する、又教職員については、指導と監督を充分に行い人格的に尊敬される教師を育成した。

旨を答辯、旭議員（自由）より議事進行について、知事の答辯は懇切丁寧にせられることが議事進行を圓滑ならしめるものである旨の發言があり、後藤議員（農協）より、

一、官學尊重、學校差をなくし教育の機會均等を圖り、且つ教育の都市偏重を打破すべきであり、勤勞青年の教育上定時制學校に優秀な教員を配し、亦私立學校の發達を考えるべきであるが如何。

二、事業税は見積り過少ではないか、遊興飲食税及び入場税に對する當局の捕捉は拙劣であり、家畜税を廢止する意思はないか。

三、總合開發計畫に馬産計畫がないこと及び交通施設である鐵道新設については當局と充分連絡し計畫すべきであるがこの點如何。

四、不詳事件の起きないようにするには今後如何にすべきか。

五、欠員は定數から削除し、定數條例を改正する意思はないか。

との質疑に對し、知事より

一、教育問題については教育委員と充分連絡の上考慮する。

二、事業税については國税の面を參考として課税してゐる、決定については物價指數を充分考慮して實態把握と公平を旨として行つてゐる、過少ではないかとの點については充分検討の上適切であると考へた、又法人所得については努力中である遊興飲食税の徴税については、納税義務者の理解と協力が必要である、家畜税は骨格豫算で

あるから計上したのは當然であり農民と税のつながりが必要とするから廢止はできない。

三、總合開發計畫における農業計畫は地力の増進を中心として考へてゐる。鐵道敷設については第一次計畫として一一三軒を計畫してゐる。

四、欠員を生じてゐることは常態であると思う。

旨を答辯、教育長より、

一、名稱變更その他により地域差をなくするよう努力してゐる、教育の機會均等の點については全體的計畫をもつてゐるので財政が許せば行いたい。

旨の答辯があり、太田議員（社會）より

一、總合開發と關連して實業教育を如何に考へてゐるか。

二、地方財政確立上相當額の平衡交付金を必要とするが、これに對する措置如何。

三、電源開發は緊要であるのに然別第二に對する融資がないこと及び電力不足地帯に對する對策は如何。

との質疑に對し、教育長より、

一、教育政策として研究所において立地條件より學校が如何に寄與してゐるかを調査してゐるので、それを基礎として實業教育を考え總合開發に役立つ教育を行いたい。

旨を答辯、知事より、

一、總合開發推進に役立つ教育の實行面については教育委員と話合の上合理的に進めたい。

二、地方自治振興上財政確立は緊要であるから、地方議會の協力を願う。地方財政確立の機關として財政研究會がこれに當る。

三、然別第二に對する見返り資金の融資は、資金不足のため實施されてゐないが、明年度は公益事業委員會に運動して實現を期したい。電力不足地帯特に道東北には低品位炭による火力發電を考え釧路市に

一萬キロ、稚内市に五千キロの發電所を設置したいと考えている。旨の答辯があつて午後四時二十分散會。

○三月七日午後一時二十五分開議、諸般の報告ののち、日程第一、議案第一號乃至第四十四號及び報告第一號中、議案第三十一號北海道公安委員再任につき同意を求めると認め、これを議題に供し、本案は何れも同意又は原案の通り可決、次いで前日に引續き質疑にはいり、吉田(豊)議員(自由)より、

一、政策豫算を編成すべきであり、骨格豫算を編成したのは遺憾である。

二、サケ、マス處分に關する未収入金回収措置は遺憾である。

との質疑に對し、知事より

一、豫算については立原議員に答辯した内容をもつて承了されたい。

二、サケ、マス處分に關する未収入金については損失をうめ合せるよう努力中である。

旨を答辯、西村議員(社會)より議事進行については發言し、吉田議員の質問中に知事を擁して社會黨員が不正をなしているかの如き言辭があることについて議長の意見を求めたるに對し、議長はその點については速記録を調べた上回答する旨を述べ、次いで糸川議員(農協)より、

一、中小企業振興の一助として保證協會に資金貸付する等豫算を計上して中小企業者に媚態を示して農業に對しては貸付中、心土型等の豫算を計上しないのは如何。

二、總合開發計畫中農耕適地に對してはどのように科學的檢討しているか。

三、開拓行政の在り方如何。

四、純漁村に對し農畜等を取入ることは如何。

との質疑に對し、知事より、

一、貸付金については空白ができるので、その間に不都合ができないよ

うに信用保證協會に對する貸付金を計上したのである、農業については食糧自給度の向上が重點であると思う。

二、總合開發計畫については逐次補正して行きたいと考えている。

三、緊急開拓は不合理であつたので今後は營農安定を重點として是正して行きたい。

四、純漁村は不安定であるから、關連した農畜等研究して具體的な方法で實現したい。

旨の答辯があつて午後二時十五分散會。

○三月八日午後二時四十七分開議、諸般の報告ののち、時間を延長して午後二時五十二分休憩、午後五時四十五分再開、議長より吉田(豊)議員(自由)に對し昨七日の質問演說中サケ、マス處分に關する未収入金措置について知事の答辯を求めたるのち、社會黨議員は知事を擁し金儲云々と論及されている發言は穩當ではないと認められるので取消しては如何と注意を促したのに對し、吉田(豊)議員(自由)より昨七日の發言中社會黨議員に對し云々の點については、不用意になされたものであるからこれを取消しなお社會黨議員に迷惑をかけたことについて陳謝の意を表明、次いで武田議員(農協)より、一般職の公務員が現職のまま議員立候補について、某政黨の公認されたことは政治道德上及び綱紀肅正問題については如何との緊急質問に對し、知事より、政治道德の考え方善處する旨の答辯があつて午後五時五十八分散會。

○三月九日午後二時五分開議、諸般の報告ののち、日程第一、議案第一號乃至第三十號第三十二號乃至第四十三號及び報告第一號について質疑を續行、旭議員(自由)より、

一、港灣簡易工事豫算が計上されていないため時機を失し損失を招く恐れがあるのではないか、又土木工事監督の人員を増加する意思がないか。

二、漁業權保償金の課税は漁業振興上不適當であるからこれに對し措置するような考えはないか。

三、小樽職業安定所の公金費消事件に對し知事、副知事、労働部長の關係如何。

との質疑に對し、知事より、

一、港灣簡易工事豫算は政策豫算であるから見送つた、又土木工事監督員については精銳少數人員で推進して行きたい。

二、漁業權保償金の課税については漁業に及ぼす影響が多いので研究したい。

三、公金費消については司法當局で取調中であるからその結果をまつて考えるが、知事として關係がない。

旨を答辯、佐久間副知事より、

三、公金費消問題については監督不行届の點は遺憾であり、この事件には關與していない。

旨を答辯、労働部長より、

三、公金費消事件には關與していない、監督不行届の點は遺憾である。

旨を答辯、更らに旭議員より、漁業權保償金は損失保償のものであるから課税すべきでないとの再質疑があり、水産部長より、この事は重大問題であるからその動きを見て、漁業團體と協力して各縣に檄を出して反對したい旨を答辯、林議員（民主）より神樂岡公園の土地について都市計畫委員會と農地委員會とが二つの法令により同時に施行している點についての質疑に對し、知事より、都市計畫委員會と農地委員會とが意見の違つた行爲をしている可否決定については慎重を要するので研究している旨を答辯、更に林議員より、立木については可否決定するまで伐採を中止すべきであるが如何との再質疑に對し、知事より、研討した結果の決定はどうなるかわからないが法的な關係もあるので關心をもつておられる點も含んで善處したい旨を答辯、吉田（豊）議員（自由）より、札幌薄野交番の移轉はいづ實行するののかとの質疑に對し、知事より、直接の責任者は市であるので促進について市に申し出てある、六月には移轉できると思うこのことについてば公正に行動している旨を答辯以上で通告の質疑が終つたので質疑

終結を決定、宮本議員（農協）より、議事進行について發言、議案第一號乃至第三十號はなお慎重審議を要するものと認めるから、豫算審査特別委員會を、報告第一號も同様慎重審議の必要を認めるから、決算審査特別委員會をそれ〴〵設置せられたい旨の動議を提出、賛成があつてこれを議題に供し異議なくそのことに決定、豫算審査特別委員會の定数を二十五名、決算審査特別委員會の定数を十一名とすることに決定してそれ〴〵委員を選任、議案第一號乃至第三十號を豫算審査特別委員會に、報告第一號を決算審査特別委員會に、それ〴〵付託、次いで議案第三十七號及び第三十八號を議題に供して原案の通り可決し、各委員會に次の通り關係議案を付託、

議案第三十三號乃至第三十五號

總務委員會

議案第三十二號、第三十六號及び第四十一號

衛生委員會

議案第三十九號及び第四十二號

商工委員會

議案第四十號

労働及び建築委員會

議案第四十三號

林務委員會

次いで知事より、追加提出議案についての説明があつて午後三時四十分散會。

○三月十日午後二時開議、諸般の報告のうち、日程第一、議案第四十六號乃至第七十二號を一括議題に供し、議案第四十六號乃至第五十八號第六十號、第六十一號、第六十三號乃至第六十六號、第六十九號及び第七十號を何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、各委員會に次の通り關係議案を付託、

議案第五十九號

豫算審査特別委員會

議案第六十二號

民生委員會

議案第六十七號

總務委員會

議案第六十八號

商工委員會

議案第七十一號

水産委員會

議案第七十二號

經濟委員會

次いで日程に議案第七十三號北海道稅條例の一部を改正する條例設定の

件を追加議題に供し、提案者後藤議員（農協）より提案理由の説明があつて、本案を豫算委員会に併託、日程第二、海人草、自轉車登録番號標問題を議題に供し、平田（農協）考查特別委員長より、委員会における経過及び結果について報告があつて午後三時四十分休憩、午後七時三十七分再開諸般の報告があつて午後七時四十分散會。

○三月十二日午後一時五十分開議、諸般の報告ののち、日程第一、決議案第二號災害復舊事業費國庫負擔に關する要望決議及び決議案第三號機船底曳網漁業の大海區制實施反對並びに北海道全域の一海區制實施要望決議を議題に供し何れも原案の通り可決、日程第二、建議案第一號漁港法による費用負擔率の特例制定に關する件を議題に供し、提案者渡邊（照）（自由）水産委員長の本案に對する趣旨辯明があつて、本案を原案の通り可決、日程第三、建議案第二號小樽商科大學に夜間短期大學部設置に關する件を議題に供し、本案を原案の通り可決、日程第四、海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の件を議題に供し、岡議員（無所属クラブ）より、考查特別委員長の委員会における経過及び結果の報告に關し、二月二十二日の考查委員會で西村委員提案森川委員、三澤委員賛成の海人草及び自轉車登録番號標に關する事件につき調査の結果にもとづき調査事實を認定し調査意見を附し議會に報告すべしとの動議は少數で否定されたというが、考查特別委員長報告の中で少數意見が保留せられたというのはこのことかどうかと考查委員長に緊急質問をなしたるに對し、委員長より、岡議員より指摘された事を委員会において行つたことは事實である旨を答辯、本件に關し齋藤（正）、荒、本間（武）三議員より一身上の辯明につき本會議に出席發言することに同意を與えることについて諮りそのことに決定、齋藤（正）議員より、七月十三日知事室において原議訂正の共同謀議をしたと認定されているが七月十二日には總務委員會、十三日は本會議があり時間的にみても全く矛盾であり自分の不可解とするところであり、個人の名譽をきずつけるものであり神命に誓つても委員長報告のような事實のなかつたことを釋明、荒議員より、確證のない認定によつており、訊問に當つても議員の

體面をけがすような點のあつたことは遺憾であり、指摘された事項については事實のなかつたことを釋明、本間（武）議員より、委員長報告の指摘事項全般について釋明、海人草納入についてこれを各學校に推薦する公文書がボケていと云つたことが、行政事務干渉なりというが、この位のとがでない道議會議員は議員としての權威がないではないか。社會的に責任のない人達が私憤をぶちまけた行爲である。自分としては議員の立場を利用して暴利を得たものでなくむしろ良心的に良品を安價に納入したものであつて、釧路村小學校建築請負者が村會議員なり、又議事堂建築請負者が議員なりせばなお安價良質にできたであろう等議員の經濟行爲の倫理性を述べ、この問題は本間個人は勿論、私の經營する會社に對しても損失を與えている、これは何がためにせんと謀んだ一部のヤクザの連中に凱歌を奏させる結果となつたことは、議會の權威上悲しまざるを得ない等の辯明をなしたるに、これに對し糸川議員（農協）より、議事進行について發言、本間議員の一身上の辯明は各黨靜肅に聴いていたが、この位のことは道議會議員としてやらなければ權威にかかわる等と述べているので議長において速記録を調べた上で善處せられたい旨を要望、次で時田議員（社會）より、考查委員長に對し委員長報告には幾多の矛盾があると考へる、委員會が證人の出頭、宣誓をなさしめているが如何なる根據であるかについて行政實例等を引用して質問中、議席より質問ではない。討論なり、聞く必要なしとして議員退席多く、ために定數を欠く恐れがあるので議長は午後三時十分休憩を宣告、午後八時四十五分再開、諸般の報告ののち、日程に決議案第四號漁業權證券資金化の促進及び北海道割當額の増額要望決議及び決議案第五號漁業權證券に對し非課税要望決議を追加議題に供して本案を何れも原案の通り可決、次いで各委員會の審査の都合上明十三日より十八日まで休會することを決定して午後八時五十八分散會。

○三月十九日午後二時四十分開議、時間を延長、諸般の報告ののち、日程第一、議案第一號乃至第三十號第五十九號及び第七十三號一括議題に供して、佐々木（利）（民主）豫算審査特別委員長より、付託議案審査の経過

及び結果について報告、本案は何れも委員會報告の通り可決、日程第二、報告第一號を議題に供して、佐々木(美)(農協)決算審査特別委員長より、付託案件審査の経過及び結果について報告、本件を委員會報告の通り認定、日程第三、議案第三十二號第三十六號第三十九號乃至第四十三號、第六十二號、第六十七號、第六十八號、第七十一號及び第七十二號を一括議題として、小川(自由)第六十七條、衛生委員長、齋藤(正)(社會)總務委員長、齋藤(藤)(民主)商工委員長、渡邊(秀)(農協)勞働及び建築委員長代理、村山(民主)林務委員長代理、武田(農協)民生委員長、石崎(自由)水産委員長代理、蒔田(農協)經濟委員長より、順次各委員會における付託議案の審査の経過及び結果について報告、各案何れも委員長の報告の通り決定、日程第四、請願審査の件及び日程第五、陳情審査の件を一括議題に供し各委員會報告の通り決定、日程に議案第四百四號北海道議會々議規則の一部を改正する規則設定の件及び議案第五百五號北海道議會職員定數條例の一部を改正する條例設定の件を追加議題に供し本案は何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程に建議案三號電氣通信施設の整備擴充に關する件を追加議題に供し提案者齋藤(藤)(民主)商工委員長より、これが提案の趣旨辯明があつて、本案を原案の通り可決、次いで追加提出議案第七十四號乃至第三百三號を追加議題に供して知事の提案説明を聴取、議案第六百六號北海道酪農品検査條例を廢止する條例設定の件及び第六十七號北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例設定の件を追加議題に供し、提案者蒔田(農協)經濟委員長よりこれが提案の趣旨を説明、本間(武)議員(社會)より、十三日の本會議における海人草及び自轉車登録番號標に關する一身上の辯明中、不明瞭の點について釋明、穩當ならざる點についてこれを取消した。日程第六、海人草及び自轉車登録番號標に關する件を議題に供し、時田議員(社會)より、考査特別委員長報告に對し、行政實例を舉げ、證人出頭、宣誓等に對する法的根據について委員長に質疑、平田考査特別委員長より、全面的に適當な措置を執つた旨を答辯、太田議員(社會)より議事進行について、時田議員の質疑に對する平田委員長の答辯は

不明確であるから、でき得る限り明確に答辯されたい旨發言、平田委員長より、委員會報告書及び今迄の委員會記録は印刷配付してあるので充分檢討されたものと思ふ事實を事實として調べたものであり違法ではない旨を答辯、太田議員より、證人の陳述の正否に對する判斷の基礎となる根據、知事の不正事實の問題及び荒、本間(武)、齋藤(正)三道議の共同謀議の點に對する證據資料が示めされていない點について質疑、平田委員長より、森川、三澤、西村の各社會黨委員が出席して公平な立場において慎重審査をなしたものであり、各これを輕率であるといふことは當らない旨を答辯、時田議員より議事進行について、自分及び太田議員の質問に對し委員長の答辯は意に滿たないので議長の權限に涉る點については後刻答辯されたい旨を發言、議長より、委員長報告に對する質疑であり返答の限りではない旨を答え午後四時五十分散會。

○三月二十日午後二時五十分開議、諸般の報告ののち、日程第一、議案第七十四號乃至第三百三號を議題に供し、本案は何れも委員會の審査を省略し原案の通り可決、日程の順序を變更し、日程第三、請願審査の件及び陳情審査の件を議題に供し、何れも委員長報告の通り決定して時間を延長午後二時五十九分休憩、午後四時二十四分再開、諸般の報告ののち、日程に建議案第六號醫療機關の整備促進に關する決議及び決議案第七號札幌醫科大學整備に關する決議を日程に追加議題に供し、原案の通り可決、日程に建議案第四號國有林產物の特賣に關する件を追加議題に供して、提案者西川(民主)林務委員長より趣旨の辯明があつて、本案を原案の通り可決して午後四時三十分散會。

○三月二十二日午後二時五十三分開議、諸般の報告があつて時間を延長し午後二時五十五分休憩、午後五時四十二分再開、更に諸般の報告ののち、日程に決議案第八號札幌、東京間民間航空路開設要望決議を議題に供し、原案の通り可決、日程の順序を變更し日程第二、請願審査の件及び陳情審査の件を一括議題に供し、各委員長報告の通り決定、日程第四、海人草、自轉車登録番號標の件を議題に供し、委員長報告に對する質疑を續行、安達議員(自

由)より、證人の事實認定の根據について質疑、平田委員長より、告發すべき個々の人に對する事實認定について答辯、時田議員(社會)より、議事進行について先日私及び太田議員の質疑に對する委員長の答辯は不可解であり、本日の安達議員の質疑に對しては詳細なる答辯をしている、本日の答辯は重要であるから速記録を見た上質問したい旨を發言したるに、旭議員(自由)より、議事進行について發言、委員長に對する質問は繰返してゐる現状からして本日はこの程度とし、明日は討論にはいよう質問打切の動議を提出、賛成があつてこの動議を議題に供し起立の方法による採決の結果、起立多數で質問打切に決定して午後六時十五分散會。

○三月二十三日午前十一時開議、諸般の報告のうち、日程第一、議案第百六號及び第七號を一括議題に供して討論にはいり、高橋(辰)議員(社會)より、本案は酪農民の負擔を増大するとの點より反對討論があり、佐々木(利)議員(民主)より、本案は生産者受益の點より賛成討論があり、起立の方法による採決の結果、本案賛成者起立多數で原案の通り可決、日程第二、陳情第三十三號を議題に供し委員長報告の通り可決して午前十一時三十五分休憩、午後一時五十分再開、日程第三、海人草、自轉車登録番號標に關する件を議題に供し、委員長報告に對する討論にはいり、西村議員(社會)より、本報告は、違憲、違法であるから審議無効であるとの點より反對討論があり、林議員(民主)より、本報告は委員會の法的根據に違法の點なく調査結果は正當なものである旨の賛成討論があつて午後四時三十分休憩、午後七時二十五分再開、諸般の報告のうち、森川議員(社會)提出西村議員外七名賛成の決議案第九號海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議を日程に追加議題に供し、森川議員より提案趣旨の説明があり、本案を起立の方法による採決の結果、賛成者起立少數なるため否決、次いで宮津議員(自由)提出横山議員外四十六名賛成の決議案第十號海人草及び自轉車登録番號標に關する調査に基く措置に關する決議を日程に追加議題に供し、宮津議員より提案趣旨の説明があり、本案を起立の方法による採決の結果、賛成者起立多數で原案の通り可決、知

事より議案第百八號違法議決に對する再議の件が提出され、これを日程に追加議題に供し、知事の提案説明があつて、午後七時五十分休憩、午後十二時二十五分再開、諸般の報告のうち、議案第百八號を問題とし決議案第十號を併せ議題に供し、決議案第十號を起立の方法による採決の結果、原案賛成者多數で可決、日程に建議案第五號失業對策事業就労者の賃金増額改訂に關する件を追加議題に供して原案の通り可決、次いで横山議員(自由)外四十三名提出の北海道知事不信任決議案を日程に追加議題に供し、横山議員より、提案理由の説明があり、西村議員(社會)より本案に對する反對討論があり、林議員(民主)より本案に對する賛成討論があつて討論終結を決し、午後十時四十二分休憩、午後十一時二十分再開、宮本議員(農協)より、議事進行について發言、知事不信任案討論終結後本案を採決するに必要な出席議員數は、社會黨議員の退場によりこれを満たすことができないので、本案の審議はこれを打ち切り今次定例議會は會期二日を殘し本日を以つて閉會せられたいとの動議を提出、西田議員(自由)より、議事進行について定足數に満たない場合に議長は催告を如何にしたかと發言、議長よりこれに對する答辯があり、宮本議員の動議に賛成があり、これを議題に供し閉會のことに決定、午後十一時三十五分閉會を宣告した。

▲ 考查特別委員長報告

私は、考查特別委員長として、ここに委員會におきます調査の經過並びに結果について御報告申上げたいと存じます。

本委員會は、昨年第五回定例會におきます十月二十七日及び二十八日の、吉田豊吉議員の驅虫劑、海人草の道に對する納入、並びに自轉車登録條例に關係するところの自轉車登録番號標に關して、道議會議員及び道吏員中に不正の疑がある、との發言に端を發し、道政上の疑惑を一掃し、その明朗化を圖らんがため、この真相を調査することを使命として昨年十月二十八日に設置せられたのでありますが、委員會としてはその使命の重大なるに鑑み、爾來、去る二月二十二日結論を得る迄實に四カ月の長きに亘

り慎重調査を進めたのであります。

即ちこの間、正式委員會を開くこと四十日、資料の調査のため委員を派遣すること十日間、正式に宣誓證言をさせた證人二十九名、参考人として陳述を求めたもの五名の多きに亘り、その間證人相互の證言に相當の喰違ひがあり、對質證言を行わせた證人二組四名、再度喚問した證人九名、三度喚問した證人三名、四度喚問した證人一名となり、實に延べ五十二名の證人又は参考人の證言を求めた次第であります。

又前述證人の出頭證言を求むる外、海人草納入、並轉車登録條例提案等に關する道及び關係吏員の所持する記録並びに出頭證言を求めた證人より本件調査に必要と認められた記録等二十九點を夫々提出せしめ、前述證人の證言速記録とともに必要部分を印刷配付し、事件の真相究明に非常なる努力を拂つた次第でありまして、現下頃に多忙を極める情勢の下に終始熱心なる調査を遂げここに本議會の付託に應え、結論をまとめて調査の経過及び結果の御報告を申し上げるに至つたのでありまして、この間における委員各位の御努力に對し、衷心感謝と敬意を表すものであります。

これより本委員會の調査過程についてその概要を申し上げますが、何分にも調査が長期間に亘り、且つ甚だ廣範なものでありますだけに、その詳細は既に御手許に印刷配付してありますところの考査委員會資料によつて御承知願ふことと致しまして、極く簡単にこの要點のみを申し上げます。

先ず調査の過程は、大體次の三段階に分け得ると存するのであります。即ち第一段階は、本件の端緒となりました伊賀道文書の内容を關係者の出頭證言を求めつゝその眞實なりや否やの調査であり、第二段階は第一段階の證言に現れた喰違ひに對する追求であり、従いまして證人の再喚問對質訊問記録の提出要求委員の派遣調査等を行つたのであります。而して第三段階はそれ迄の調査に基くところの委員の意見開陳とその結果としての調査事實の認定及び調査意見の決定であります。

以下順序を追つて調査經過の概要を申し上げます。先ず第一段

階におきましては、十月二十八日日本委員會設置とともに直ちに正副委員長の互選を行い運営方法について協議致したのでありますが、その結果先ず吉田豊吉議員が十月二十七日及び二十八日の本會議において發言するに至つた基礎資料としてその中にあるという文書の提出を求めたのであります。これに對て十月三十日の委員會において伊賀道清一郎君から、吉田議員に提供の文書が提示されたのでありますが、その内容の要點は

一、道議荒哲夫君と同人祕書の宮島敏雄君は二十五年四月八日頃おでんや文福茶屋において日標式プレートの代理業者たる三和交易の社長森岡博君と會合しその席上荒道議は日標式プレートを應援するから四十萬圓の運動資金を出して貰いたい、と、森岡社長に要求した、その運動資金の内容については、二十萬圓はこれから動く費用であり、あと二十萬圓は既に藤田式プレートの販賣業者たる境一雄君を通じて、藤田興業より受取つており、これを返さなければ日標式の應援はできない。なお、その使途については四十萬圓は荒道議が個人で十萬圓は横路社會黨道連書記長の上京費用に使つたものであることをその後宮島君が森岡君に語つた。

二、道議井川伊平君の紹介で伊賀道、大野、森岡の三君は四月八日知事と面會して日標式プレートの採用方を陳情したところ、知事は他にも申請があるから、その業者と談合協定してくれば四月十日の道議會に自轉車登録條例を提案すると云つた。

三、右近光俊君を通じて荒道議は五百萬圓で、本間道議の有する西川式プレートの權利を買つて貰いたいと伊賀道側に申込み、兩者これを了承し六月上旬蛇天において會談したるに、右日標式及び西川式の外に境一雄君の關係せる藤田式があり、この三社が協定しなければならなくなり、きのえね會談を行い藤田式が三分の一、日標式が三分の二、西川式には日標式より五百萬圓提供を約し、これを關係者たる荒、本間、井川、齋藤正志、田中信夫各道議及び知事にも分配する、と本間道議が言明していたが八月下旬に至り、藤田式の境君との間に三分の一の仕事では藤田興業より既に數百萬圓出しているの、貰うところがないから日標式プレ

一ト一箇八十圓を九十圓として十圓を境君に提供することがまゝつた。

四、坂東議長に對し知事と會談の結果たる談合のことについて相談した處、自由競争でやるべきだ、と云われ二十名の出張員を派遣して四十數箇町村より、日標式プレートの發註を得たが、六月上旬に至り地方課より發註停止の公文書が出たため業務が停滯し現品もそのまま放置の状態となつたので調査したところ四月七日日本間道議が西川式プレート代理店契約をなし、西川式に有利にするため知事に申入れ條例案を差止め、地方課に働きかけて發註停止の公文書を出させた上、本間道議は荒道議境君等と手を握りプレート賣込み事業の獨占化を圖つた。

五、七月道議會開會前日、本間道議が條例案を見ると前部式となつていたので、本間道議は總務委員會迄に訂正すると稱し、翌日本間、荒、齋藤正志の三道議が知事室で相談の上見易いところと原議を訂正させた。

六、海野銀次郎君外一名は、西川式プレートの採用條例案提出を條件として知事に對し三百萬圓の政治献金を約束し、この金を受取るため草薙君、平野君等四名は京都へ行つた。

以上大體六點を指摘せる所謂伊賀道文書なのであります。これにより委員會と致しましては、前述伊賀道文書の眞實なりや否やについて、先ず翌三十一日伊賀道君を證人として出頭を求め宣誓せしめた上訊問致しましたところ、該文書の内容は大體において眞實であり自分が顧問である三和交易の森岡社長が書いたこと、その動機は自分の關係している三和交易の日標式プレートについて荒、本間兩道議、境君等が三社協定をしておきながら、その裏をかくような行動に出て相當な損害を蒙つたので當初檢察廳に告發するつもりでいたが、一應議會に提供して黒白を明らかにしたいと思つたこと。

等について證言したので文書の執筆者である森岡博君を證人として喚問する外、一應本文書に關連あるもので必要と認める者を證人として喚問しこの眞相を究明するとの方針を決定し、同日引續いて森岡博君、宮島敏雄君

及び境一雄君の三證人を十一月一日には海野銀次郎君、松波辰次郎、淺井覺吉君の三證人を、二日には本間武三君、渡邊哲太郎君、田中信夫君、井川伊平君、齋藤正志君、内田一雄君の六證人の喚問と、森岡博君の再喚問を行い、三日から五日まで折柄開會中の第五回定例會本會議のため委員會は休會し、六日には荒哲夫君、大野三郎君の二證人を、七日には小林隆春君、草薙泰一君、平野晃君の三證人を夫々喚問し、伊賀道文書記載の事實の眞偽について證言を求めたのであります。

即ち十月二十八日以来十一月七日に至る間においては主として伊賀道文書によつて公表された自轉車登録番號に關する不正の疑惑中、特に一、荒道議が宮島君とともに日標式プレート斡旋に關して、森岡君に四十萬圓の運動資金を要求したという事實の有無。

二、日標式、西川式、藤田式の三社協定の條件として五百萬圓の權利金を荒、本間兩道議が要求したという事實の有無。

三、海野銀次郎君と草薙、平野兩君との間に自轉車登録條例を出すことを條件として知事に對して三百萬圓の政治資金を贈るという約束の有無。等について十八人の證人を連續喚問して徹底的な追求が行われたのであります。この間における各證人の證言を伊賀道文書に對照し當該關係事項の主要事實に關して伊賀道文書を肯定するもの、否定するもの及びその何れとも認め難いものとに區分して見ますと次の通りであります。

肯定するもの。伊賀道、森岡、淺井、大野、小林、内田、松波の七證人否定するもの。宮島、荒、境、海野、本間、齋藤正志、田中信夫、草薙、

平野の九證人

そのいずれとも認め難いもの。渡部、井川の兩證人であります。

尙この間において伊賀道證人より本件に關する關係者との會合及び立會つた人々の覺書本間武三君より海人草收支明細書、渡部證人より海人草に關して本間君等を告訴した陳述書寫及び海人草に關する陳述書の參考提出を受ける外、委員會の決議に基き、渡部證人に對し西川對渡部の代理店契約書の寫、西川對本間の代理店契約書の寫、海人草納入に對する計算書の

寫、森岡證人に對し本間對西川間の契約書寫及び知事に對し自轉車登録番號標の採用方陳情調、條例公布までの經過概要、番號標購入に對する注意喚起方通牒寫、他府縣における條例制定狀況、番號標本として提出のあつたものの提示等、關係書類、記録等の提出を求めたのであります。

而してこれ迄における委員會の運営に照し、調査の結果は伊賀道文書を肯定する側も、否定する側も何れもその證言を裏付ける物的證據は殆んどなく證言における大きな喰違いは果してどちらが眞實なのか全く暗礁に乘上げたかの觀を呈し、速かに結論を見出すべしとの委員間における一部の主張もこれが實現の甚だ困難性を見出さざるを得ない狀況と相成つたのであります。

依つて委員會はこれ迄の各證言速記録の整理を待つて今後の運営を協議することとして十一月八日より七日間休會することとなり、第一段階における調査を了つたのであります。

第一段階における速記録の整備を待ち十一月十五日再開された委員會より、第二段階に入つた譯であります。それまでの早期調査完了は一應困難となつて参り、第一段階における證人の眞實性の探求のため、先ず三百萬圓の政治献金問題に關する京都、東京等における草薺、平野、海野三證人の證言について心證を固めるため、平田、森川、田中、佐々木の四委員を約十日間の豫定を以つて派遣することとなり、委員中事故あるものを除く殘留委員はその間に速記録による證言の喰違ひ等を検討することとして十一月十六日より二十九日まで二週間休會することと相成つたのであります。

この間派遣委員は十一月二十一日東京において大槻正秋君、二十二日京都において三谷伸銅の重役たる村山正君及び森藤次郎君、十一月二十四日東京において同じく高橋壽信君についてそれぞれ参考人として事情を聴取したのであります。その結果、草薺、平野、海野等の三證人の證言は主要事實について重大なる疑問を生ずるに至つたのであります。一例を挙げれば前記三證人は京都三谷寮訪問は宿泊のみを目的としたものであると主張

するのに對して三谷伸銅高橋、村山、森の三氏は事前にプレートの話もあるので御伺いすると連絡があつた事を申述べて居るのであつて、更に主要事實について相當の喰違ひがあるばかりでなく、道營電源開發關係の話もなされたという新事實が附言されたのであります。

一方殘留委員は二十四日主要事實に關する證言對照表を中心として協議會を開いたが、派遣委員の歸任を待つてその喰違ひ點等を検討することとなり、十一月三十日委員會が再開されたのであります。而して同日の委員會におきましては東京、京都等に於ける調査結果の報告、證言對照表の検討等が行われ、尙また各委員において検討するため十二月一日より六日間を休會し、十二月七日に再開されたのであります。この間委員の異動が相當あり、同日の委員會においては調査範圍につき論議が行われ自轉車登録條例の制定に關して不正行爲が行われたか否かの點につき最も重點を置いて調査さるべきことが強く委員の一部において主張され、更らに従前の調査の結果に基き先ず問題點を抽出すべきである。その問題點に對する證言の等を主に追求すべきであるとされたのであります。これにより先ず條例の喰違ひ點原議として提出を求むべきことを決め、更に偶々道教委事務局保健體育課主事伊藤今太郎君の名において道内各學校に發せられたところの驅虫劑ヘキシールレゾルシンの推薦狀が問題となり、伊藤君を参考人として出頭を求め陳述を聴取する外、翌八日は海人草に關し保健體育課長松島尉太郎君、藥務課長西田松太郎君の出頭を求めたのであります。

それによつて

1 伊藤主事は海人草の使用に反對であり、これがために問題の推薦狀が發送されるに至つた事實。

2 關係課長が野口副知事室に一回若しくは二回にわたつて招致され、本間道議及び野口副知事より海人草を學童に使用する件につき話合がなされた事實。

3 海人草の需要量等の會議が本間道議の要請に依つて開かれ、その席

上に本間道議及びその會社の重役三上、大島兩君が出席した事實。

4 二十萬人分使用見込みの公文書が保健體育課より藥務課に出されて居る事實等についての證言がなされたのであります。

次いで十二月九日には記録として提出された條例案の原議について伊賀道證言にある通り第四條本文の「ハンドル」云々が赤鉛筆で抹消されており、その第一號の「金屬製品であつて表面の大きさは云々」が「金屬製であ」迄殘され以下が同様抹消されて「ること」の文字が赤鉛筆で加筆訂正されてある點が、俄然、問題となり地方課安田、赤沼、鯨岡、三主事を證人として喚問、この間の消息について訊問が行われたのであります。これについての第一回喚問において鯨岡主事は「原議訂正は上司の決裁過程においてなされたものであるから、自分は何時誰が訂正したか知らなかつた」と云うのに對し、赤沼係長、安田次長は「地方課の次長の机の上で安田次長が訂正した」と證言されたのであります。たまたま訂正加筆された「ること」の文字が鯨岡主事の文字と類似している事が委員會の問題となり、筆跡鑑定を依頼するとの決定がなされたのであります。この點に關し安田證人より證言訂正の申入れがあり本委員會はこれを了承して第二回喚問となつたのであります。その際に安田證人は「前回の證言は問意の錯誤によるものであつて朱線で抹消したのは自分であるが、「ること」を加筆したのは鯨岡主事と思う」と證言し、更に鯨岡主事を再度喚問してこの點を調査したところ「「ること」を加筆したのは自分である」と證言して兩證人とも前回と異なる證言をなしたのであります。而してその眞偽を質するため法規課長の代決をした田村次長を證人として出頭證言を求めたところ「自分の決裁したものはこの原議とは違つて、確か薄い野紙に複寫で書いたものでその内容は統制條例であつたものに自分も加筆したと記憶する」との證言があり地方課三證人との證言に重大な喰違ひが生じて参つたのであります。

次いで十二月十三日結論を得るために問題點を抽出しこれに伴ひ必要と目される證人の再喚問、對質訊問等を行うことを協議會形式において豫め

協議の上、次いで委員會において正式決定して十二月十四日には草彅證人十五日には森岡、宮島、右近、境、松波五證人の再喚問と荒、右近兩證人の對質訊問、十六日には宮島、森岡兩證人の對質訊問、十八日には伊賀道、森岡、本間三證人の再喚問、十九日には荒證人の再喚問を行い、尙十三日の協議會においては、從來及び今後とも委員會の運営過程において特定人の行動が批判される關係上、必然的に特定個人の名譽等に關し、相當の影響を與える發言がなされる場合も考慮されるのであります。考査特別委員として職務上正當の行爲となされるものであるから、何等違法性がなく、名譽毀損等は構成しないものであることを了解するとの了解事項を申合せ又田中知事及び坂東議長に對する證人としての出頭請求は特に慎重に取扱うことを申合せたのであります。後段の申合せに關してはその後の委員會運営の經過において田中知事及び坂東議長の正式證言を求むることの必要が生じ、十二月二十一日坂東議長、十二月二十二日田中知事を夫々證人として喚問し宣誓證言を求むることとなつたのであります。

以上十二月十三日の協議會以降十二月二十二日の委員會においては九證人の再喚問及びその内四證人については更に對質訊問が行われたのであります。その訊問の概要は次の通りであります。

草彅證人については、主として京都における行動及びその口頭復命のメモによる復命事項記述の書類に關して訊問が行はれ。

森岡證人に對して荒道議との四十萬圓或は二十萬圓乃至はスプリング代問題、宮島、海野兩證人との關係三社協定問題知事との面會陳情條例原議の訂正問題等について更に突込んだ訊問が行われ。

宮島證人に對しては荒證人との關係、森岡證人乃至は三和交易との關係、四十萬圓或は二十萬圓乃至は荒證人のスプリング代松前方面の發註を受くるための旅費の受授等について訊問が行われ、前回否定又は言及せざるスプリング代或は旅費の受授等に關しその一部を覆して新な證言をなすに至つたのであります。

右近證人に對しては、荒證人との旭川での會談の模様及び知事と旭川の

某喫茶店での會談並びに「きのえね」會談の内容等について訊問がなされ。

境證人については三社協定に對する動きに對する訊問があり松波及び森岡證人との關係にも言及し。

松波證人については三社協定特に伊賀道證人と境證人との間にあつて調停の役割を果たした諸事實及び知事に會つて問題を圓滿に解決せしめんとした動き等について訊問が行われ。

次いで右近、荒兩證人の對質証言においては、三社協定を廻る五百萬圓問題及び條例制定との關係等について訊問が行われたのでありますが、何れも前回証言と同様相對立するものであつたのであります。

宮島、森岡兩證人の對質証言におきましては、運動資金としての二十萬圓、又は荒證人のスプリング代について或は三和交易を紹介するための荒道議の名刺要請、宮島證人が荒道議の秘書なりや否やの點等について訊問が行われスプリング代二、三萬圓についてはそのような話のあつたことが確認されその他の諸點については依然相對立するものであつたのであります。

又、伊賀道證人に對しては、條例案の原議訂正に對する所見、知事との會談内容、荒、本間道議等のプレイト事業の獨占化を圖つた點に對する所見等について訊問が行われ、これに對する伊賀道証言に關係する本間道議等のプレイト事業の獨占企圖條例のプリント等について森岡證人より四度証言を求めたのであります。

本間證人に對しては、前回証言事項の不明確なる諸點の解明を求め、特に條例案原議の訂正については、訊問が集中されたのであります。これは否定し、又海人草の賣込みに對する動きについては、需要量の決定等について教養事務局、或は衛生部に對し相當突込んだ意見を述べていることが明かにされたのであります。荒證人については、本間證人との關係、森岡、宮島兩證人との關係三社協定に對する役割等について訊問が行われたのであります。次に新に證人として喚問した坂東證人は、四月九日伊賀道君がきて、協定がつけば知事は緊急に條例を出す云つてゐるが、そんな

ことができるかと訊ねられたが、協定などは以つての外だ。少しでも安いものを道民に賣るべきだ。プレイトを廻る利權の話を一、二月頃から承知し、農協黨の宮本議員會長にこのことを話して、知事が若しこうした利權にからむ條例を提案したら、農協黨はあくまで公正な立場で反對すべきだと、忠告しておいたと、証言したのであります。又田中敏文證人は條例を作ろうと考えたのは二十五年の三月か四月頃からで、業者の陳情が動機である。特に條例設定について部下に指示したことはないが、陳情のある毎に事務當局に流して置いた、條例の内容には最初からメーカを指定するという考えはなかつたので、統制條例にするか行政條例にするかというような方針について協議したこともないし、議員その他の有力者に相談等をしたこともない。プレイトに關し利權運動的なものがあつたとは、聞いていないが、陳情が多くあるので、利權問題に發展する危険性は感じていたけれども、自分として公正に判斷する肚でいたので、特別にこれに對する防止措置は執らなかつた井川道議の紹介で伊賀道君等がきたことはあるが、その會談内容については記憶がないし、その様な事を言う筈がない。井川道議より好意的な注意を受けた記憶はある。境君からは一回陳情を受けた記憶がある。右近君は旭川で會い話がでたが自分の關知しないことだから荒君に直接話したらよからうと突ばねた。九月の末か十月の始め頃伊賀道、森岡、松波、右近君等が會いたいというので、自分は迷惑であり拒否したにも拘らず、松波君がとにかく話をきけというので、一應境、荒兩君等に關係する話を聞かされたが、直接君等が會えばよいではないかと云つたつもりであつて、三社協定の動きがあるというところは初め知つたのである。以上の如き証言が行われたのであります。なおこの間において記録として、知事に對し前述自轉車登録條例原議の提出を求めるの外、鯨岡主事の六月中出張調、町村會長に對する番號標採用方陳情者調、知事に對し自轉車登録條例關係書類一切、地方課三證人に對し自轉車登録條例關係書類、及びこれに關する個人的參考資料等一切を記録として提出することを求め、夫々綿密なる検討が加えられ、併して以上十二月二十二

日迄の調査を以つて一應關係者の喚問を了し、これが記録の整備及びその検討を行うため、本年一月二十一日迄委員會を休會することと相成つた次第であります。而して本年一月二十二日再開せられますや同日委員中より

1 田村法規課次長の加筆訂正したという原議。

2 草彅秘書課次長の京都出張口頭復命のメモ、及びこれに基き淨書した書類。

3 境一雄君より發せられた松波辰次郎君宛の返信。

4 西田藥務課長の保管する海人草二十萬人分使用計畫の公文書。

5 藥務課西村技師の所持する海人草需要會議のメモ。

6 松島保健體育課長の保管する海人草購入斡旋に關する關係書類一切。を記録として提出せしめられたい。との要求があり、これを決し、翌二十三日より意見開陳及び討論に入ることと申し合せたのでありますが、二十三日に至り更に委員中より當時の國警防犯統計課長にして、現國警福岡縣警務部長、三宅二郎君に對し、本道防犯統計課長當時、本問道議がプレートに關し再三陳情したる事實を聞いたので、その有無を公文照會せられた

いと、の要求があり、前日提出要求の記録等のこともあり、委員會運營の變更について論議が交された結果、これが照會を行うことに決し、更に委員が保管する海野銀次郎君、黒坂俊雄君から渡部哲太郎君宛の書簡の提出を求め、朗讀せしめた結果、京都三谷寮訪問前に東京に於て二日間になつたり草彅、平野、大槻、海野、黒坂の五證人に依つてプレートに關する協議がなされたという新事實が発見され、この取扱方法及び委員會運營について協議が行われたのであります。次いで二十四日に至り、前日の委員提出の資料に對する信憑性を確認するため、渡部、海野兩證人の再喚問、黒坂俊雄大槻一正秋兩君の證人喚問を決し、即日渡部證人の出頭證言を求めたのであります。即ち渡部證人は、平野、草彅兩君と海野君を交え「ときわ」で會談したが、その際平野君が「プレート」を採用して貰うには相當の運動資金が要するが用意があるか」と自分等に要求したが、贈收賄になつたら困る

と思つたので斷つたところ、平野君は「着手資金として百萬圓、成功報酬金として二百萬圓出せば條例によらない方法でプレート採用方の一切を受ける」といい、その後平野、草彅兩君の上京に際して海野君を通じて三十萬圓を要求してきたがこれも斷つた。京都行の目的は三百萬圓の要求を蹴つたので直接三谷伸銅から資金を引出すためであつたと思う。西川式プレートの販賣權は、最初自分が持つていたが、結局本問道議と妥協した。これの事實を前回の證言に當り述べなかつたのは、政争の具に利用されることをおそれたからであると新事實につき證言があり、更に海人草及びプレートに關し、詳細な陳述書を出したいと思うが、受理して貰いたい旨を陳述したのであります。依つて更に同人に對し

1 黒坂、海野兩君より渡部證人宛の、本件に關係ありと思料せられる書簡。

2 海野君に渡した上京旅費六萬圓の使途明細書。

3 プレートに關し知事秘書等が、渡部では條例をだせないといつたことに對する三谷伸銅及び日本特許防犯社長に對する發翰の寫し。

4 渡部證人の本件關係陳述書、を夫々記録として提出せしめることを決し、東京、大阪等遠隔地在住證人の喚問上、及び資料の整理上一月二十五日より二月四日迄十一日間休會することとなつたのであります。二月五日に再開の委員會は、福岡縣の三宅二郎君より電送寫眞による回答が参り、その要旨は、本問道議と會つたのは二回位あり、プレートの話もあつた。しかし、條例制定については早くから關心を持つていたが、その面會後に條例を起草する決心をしたというのではないというのであります。續いて黒坂俊雄君、海野銀次郎君の出頭證言を求めたのであります。その要旨は次の通りであります。黒坂證人、渡部證人宛手紙の自筆を認め、東京で平野、草彅、大槻、海野四君と會ひ會食し、プレートの話をしたことがある。また渡部君から頼まれ、北海道の電源開發の銅線等について三谷の村山重役に話したこともある。更に京都三谷寮で草彅證人等とプレート相談をしたと證言。

海野證人 渡部君宛手紙は自分が書いたものであるが、その當時の氣持はどうであつたか思い出せない。その他平野證人との金銭貸借關係、東京での草薺、平野、大槻、黒坂證人等との會談關係、その他前記手紙の意味及び渡部證言との關係等について證言が行われたのであります。更に同日の委員會においては内山觀月君よりの、證人として出頭證言したい旨の陳情書を諮つて、本人を證人として喚問することを決し、尙委員中より要求のあつた右近君と知事の會談に關し、雜誌情緒を證據として受理せられたしとの動議は、否決したのであります。二月六日の委員會においては、内山觀月證人の出頭を求めたのであります。その證言の要旨は、自分はこのブレート問題に關し第三者の立場から、いろいろ斡旋の勞をとつた。即ち海野君と平野、草薺兩君との關係がますますなり、海野君がときわでの三百萬圓獻金問題、知事が海野君から融通を受けた十萬圓問題、條例制定の内幕等につき、暴露文書を作つたので、出野公室長に話し、同君から調停役を引受けてくれと頼まれ、六月二十日關係者とともに支笏湖に行つたり、狸小路の某料亭では草薺君が海野君に「僕が悪かつた許してくれ、君の今後のことは、知事、出野君達と協力して自分が責任をもつ」と泣いて謝つたり、料亭「さかい」でも出野公室長を含めて仲直りの一席を設け、その後出野君宅でも會合して、今後一切を忘れると云つて暴露文書に封印した。その後海野君が蒙つた損害の問題について出野君、草薺君は自分は官吏の身で大金の賠償はできないがその代り事業面で協力すると、話合が出来た。以上の如き證言がなされたのであります。ここに於いて委員會は、證人喚問はこの程度で打切ることに意見の一致を見、十一月十五日に始まり二月六日に及ぶ、委員會調査の第二段階を了したのであります。

二月七日より委員會の運営は、第三段階に入り、これ迄調査を行つて参りました各證人の證言、並びに提出を求めた記録に基き、海人草問題と自轉車登録番號標問題の二點に區分致しまして、各委員の調査事實に對する認定、並びに調査事實に基く意見の開陳が行われたのであります。即ち二

月七日より九日迄は海人草問題、二月十二日より二十一日迄は自轉車登録番號標問題に關し委員間に白熱的論議が展開せられたのであります。實に十二日間の長期間に亘り、凡ゆる角度より充分なる討議が盡された結果、委員會の空氣は調査事實の認定及び調査意見について、大體二つの相異なる意見に分れて参つたのであります。而して翌二十二日の委員會において、これら二つの相異なる意見が、動議の形を以つて提出され、討論終局の上、採決の結果、別に御手許に配付してあります報告書の通り、多數を以つて調査事實の認定及び調査意見が可決せられた次第であります。これより本委員會の可決せる報告書について、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

第一に海人草事件ではありますが、本件はその購入價格は適正であつたかどうかの點につきましては、一斤八百圓で購入を要請されたのに對し、藥務課は當時の藥事時報に基き、一斤七百二十圓と決定したのであるから不當なものとは認められないのであります。その購入數量は三乃至五萬人分以上は不必要と認められていたものが、その後本間道議並びに業者の強力な要請に依つて、二十萬人分使用見込みの公文書となつて表われ、十萬人分購入を實現したのであるから、不當であると認めるものであります。次に購入に至る經過についても非常に不明朗なものがあるのであります。即ち當初野口副知事室に關係課長等が招致されて、海人草の使用につき野口副知事、本間道議より相談された時は、誰一人として積極的な購入意思を持つて居なかつたのであつて、その直後本間道議の會社から購入を要請されたが、西田藥務課長は之を斷つたのであります。然るに本間道議は野口副知事に依頼して、再び西田藥務課長を副知事室に招致し「買う買わないは別として現品を調査してはどうか」と督勵されたので、始めてその購入に着手したものであつて、その購入量の決定については、本間道議の要請に依つて需要供給に關する關係課長、係員等の會議がもたれ、その會議には本間道議及びその會社の三上、太嶋君等の業者も二回にわたつて出席しているのであります。更に又本間道議は關係課長に對して「二、

三回決裁を早くしないから文句を言つた事がある」と自ら證言して居るばかりでなく「その後數量の點について松島保健體育課長に對して、大事をとるといふが多い事に大事をとるばかりではない。少ない事にも大事をとるべきである。もしも後になつて足りなくなつた場合どうするのか、あつものにこりてなますをふく、と、いろ／＼の例を擧げて詳しい事を聞いた事がある。普通の商人なら言われない様な事を言つたので、多少威壓になつたかも知れない」と言つて居るし、更にその海人草を各學校に紹介する公文書の内容について「こんなボケた文書では海人草を紹介する意味がない」と課長に文句を言つた事がある。之を威壓と感じたかも知れない」と等と證言して居るのでありますが、之等は明らかに政治的事務干渉を意味するものと認められるのであります。また藥務課に於いては必要と思われる量以上の大量購入を要求されるので、使用見込量に對する公文書を貰わなければ買うわけに行かないと主張した結果、遂に二十萬人使用見込の公文書が造られて、該品購入の根據となつたものであつて、此の事も不當なる壓力が加えられた事を、如實に證明して居るのであります。

然しながら西田藥務課長は砂の附着力たまゝの數量で買つてくれと言う本間道議等の相當強い要請を拒否して、砂を約八百斤除いて購入した事は好ましからざる勢力に屈服しなかつたものと認められるので、此の點は妥當であります。以上に依つて該品の購入は、正常な状態のもとになされたものでなく、外部壓力の干渉下に關係職員の意志に反してなされたものであると認められるのであります。次ぎにその結果の影響であります。必要量以上に購入して貴重な道費の濫費を來したのみならず、學童の驅虫對策にも支障を與え、更にその波及するところは網紀の弛緩となつて表われ、保健體育課内に於ける伊藤主事の不當なる文書發送というが如き事故をも惹起するに至つたものであります。以上の點より之を検討するに、本件は海人草の道廳に對する賣込みに關し、全道學童の驅虫對策という名目のもとに全體の奉仕者たるべき道議會議員が、その職權を濫用して道の行政事務に對して不當なる政治的壓力を加え、關係部課職員の積極的購入の

意思なき該藥品を、然も、必要量以上に購入せしめたものであつて、不當なる行政事務干渉が行われたものであると、認めるものであります。次ぎに本件に關し各證人に對する調査の結果に基く意見は西田藥務課長は本件に關する證言に當つて外部の勢力等に右顧左眄する事なく、自己の體驗したる眞實を述べて本委員會の調査に寄與し、また本件に關する關係課長としての職務態度に於ても、毅然として不當なる陳情を斥け、その被害を最少限度に喰ひ止めた事は公務員として賞讃されるべきである。渡部證人については、惡意が認められないので不問にする。松島、伊藤兩證人についてはその證言に當つて眞實を述べたものとは認め難いが、積極的惡意が認められないので之を深くとがめないが、適當なる處分がなされるべきである。本間證人については、公務員その職權を濫用して不當なる行政事務干渉を行ないその結果の利益を自己の屬する會社に歸せしめんとしたのであるからその行爲は潰職の容疑があり告發すべきものであると認定する。以上の如く決せられたのであります。第二に自轉車登録番號標事件であります。本件は非常に廣範圍な問題を含むところの複雑極まる事件でありますので、之を次のように大別分類して調査事實を認定致したのであります。即ち

1. 文福茶屋に於ける四十萬圓の運動資金要求に關する問題。
2. 三社協定に關する問題。
3. 原議訂正の共同謀議に關する問題。
4. 知事自身に關する問題。
5. 知事側近者一部の不正事實に關する問題。

以上五點に分類し先ず第一點の文福茶屋の四十萬圓要求問題については、公務員たる荒道議が三和交易社長森岡證人に對して自轉車登録番號標の賣込みに關し、道條例の制定、メーカーの指定等に關する運動をなす事を條件として、四十萬圓の運動資金を要求し且つその後宮島證人より三和交易會社に對し再三にわたつて前述の四十萬圓の中二十萬圓乃至はスプリング代として二、三萬圓を請求したものと認められ、伊賀道證人が之を拒

否したため金銭の授受は未遂に終わったものでありますが、此の行爲は金銭の具體的な授受はなくとも漬職の容疑濃厚なものと認められるのであります。更に又證言に當つても荒、宮島兩證人については宣誓をしたる證人でありながら、眞實を述べたるものとは認め難く、偽證の疑が濃厚なのであります。次ぎに第二點の三社協定については旭川に於ける右近、荒兩證人の五百萬圓に依る利權買賣斡旋の約束から、三社協定に發展したものであり、協定そのものは商行爲であるから、道德的批判の對象とはなるが、本委員會の調査對象とはならないと存じます。然しながらその協定の目的が他の競争を排撃して三社に依る事業の共同獨占を畫策し道條例の制定に影響を與え、メーカーの指定を受けんとしたものでありますから、此の點は單なる商行爲とは言ひ難いのであります。然もその結果が原議訂正の共同謀議に迄發展した事は、調査結果に依つて明らかでありますので、三社協定は一部業者の不當なる利益追及の手段として計畫され、しかも公務員たる道議會議員が此の間に介在して道の行政事務に影響を與える事に依つて、一部特定業者の利益に奉仕せんとしたものでありますから、その行爲はとがめられなければならない殊に荒、本間、境の三證人については宣誓をしたる證人でありながら眞實を述べたるものとは認め難く、故意に偽證をなしたるものであるとの容疑濃厚であると認めるものであります。次ぎに第三點の原議訂正の共同謀議についてでありますが、七月道議會直前の總務委員會の當日知事室に於て荒、本間、齋藤の三道議及び氏名不詳の一名を含めた四名によつて、前述の共同謀議がなされた事は各關係證人の證言に依つて明らかであつて、不當なる行政事務干渉がなされたものと認められるのであります。隨つて荒、本間、齋藤の三證人の行爲は漬職及び偽證の疑が濃厚であると認められるのであります。また安田、赤沼、鯨岡の三證人については積極的惡意はなく、その立場上止むを得なかつた事は認めるが、偽證の疑があるものと認めるものであります。唯この間にあつて田村證人の毅然たる證言態度のみは賞揚に値するものであつた事を附言致します。次に第四點の知事の事件に對する關係についてであります。

知事は自轉車登録番號標が利權問題に發展すると言ひ事を、當初から多分に危惧して居たと言ひながら、その利權防止について何等の措置を講じなかつたばかりでなく、その利權問題の直接關係者數名から二回以上にわたつて、社會黨關係者の利權問題に關して善處方を要望されたにもかゝらず、社會黨道連合會は關係して居らないから聽く必要がないという意味に於いて之を默殺し、何らの調査もなさず如何なる方策も講じなかつたと言ひして居る事は全道民の奉仕者たるべき知事としてその職責に忠實であつたものとは認め難く、更にまたその證言全般にわたり到底眞實を述べたるものとは認め難く、宣誓をしたる證人でありながら、意識的に虚偽の證言をなしたるものとの證明十分なので疑證の容疑濃厚なるものと認定するのであります。本件に關する坂東議長の證言は政治的考慮、個人的情實等を斷ち切つて眞實のみを述べたものと認められ、その證言態度は賞讃すべきものであつた事を附言致します。

次に第五點の知事側近者一部の不正事實についてであります。草薙秘書課次長及び社會黨道連合會政治局員平野證人の二名は大槻、海野、黒坂等の三證人と提携して或る時は自轉車登録番號標及び道營電源開發事業に關する利權的交渉のために、京都三谷寮を訪問して謀議をこらし、また或る時は札幌市「ときわ」に於て草薙平野兩證人は渡部證人に對して道議會にはかゝることなく自轉車登録番號標を全道に採用せしめるといふ不當なる利益供與を條件として三百萬圓の運動資金を要求するといふが如き漬職を含むところの醜行を續け自己の職務權限を越脱して公私を混淆し果しなき暗躍をなして居る事は、誠に遺憾の極みであつて、知事身邊の不明朗性は斷乎として肅正すべきものであると認めるものであります。殊に前述の五證人はその證言に當つても宣誓をしたる證人でありながら故意に虚偽の證言をなして居るものとの明白な證明がなされるので偽證容疑特に濃厚なものと認められるのであります。尙本件に關する内山證人は、自己の正義感にもとずき、自發的に重要な證言を行ない本件の調査に積極的に寄與した事は賞揚すべきものである事を附言致します。以上の諸點を總括して

検討するに本件は全道民の足とも言うべき生活必需品たる自轉車を對象として、その登録條例の制定に影響を與え、メーカーの指定により巨利を收める事を目的として全道民の利益に奉仕すべき道議會議員が此の間に介在し、その職權を濫用して重大なる行政事務干渉を行ない特定少數者の不當なる利益に奉仕せんとした事は公務員としての分限を逸脱した行爲でありまた、知事は主要な立場に置かれて居るにもかかわらず、利權防止について何等の措置をも講ずる事なく之を放任して、首長としての責任を果さなかつたものであり、更にまた知事側近者一部の行動に至つては全く常軌を逸したものであつて此の間に賄賂の要求と言うが如きいまわしき問題をも含み、然かもその中心的役割を果した關係證人の殆んど全員が主要事實について故意に虚偽の陳述をなしたるものと認められるので、本件は瀆職並びに偽證の容疑濃厚なる一大汚職事件であると認めるものであります。次に本件に關し各證人に對する調査の結果に基く意見は、坂東議長は、その證言に當つて政治的情實等にとらわれず、自己の體驗したる眞實を述べた本件の利權の風説を聞いた場合も速やかに適當なる措置を講じて道民の利益を守つた行爲は公務員として賞讃さるべきである。田村法規課次長はその證言に當つて良心に従つて何事をもかくさず何事をもつけ加えず、自己の體驗したる眞實を述べ本委員會の眞相究明に寄與した事は賞讃さるべきである。

内山證人は個人的情實を斷ち切つて積極的に證人となりその證言に當つても良心に誓つて眞實を述べ本委員會の調査に寄與したるのみならず道政の明朗化に貢獻せんとする心情は道民の一人として賞讃に價するものと認定する。田中信夫道議は本件に全く關係なきものと認定する。井川道議、伊賀道、森岡、渡部、右近、松波、浅井、内田、大野、小林、高橋、村山、森等の十三證人は本件に關係はあるが何等惡意が認められないので不問にする事を適當と認定する。大槻證人は偽證の事實明白であるが宣誓をして居らないのでこれを不問にする。田中知事、境、宮島、平野、海野、安田、赤沼、鯨岡、黒坂等の九證人については宣誓をしたる證人でありながら、

その證言に當つて故意に眞實ならざる證言をなしたものと認められるので偽證の容疑にて告發する事を適當と認定する。荒道議、本間武三道議、齋藤正志道議、草壁秘書次長については公務員その職權を濫用して不當なる行政事務干渉を行ない、正しからざる行爲が認められ、またその證言に當つては宣誓をしたる證人でありながら、故意に眞實ならざる陳述をなしたものと認められるので、瀆職並びに偽證の容疑に依り告發する事を適當と認定する。

以上の通り海人草及び自轉車登録番號標の兩事件について本委員會の結論を見たのであります。尙これが採決に當つてはこれと別に調査事實の認定及び調査意見の動議が提出されましたが、小數を以つて否決され、この點小數意見が保留せられたのであります。然るに委員會の調査に對する結論を議決して後三月五日に至り、委員長報告文案の承認を求めんとして開いた委員會において委員西村武夫君よりこれまでの委員會は違法なる根據の下に運営された故を以つて考査委員會の審理無効並びに委員總辭職に關する動議が森川、三澤兩委員賛成のもとに提出されたのであります。右三委員は本委員會設置以來この點何等の疑議をさしはさむところなく、ともに調査致して參りましたに拘らず、委員會の結論を見て後斯る措置に出たことは洵に遺憾にたえない次第でありまして、この動議は否決された次第であります。

これを以つて本委員會に付託された海人草及び自轉車登録番號標、兩事件に關する調査結果の事實認定並びに調査意見の概略の報告を終るものであります。更に細部については既に御手許に逐次配付されて居りますところの證言記録等に依つて、各位に於かれても充分御研究の事と存じますので、それ等の點も含めて慎重なる御検討の上、本會議に於ても本委員會の報告通り御決定されます様切望して、報告を終るものであります。

▲考査特別委員長報告補足説明

本日の各派交渉會の状況にかんがみまして本委員會を開きまして慎重に

協議いたしたのでありますが、去る十日の報告に關して次のような補足説明をいたしたいと存じます。先ず第一に事實認定についてであります。先日の報告は總括的な問題に限定いたしてありますので本日は個々人につきまして具體的に調査事實を指摘しての説明を申し上げたいと思うのであります。

(1) 漬職容疑關係について

荒、本間、齋藤の三證人は自轉車登録條例の制定に當つて三社協定による後、部式番號標を採用せしむることを目的として該條例の原議が「ハンドルの前」と取りつけ場所が特定されておることを知り、その原議が條例案として七月道議會の總務常任委員會に附議される直前に知事室において協議して、これを訂正せしめたものである。この行爲は公務員たる道議會議員が、その職權を濫用して執行權に屬する道の行政事務に關して不當なる政治的干渉を行い、一部特定業者の不法利益に奉仕せんとしたものでありまた荒證人は以上の外に四月七日頃文福茶屋において宮島證人の紹介により三和交易社長森岡證人と會談をなし日標式プレートを採用を斡旋する運動を條件として四十萬圓の運動資金を要求したものであり、また、本間證人は海人草を道廳に賣り込むために關係部課職員が積極的な購入の意志を持つていなかつたものであるにもかかわらず關係者を一回若しくは二回にわたつて、野口副知事室に招致して購入を使喚し關係課長に對して決裁がおそいからと言つて二、三回にわたり督促をなし、また、需用供給に關する會議を二回にわたつて開かしめ、その會議に自己及び自己の社長である北水會社の重役二名と共に出席し更に購入數量についてもしばしば干渉して遂に關係部課職員の意志にあらざる多量の購入を實現せしめたものであり、しかもこれらの行爲を「道議會議員の立場において行つた」ということは本間證人自身の證言によつても明らかであるので、道の事務に關し職權濫用による不當なる政治的干渉であり、これらはいずれも公務員としてその職權を濫用するものであり、漬職容疑濃厚なものと認定いたしたものであります。次に草野證人は昨年二月十三日頃「肉なべときわ」において

平野證人と共に渡部、海野の兩證人に對し道議會にはかることなく特別の方法により、西川式プレートを全道に採用せしめることを條件として三百萬圓の運動資金を要求したことは公務員たる秘書課次長としてその職權を濫用し不法行爲をなさんとしたものであるから漬職の容疑濃厚なものと認定いたしたのであります。

(2) 偽證關係について

荒證人は昨年の四月七日頃文福茶屋に於て森岡證人に對し日標式プレートの採用を斡旋する運動を條件として四十萬圓の運動資金を要求した事實が明らかであるのに之を否定する事は偽證である。また、昨年五月二十一日頃、旭川市西尾宅に於て右近證人と會ひ五百萬圓でナンバープレートの利權賣買の斡旋を約束しその後、積極的に斡旋をした事實が明らかであるのに之を否定し、更にまた昨年七月道議會直前の總務委員會の午前中に知事室に於て原議訂正の共同謀議をなした事實が明らかであるのに之をも否定しているばかりでなく、以上の諸點の外その證言中に數多くの偽證がなされているとの濃厚な容疑が認められるのであります。

本間證人は七月十三日頃、總務委員會當日の朝伊賀道、森岡兩證人の訪問を受け「自轉車登録條例の原議が後部式で運動して置いたのに何時の間にか前部式に變つていたのでなんとかしなければならぬ」と道廳に行き秘書室において伊賀道、森岡證人等と落ち合うこととして知事室に於て原議訂正の謀議をなし、訂正した原議を伊賀道證人に提示した事實が明らかであるにもかかわらず、之等の事實を積極的に否定し、殊に十三日頃の朝の本間證人宅における伊賀道、森岡證人等との會談内容については、證言の都度全く異なる證言をなし、また「道條例の制定等に關して一切運動をして居ない」と證言して居るが黒坂證人より渡部海野兩證人に宛てられた二通のハガキに依つて本間證人が道條例に關して運動していたことは明らかであるから、この證言は事實に反するものである。また代理店契約には契約金を一錢も支出して居ない」と主張するが谷口三郎氏を通じて西川氏に對し代理店契約に關し五十萬圓の支拂責任を負つてゐる事實が明らかで

あるのでこの證言も眞實に反するものである。以上の諸點のほか數多くの事實に反する證言をなして居ることは明らかに偽證をなして居るものであるとの濃厚なる容疑を認めるものであります。

齋藤證人は荒、本間證人等と共に知事室において原議訂正の謀議をなしたる事實明らかであるにもかかわらず積極的にこれを否定していることは偽證の容疑濃厚なものと認めたものであります。

田中知事は四月道議會の際に知事室に於て井川證人の紹介により伊賀道、森岡證人等と會談の際に「業者の協定がついたならばメーカーを指定して條例を四月議會に追加提案したい」と言つた事實が明かであるのに強くこれを否定し、又昨年八月中旬旭川市チロル喫茶店において右近證人と會談した際、右近證人から三社協定に關して「荒君が誠意がないから誠意をもつように斡旋してほしい」と依頼されて善處を確約した事實明かであるにもかかわらずこれを強く否定し「そんなことは前から直接荒君に言えと突つばねたのです。そしてその後調査もせずほつたらかして置いたのです」と證言しておることは事實に反するし、又十月初旬知事公宅において松波、右近、伊賀道、森岡等の證人と會談の際に「三社協定に關して社會黨關係者が誠意がないから誠意をもつように斡旋してほしい」と申し入れられたのに對して「自分は關係してないので詳しいことはわからないが善處することだけは確約いたしました」と約束した事實が明らかであるにもかかわらず知事は「私はそんな事は聞きたくない」と拒否したが、松波君がまあ聽けと言うので聽くだけは聽いた。そしたら境君、荒君に關する問題だつたので境、荒兩君達に直接話したら良いだろうと斷つた」と證言をして居るがこの證言が眞實でないことは幾多の證明に依つて明らかであり偽證の容疑濃厚なものと認定したのであります。境證人は荒證人から三社協定の申入れを受けた事實が明らかであるのに第一回喚問の際には之を肯定しながら第二回喚問に於ては強く之を否定し「自分の方から業界の空氣を察知して、自發的に出かけたのだ」と主張して居ることは荒證人その他關係證人の證言と照して明らかに偽證である。また三社協定に關して

森岡證人と本間證人宅で逢い正式に名刺の交換までして居りながら「森岡と言う人とは逢つた事がない」と主張して居る事も眞實に反するものである。更にまた小樽に於ける伊賀道、松波證人等との會談に於て五百萬圓の利權賣買の問題からプレート一枚につき十圓ずつ値上して之を分配する話をした事實が明らかであるのに之を否定して虚偽の陳述をなし、またその協定の目的が道條例にメーカーの指定を受け、三社に依る共同獨占をしようというものであつたにもかかわらず、之を否定して居る事は以上の諸點とも偽證の容疑濃厚なものと認定致したのであります。宮島證人は昨年四月七日頃文福茶屋に於て荒證人に對し森岡證人を紹介して日標式プレートの採用に關する斡旋の運動を依頼し荒證人より四十萬圓要求の事實があつたことを知りながら證言に當つて之を否定し、またその後三和交易に對ししばしはその四十萬圓を要求し二十萬圓でも良い、せめてスプリング代二、三萬でも出してくれと請求した事實明らかであるにもかかわらず、當初は全面的にこれを否定し、その後度々の訊問に依り言を左右にしながら遂に包み切れずスプリング代二、三萬請求の事實のみは自認したものであるが、その他の點について之を否定し續けて居るばかりでなく、その他數多くの事實に反する證言がなされて居るので、偽證の容疑濃厚なものと認定致したのであります。草薙、平野、海野の三證人は昨年二月二十二日及び二十三日の二日間にあたり東京に於て大槻氏及黒坂證人と共に西川式プレートに關して協議をなし、道條例に西川式プレートを指定せしめて不當なる利益を得んとする交渉をなすべく、京都三谷寮を訪問した事實明らかであるにもかかわらず「偶然の機會にプレートの事など、全然考へず三谷寮を訪問したものである。」と主張するが、その後發見されたところの黒坂證人及び海野證人より渡部證人に宛てられた二通の手紙に依つて前述の證言はその根據を失ない、その他の證言も事實に反するもの非常に多く、偽證の容疑特に濃厚なものと認定したのであります。黒坂證人は東京に於ける草薙、平野、海野、大槻證人等との會談内容について極力之をかくさんとして京都三谷寮訪問の協議がなされた事を否定し、極めて短時間より會わ

ないし相手が冷淡で話にならなかつたと證言しているが北海道の自轉車台數登録條例の制定時期、プレート生産能力等相當詳しい協議がなされ代理店の責任者を取りかえる話までされた事實が明らかであるばかりでなく、山紫グリルに於て數時間にわたり會食をした事實等も黒坂證人自身の證言に依つて明瞭であるので偽證の容疑濃厚なるものと認定致したのであります。安田、赤沼、鯨岡の三證人は原議訂正に關して原議を朱線で抹消したのは安田證人が自分の机の上でなしたものであり「ること」を赤字で加筆したのは鯨岡證人であると證言しているが之を訂正したのは安田證人でなく朱線も「ること」も鯨岡證人が訂正加筆したものであり、知事室に於いて三道議の要請に依りなしたものであるとの證明がなされるので、前述の主張は事實に反するものと認められるし、更に原議の決裁は統制條例として法規審査委員會にかけられ審査の決裁を得た後に於いて法規審査委員會に無斷で内容を行政條例にすり替えて決裁を受けた事實が明らかであるにもかかわらず之を否定することは偽證の事實濃厚なるものと認めたいであります。その他の諸證人については前回の報告をもつて御諒承頂きたいと存じます。尙此の機會に附言致して置きますが本委員會の調査結果の事實認定は林委員の六日間にあたる論述がその根據をなしているものでありまして、即ち林委員の論述中事實認定を全面的に支持する者高橋委員ほか六名、西村、森川兩委員の論述を支持するもの三澤委員一名となり、二月二十日の委員會に於いて西村委員より討論打切り採決の意見が述べられ、二月二十二日の委員會に於いて林委員の論述を根據とする動議が提出者林委員、賛成者七名によつて提出せられ同時に西村、森川兩委員の論述を根據とする動議が提出者西村委員、賛成者二名によつて提出せられ、起立採決の結果林委員の動議が八對三をもつて可決せられたものであります。從つて委員長報告の根據は林委員の論述にありますので、本日の委員會において次の事を全會一致再確認いたしましたのであります。

即ち先日の委員長報告は事實認定の結論のみを述べたものであり、本日の補足説明は個々の具體的事實を指摘する程度に留めたのであるが、これ

に對する詳細なる説明は委員會記録第二十二號乃至第二十五號中林委員の論述をもつてこれにあてることとし、林委員の論述を本委員會の意見として確認するということに決定したのであります。從つて本日の補足説明に對しましても細部にわたるその説明は御手許に配付してありますところの記録によつて御了承をいただきたいと存するものであります。次に判定意見について補足説明いたします。先ず漬職容疑の四名については本委員會の意見は議會の名において、これを告發するというのではなく、告發することが適當であると認めたものであつて、その方法について補足いたしますが、當然告發權を有する知事に對して知事が告發することを適當であると認めめたものであつて、その方法について補足いたしますが、當然告發權を有する知事に對して知事が告發することを適當であると認めるとの勸告をすることが適當であると考えるものであります。次に偽證容疑については地方自治法第百條第七項及び第九項の規定により本議會の決議によりこれを告發することが適當であると認定するものであります。

なお、この際參考のために申し上げておきますが、先日の本會議における時田、太田兩議員の御質問は本委員會の運営が違法不當なるものであるかの如き前提上に立つて、しかもその内容に至つては法的根據事實認定等に關して既に質問の域を逸脱して討論段階の論議であり、委員長としては答辯外の問題であると認めましたので、あのような答辯をいたしましたのであるが、委員長は委員會の議を経ずに主觀による答辯の自由を許されておられませんのでこの點御了承いただきたいと存じます。

▲豫算審査特別委員長報告

私は過般設置せられました豫算審査特別委員會の委員長として、こゝに委員會の経過並びに結果の概要につきまして御報告を申し上げる機會を得ましたことは私の洵に光榮と存する次第であります。

本委員會は去る三月九日設置せられましたが、本會議その他の關係もございまして、直ちに審議に入ることが出來ず、去る三月十三日委員長及び

副委員長の互選を行い、引き続き審議の方法等につき協議いたしまして、翌十四日から、各部所管ごとに審議を行つたのであります。十四日は林務部、開拓部、労働部、及び商工部、所管、十五日は衛生部、農地部、建築部、土木部、民生部及び水産部所管、十六日は經濟部、總務部及び教育委員会所管というように、僅か三日の短期間に十三部に及ぶ大なる案件に亘つて、委員各位と關係當局との間に熱心なる質疑應答が續行されたのであります。

しかしその付託案件が骨格豫算と稱されているけれども、二十六年年度道政の方向を決する總額百十七億九千九百圓の巨額の普通、特別兩會計豫算と、これに關連する起債、道稅條例、職員定數條例等その件數三十二件の多きに達するものでありますので、これら案件の具體的結論を得るため翌十七日更に全般的に熟議檢討を加え、漸く結論を得てここにその結果を御報告申し上げるに至りましたことは委員各位の御勞苦の賜でありまして道政に對する御熱情に對しましては深甚なる敬意を表する次第であります。

本委員會の審議の跡を省りみまするに、今次提案せられました二十六年年度豫算は來る四月執行せられる知事並びに會議議員の改選を考慮し道當局においては、行政運営上の基礎的經常費及び特に緊急を要する事業費若干をもふくむ骨格豫算でありますので、その内容において政策的論議の對象となつたものは殆んどなかつたのであります。その執行に當り豫算の効率を發揮し道政の運営に遺憾なきを期する爲、本案を基盤として更に各般に亘り綿密なる審議が行われたのであります。

本委員會三日間における質疑を通じて特に強調せられた事項は、造林の普及對策としての森林組合の積極的指導、學校林の獎勵、山火豫防及び野兎、野鼠の驅除、道林業指導所の強化、中小電源開發の補助の増額、信用保證協會の増資による運営改善、留萌工業試驗場支場の運営方策、工業技術者の水準低下對象職業輔導機關の強化、農村二、三男の分家に對する入殖等の措置、緊急入殖者の積極的指導、開拓指導者の強化、道立保健所機

構の強化、結核及び性病豫防對策、醫療施設の統合問題、道製藥工場の運営改善、札幌醫大の綜合醫大への昇格措置、農具、肥料購入資金の融資對策、開拓協同組合と農業協同組合との一元化、繼續的性質を有する土木關係の豫算の計上及び定員の増加、融雪期における道路、河川の災害防止對策土木事業の早期着手捕漁船及びその家族に對する對策、水産業に關するヘリングトン聲明に對する措置、漁業共済制度の確立、水産單一協同組合の育成強化、貸付牛の割當もれに對する措置、農耕馬、補充對策としての馬產獎勵、原料乳及び酪農製品の検査手数料引下げ、法定外普通稅たる家畜稅の廢止、道稅滯納解消、學校營繕並びに教員充促に要する教育費の増額、教育文化向上のための社會教育費の増額、等道政各般に亘り論議が行われたのであります。而して付託案件について更に熟議の結果、次の結論を得た次第であります。

即ち第一に、議案第一號昭和二十六年年度北海道費歳入歳出豫算につきましては、前途の如く種々論議もあつたのであります。骨格豫算でもあり且つ道政諸般の重要施策は知事及び議員の公選の結果を待ち、新たな民意の反映を俟つて樹立推進せられることが民主政治の常道でありとして、原案の通り可決せられたのであります。

次の議案第二號乃至第十六號の各特別會計豫算につきましては、いずれも原案通り可決せられた次第であります。

議案第十七號乃至第十九號起債の件は電氣事業費、道立種畜場の復舊費、失業對策費に夫々充ててゐるものであり、議案第二十號及び第二十一號一時借入金の件は二十六年度普通會計及び特別會計支拂資金のため借入するものでありますので、何れも止むを得ないものと認めて原案の通り可決いたしましたのであります。

又議案第二十二號特別會計の名稱變更に關する件は、小學校職員のみならず、中學校等の職員についても、抱括して取扱ふこととするものであり、議案第二十三號特別會計の廢止の件は北海道教育資金を普通會計に繰入れするものでありますので俱に適當と認め原案可決いたしました。

次に議案第二十四號、道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件は生徒児童數の増加等に伴い、教職員定數を増加しようとするもので、事情止むを得ないものと認めまして原案可決いたしました。

議案第二十五號及び第五十九號道稅條例の一部を改正する條例設定の件は、前者は地方稅負擔の合理化を圖るため、貨物車を用途區分に小型四輪車を標準稅率にそれ〴〵稅率を改正しようとするものであり、後者は學校教育の重要性に鑑み、知事の認可を受けた各種學校の經營者に對しては法人たる學校との均衡上非課稅の扱いに改正しようとするもので何れも適當と認められるので原案の通り可決いたす次第であります。

以下議案第二十六號連合國、軍要員物資配給代行機關に對し、資金貸付の件議案第二十七號學校給食用物資配給代行機關に對し、資金貸付の件、議案第二十八號、授產事業資金貸付の件、議案第二十九號、共同作業所運轉資金貸付の件、議案第三十號、社團法人北海道信用保證協會資金貸付の件はいずれも圓滑なる運營を期し以つて初期の目的を達成せしめるための資金貸付の件でありますので適當なる措置として原案通り可決せられました。

又議案第七十三號北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件につきましては議案提案に係るものであり、農村の經濟安定の面より之を廢止すべしとの提案者側の說に對し道において家畜稅を廢止するときは、各市、町村において課稅し、かえつて農家負擔を加重する虞れがあること、又廢稅の結果は相當額の財源喪失となり、新年度の豫算執行に支障を來たすとの理由のもとに反對意見があり、多數をもつて原案を否決いたしましたのであります。

以上本委員會の審議の經過及び結果につき、御報告を申し上げた次第であります。何卒本會議におかれましては、本委員會の決定の通り、御可決あらんことをお願いいたしまして私の報告を終わります。

▲決算審査特別委員長報告

私は、委員各位の御推薦によりまして、決算審査特別委員長の重責を擔し、ここに昭和二十四年度北海道費普通會計、並びに特別會計諸決算審査の經過及び結果につきまして、その大要を御報告申し上げることは、私の光榮と存するところであります。

本委員會は、去る三月十三日に開會し、その審査は三日間に涉りました。この間、委員各位におかれては、終始熱心に審査に當られました。その御精勵に對しては衷心感謝に堪えない次第でございます。

先ず、審査の方法といたしましては、當局より諸決算の全般に涉りその概要を承り、續いて監査委員より指適せられたる事項について、各關係參與員、並びに事務擔當者の出席を求め、委員各位との間に活潑なる質疑應答が重ねられたのであります。續いて、決算の内容について、これを慎重審査するため、帳簿、並びに證憑書類の提出を求め、慎重なる調査検討いたしました次第であります。

その結果、委員會の意見として、先ず歳入につきまして申し上げます。第一に一般稅收入は昭和二十四年度調査收入歩合八二%で、前年度八七・三%に比較しますと、五・三%減の狀況であり、昭和二十二年八八・一%の成績より見ますと逐年徵稅實績の低下が見受けられる點は、經濟情勢の變遷によることゝは存じますが、今後徵稅方法等に、更に工夫をこらすことは勿論、滯納整理に一段の努力をいたし、財政健全化に充分意を用うべきであります。次に負擔金及び寄附金中、收入未済額は、六三、三一六、九三一圓の多額に達し、一方その引當事業は、收入の見透しが無いのかかわらず實施したため、多額の歳入欠陥を生じておりますことは、財政運営上、當を得たものとは云い難く、今後、豫算編成に當り、特定財源として、その確實性については、深甚なる注意を拂うべきであり、未回收分については、速かに收入の措置を講ずべきであります。

次に物品賣拂代調定済未收入額は、一三、六七四、一六六圓でありまして、その主なるものは林產物賣拂代の二、五四三、四三五圓、藥品賣拂代七、三〇四、〇五四圓であり、特に藥品賣拂代の未收は、DDTを市町村

に賣却した代金でこれが収入に關し、熱意の欠除を端的に表明せるものと謂うべきであります。

次に一時借入金は歳計金の不足を充足するために採る便宜的財政措置であるに鑑み、歳計金の現状を慎重に照査し、必要の最少限に局限すべきことは財政運営上の根本原則であり、當時相當余裕金を保有し、一時借入の必要なきにかかわらず、敢て借入れをなし、その爲二八、五六六、〇八〇圓の利子支拂額中、相當額の不必要利子を支拂うの余儀なき事情に至らしめたることは、畢竟財政運営に關する慎重なる考慮を努力を拂はざる結果であつてその改善を強く要望するものであります。

次に歳出について申し上げます。先ず事業部局に對する豫算の配付並びにその執行は、議決の趣旨に則り、その所期の効果を、充分發揮せしめる様配意すべきに拘らず、本廳衛生部において診療所費、九三、七〇六圓、道立病院費、五〇三、三三三圓、保健所費、一、三二三、八四七圓を共通費として執行したことは豫算の目的に反し、今後斯る措置の絶無を期せられたいのであります。

次に女子醫學專門學校會計は、年歳一般會計よりの繰入れにより經理しつつありますが、經營の合理化を圖り、尠くとも附屬病院費については、自立を圖るべく十分なる検討をされたいのであります。

次に札幌土木現業所、外十部局においては、年度末多額の豫算不足を生じ、總額、一九八、五九〇、二二八圓に渉る多額の流用をなしたことは結局豫算を根本的に改訂するに等しきものでありまして、執行權の濫用とも謂うべく、寔に遺憾に堪えないところであります。又普通會計より、小學校恩給基金特別會計の繰出金、三、六〇二、一九九圓二九錢の内、恩給基本特別會計繰出金より、一、〇一五、八九九圓二九錢を流用繰出してゐるが、これも特別會計追加豫算議決の當初において彼此勘案して、豫算増減正規の手續によるべきであります。

次に本決算の中には擅に収入金を費消し、從つて収入とならないものが空知支廳、外一部局三〇六、九七五圓と不正に領得せられ從つて正當支出

にあらざるもの出納局、外八部局四、六五六、七七一圓が夫々包含されてゐるのでありまして、斯る公金横領行為が續々行われたという事實は、寔に言語同斷と言わざるを得ない次第であります。かくの如き金額は、すべからく損失補填の途を講ずべきであり、又、出納事務を擔當せしむるには特に人選を嚴にするには、勿論出納事務の確立を圖るため、速に支出命令權と出納權とは確然これを分離し、その本然の職務を遂行すべきであります。

なお、普通會計の全體について見まするに、見積過大のため、豫算に比較し、歳入において八〇一、〇七七、二五三圓八八錢、歳出において、一、四六八、五〇五、九七三圓七二錢の夫々、歳入、歳出減となつてゐるのでありまして、放漫のソシリを免れず、今後十分なる見透しの下に豫算編成に當るべきであります。

次に特別會計における繰上充用については、豫算措置上甚だ不注意でありまして、昭和二十一年度以降、毎年繰返えしこれを行つており、又豫算科目なきに拘らず、決算に際し、適宜剰余金の繰越科目を設け、決算してゐるは適當でなく、豫め豫算科目を設置し置くべきであります。

而して監査委員の指摘事項は、この外二十數件に上つておるのでありますが、以上の諸點については、知事は速かに適當なる措置を講じ、今後財政健全化のために更に一段の努力をいたされますと共に、萬遺憾なきを期すべきであります。よつて本委員會は結論として別紙御手許に配付いたしました報告書の通り決定いたしました次第であります。以上を以つて本委員會における審査の經過、並びに結果について御報告申し上げます。

本會議に於ては何卒本委員會の報告通り、満場の御賛成を乞う次第であります。

▲決 議 案

決議案第一號

齒舞諸島及び千島列島の返還懇請決議

議長 坂東秀太郎君外全員提出

二月二十八日ワシントンより傳えられた齒舞諸島の歸屬に對するダレス特使の言明は、終戦以來道民が要望して來た齒舞諸島（色丹島を含む）の日本領土復歸に對し力強く明るい希望を與えられた朗報であつて、閣下の日本國民に對する深い御理解と暖い御援助に對し、ここに深甚なる感謝と敬意を表するものである。

本議會は、齒舞諸島及び千島列島の返還を要望する道民の輿論を代表し、既に屢々決議を以つてこれを懇請してゐるのであるが、この際更にこれら全島が速かに日本領土に返還されるよう格別の御同情と御支援を懇願してやまない。

ここに本議會の決議を以つて、四百三十萬道民とともに齒舞諸島の返還に關する閣下の御厚意に對し感謝の意を表するとともに、謹んで千島列島の返還をも併せて懇請する。

昭和二十六年三月五日

北海道議會議長 坂東秀太郎

連合國軍最高司令官 ダグラス・マッカーサー元帥閣下宛

右決議する。

北海道議會

決議案第二號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

災害復舊事業費國庫負擔に關する要望決議

今回閣議決定の「災害復舊事業費國庫負擔の特例に關する法律案」は開發途上にある本道にとつてその影響は洵に甚大なものがある。

すなわち、本道開發に關しては、その後進性及び地理的又は氣候的特殊事情を考慮し國に於ても強力にこれを推進するため特別に開發豫算を編成している現状にあるも、なお且つ道及び道内市町村等に於ては過重なる財政負擔に苦吟してお

り、今次改正案の如く國庫負擔率が從來の全額より三分の二に削減せられるに於ては本道の開發はもとより公共團體としての存立すらも危ぶまれるものである。道及び道内市町村等公共團體の管理に屬する道路、河川等の災害復舊事業に對する補助は明治四十四年法律第十五號による國庫補助規程により他府縣のそれと異り従前八割の助成を受けて居り又本年三月五日國會において北海道開發のためにする港灣工事に關する法律を可決し本道の特殊性を認めている事情等を勘案するに今次の改正案は甚だ適切でないことは言を俟たないところである。

昭和二十六年三月十日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田茂殿

大藏大臣 池田勇人殿

建設大臣 増田甲子七殿

地方自治廳長官 岡野清豪殿

地方財政委員會委員長 野村秀雄殿

内閣官房長官 岡崎勝男殿

北海道開發廳長官 増田甲子七殿 衆議院議長

幣原喜重郎殿

參議院議長 佐藤尚武殿

右決議する

北海道議會

決議案第三號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

機船底曳網漁業の大海區制實施反對並びに北海道全域の一海區制實施要望決議

機船底曳網漁業の大海區制については昭和二十五年十二月十四日「以東機船底曳網漁業の海區制實施に就いて」という水產廳案發表がありそれによれば本道關係は、千葉縣野島崎より花咲郡納沙布岬に至る太平洋海區と石川縣縣剛崎より宗谷郡宗谷岬に至る日本海海區にそれぞれ分割包含されることに想定されているが右案は機船底曳網漁業の漁撈上の特殊性と他種沿岸中小漁業との關連を全く無視しているものと云わざるを得ない。即ち、この水產廳案が實施されることとなれば、既に亂獲により地先漁場の荒廢を來している本州方面の手を以つて數える機船底曳網漁船が一齊に本道海域に集中操業する結果となることは火を見るよりも炳らかであり従つて本道沿岸漁場の荒廢もまた必須となり瞬時にして魚族資源の

枯渴を招来し、更には刺網、延縄等沿岸中小漁業漁具資材の曳破など操業上の相剋摩擦の惹起を必然ならしめ、漁業秩序を根底より破壊しひいては中小漁民の生活を極度に脅かすこととなり本道水産業の永續的發展を明らかに阻害するものと認められる。

玆に本議會の決議を以つて海區制に對する水産廳案の實施に對しては絶対に反對をすると共に北海道全海域を一海區制として實施されるよう要望する。

昭和二十六年三月十日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿 農林大臣 廣川 弘禪殿
經濟安定本部長官 周東 英雄殿 水産廳長官 家坂 孝平殿
内閣官房長官 岡崎 勝男殿 衆議院議長 幣原 喜重郎殿
參議院議長 佐藤 尚武殿 連合國軍總司令部天然資源局長殿
右決議する

北海道議會

決議案第四號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

漁業權證券資金化の促進及び北海道割當額の増額要望決議

昭和二十五年三月十四日新漁業法施行以來、本道においては漁業制度改革の本旨に沿ひ海區漁業調整委員の選舉、漁場計畫の樹立等、着々その準備を進めつつあるが、本制度の裏付けを爲す漁業權證券の歸趨については本道二十五萬漁業者の等しく括目しているところであつて、特に漁業法の主眼とする漁業の合理化、經營の多角化、生産の協同化等に絕對必要な漁業證券の資金化については重大なる關心を示しこれが豫金部資金等による政府の一括買上げ等の適當措置を急速に實施せられんことを強く要望しているものである。更に本證券金額の割當に當つては本道漁業の實體に照しその合理的割當額を検討の上最低六十億圓を下らざるよう決定せられたいのであるここに本議會の決議を以つてこれが實現を要望する。

昭和二十六年三月十二日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿 大藏大臣 池田 勇人殿
農林大臣 廣川 弘禪殿 經濟安定本部長官 周東 英雄殿
水産廳長官 家坂 孝平殿 内閣官房長官 岡崎 勝男殿
衆議院議長 林 讓治殿 參議院議長 佐藤 尚武殿
聯合國軍總司令部民政局長殿 聯合國軍總司令部天然資源局長殿
右決議する

北海道議會

決議案第五號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

漁業權證券に對し非課税要望決議

本道二十五萬漁業者の當面せる危機を突破し、劃期的漁業振興を圖るには一に漁業權證券の歸趨にかかつてゐる。

然るに最近漁業權證券に對し、課税せらるる機運に向いつつある趣であるが、過去數十年に亘る沿岸漁業者の血と汗の結晶である漁業權買上に對する代償としての證券に對し課税することは税法の趣旨に副わざるものであるばかりでなく農地證券の例に徴しても課税せざることが妥當であり、更に漁業法の適正實施の上から課税による漁業者負擔の過重、これに伴う漁場計畫の歪曲、現下漁業者の困窮等各般の事態を考慮し漁業證券には課税せざるよう漁業法の一部改正等により適當なる措置を講ぜられたいのである。

玆に本議會の決議を以つてこれが實現を要望する。

昭和二十六年三月十二日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿 農林大臣 廣川 弘禪殿
大藏大臣 池田 勇人殿 水産廳長官 家坂 孝平殿
地方自治廳長官 岡野 清豪殿 衆議院議長 林 讓治殿
參議院議長 佐藤 尚武殿
右決議する

北海道議會

決議案第六號

議長 坂東秀太郎君外全員提出
醫療機關の整備促進に關する決議

本道内醫療機關は道立、國立、組合立厚生病院、社會事業團體立協會病院等々道民醫療施設は甚だ區々であつて綜合性をかき且つ未整備のものが多い現状である。

依つて北海道綜合開發の一貫として速かに醫療機關の統合等適當措置を講じ更に一段の整備充實を圖り以つて全道民の醫療上遺憾なきを期せられたい。

北海道知事 田 中 敏 文 殿
右決議する

北海道議會議長 坂 東 秀 太 郎

北 海 道 議 會

決議案第七號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

札幌齒科大學整備に關する決議

道民の生活文化の基底である健康北海道の建設は保健指導機關と醫療機關の整備充實を圖るにある。而もその技術並びに人的根基を培う醫育機關の擴充こそ極めて重要且つ急を要する課題といわなければならない。

然るに之が教育機關は東京以東齒學科においては、一校もなく、又藥學科においては仙台北に一校あるのみである。

依つて道立札幌醫科大學に齒學科並びに藥學科を緊急に併置し以つて本道綜合開發の推進策として本道醫學教育の完璧を期したい。

北海道知事 田 中 敏 文 殿
右決議する。

北海道議會議長 坂 東 秀 太 郎

北 海 道 議 會

決議案第八號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

札幌—東京間民間航路開設要望決議

國內航空路の開設は我が國政治經濟文化等は勿論國民生活の上に大いなる希望を與えるものとして、その速かなる實現を待望しているものであるが、傳えられるところによれば、札幌—東京間の開設については何等の豫算措置も講ぜられていないとのことである。

斯くては戰後我が國經濟上重要な地位を占める本道の開發振興に重大なる影響を與え遺憾に堪えない次第である。

こゝに本議會の決議を以つて東京、大阪、福岡間の開設と同時に札幌東京間航空路の開設實現を要望する。

昭和二十六年三月二十二日

北海道議會議長 坂 東 秀 太 郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿 大 藏 大 臣 池 田 勇 人 殿
運輸 大 臣 山 崎 猛 殿 經濟安定本部長官 周 東 英 雄 殿
航空廳長官 殿 運輸審議會長 殿
衆議院議長 林 義 治 殿 參議院議長 佐 藤 尚 武 殿
右決議する。

北 海 道 議 會

決議案第十號

海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議

海人草及び自轉車登録番號標に關する調査結果について、去る十日の考查特別委員長報告並びに二十二日の安達議員の質問に對する委員長補足説明は全面的に妥當なるものと認められるので本議會に於ては考查特別委員長報告に基き調査事實の認定並びに判定意見は之をそのまゝに採用して左の通り決議せんとするものである。

一、調査事實の認定は考查特別委員長の報告並びに補足説明の通りとして之に對する證明は委員會資料第二十二號乃至第二十五號中林委員の意見に據るものと

二、判定意見については審査特別委員會報告の通り之を承認し

(回) 荒哲夫證人、本間武三證人、齋藤正志證人、草薙泰一證人、田中敏文證人、境一雄證人、宮島敏雄證人、平野晃證人、海野銀次郎證人、黒坂俊雄證人、安田貴六證人、赤沼正證人、鯨岡哲郎證人の十三名については宣誓をしたる證人でありながら濃厚なる偽證の容疑があるので地方自治法第百條第七項の規定に該當するものと認め同法同條第九項の規定により之を告發する。

(二) (イ)及び(ロ)の勸告文並びに(ロ)の告發文の文案の作製及び必要なる措置については本案の趣旨の範圍内に於て議長に一任する。

[illegible]

水産委員長 渡邊 照平君提出
漁港法による費用負擔率の特例制定に關する件

理由

北海道の漁港修築事業は從來殆ど國庫負擔により施行されて來たが昭和二十四年度よりは、補助事業（補助率六割）となり更に昨年制定された漁港法では基本施設の修築に要する費用に對し國の負擔又は補助率は第一、二、三、種漁港は百分の六十、第四種漁港は百分の八十と規定され、他府縣より稍高率である。然しながら本道沿岸の特殊性は尤大なる漁港修築費を要する反面地方自治體の財政力極めて貧困で到底その負擔に耐え得ない實情である。又本道漁業生産の主體である沿岸漁業は既に行詰りの傾向にあるため現在には沖合漁業への進出が強力に推進されているが、漁港數は甚だ少く一應何等かの施設を有するもの約百十八港に過ぎない。然もこれ等施設の多くは未完成若しくは、極めて貧弱で船灣の狹隘と水深不足を訴えており現状のままでは漁港としての完全利用は勿論、本州方面に比べて其の施設内容は著しく遅れているため本道水産業開發を益々遅延せしめる誘因となつていたので本道の特殊事情を認識され同法の特例措置を講ぜられんことを要する次第である。

建議案第二號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

小樽商科大学に夜間短期大学部設置に關する件

一、小樽商科大学に速やかに夜間短期大学部を設置し、高等教育の充實向上と經濟界の中堅たるべき經濟人の養成に萬全を期せられたい。

(理 由)

北海道の豊富なる資源を活用し、海外貿易の振興を圖り、以て日本經濟の復興に資せんとする本道綜合開發の企畫は、その重點を商工業の發達振興に指向せられてゐるが、その根幹をなす人材養成機關については本道には僅かに小樽商科大学あるのみであつて、而も其の門戸は甚だ狭く、入學希望者も自然制約されており又現に經濟人として實務に従事する勤勞青年の意欲を満たす途の閉ざされてゐることは洵に遺憾の極みである。依つて道民の商等教育の充實向上と經濟界の中堅たるべき經濟人の養成に萬全を期するため現小樽商科大学に夜間短期大学部を設置せられたいのである。

建議案第三號

商工委員長 齋藤 藤 吉君提出

電氣通信施設の整備擴充に關する件

一、北海道における電氣通信施設の貧弱なる現状と綜合開發實施に伴う需要激增の趨勢に鑑み、速にこれら施設を全國平均に達せしめるとともに、將來の人口並に各種産業の開發等に即した電氣通信の基礎的設備の重點整備を圖り且つこれが豫算については積雪寒冷地にして未開發地帯なるため獨立採算の困難なる特殊事情を考慮され一般會計より補充する等特別の措置を講ぜられたい。

(理 由)

本道における電氣通信施設の現状を見るに、加入電話数は五萬五千にしてその普及率は百人當一・一六に過ぎず、全國平均の一・五に比し遙かに低く、電話の申込滞積は昭和二十五年末で一萬八千余を算し、潜在需要に至つては十萬三千の多きを見込まれ、架設不能局は實に百七十にのぼり、電話回線は九百四十八(内對本州線二十)なるため戰前の待合わせ程度の疏流を確保するには凡そ千五百回

線の増設を必要としている。又電信電話共線路機械等の諸設備が老朽の狀態にあつて、その補修が圓滑に行われていないため未だ障礙率甚だ高く冬季においては數日間通信杜絶するような場合も往々である。

斯る狀況においては本道民の經濟活動、文化の向上に支障を生ずるばかりでなく、各種産業の發展、人口の増大を企圖する本道綜合開發の實施にも重大なる影響を與える結果となるから、此の際電氣通信施設を先ず全國平均にまで引上げ、更に各種産業の開發、人口の増大等に對應する通信施設の基礎的設備を重點的に且つ急速に整備擴充を圖られるとともに交換施設基準の引下、取扱局増設その他本道の地域廣大にして開發途上にある特殊事情に即應せる特段の措置を講ぜられたいのである。

而してこれら電氣通信施設事業豫算は獨立採算を以て行ふことは、積雪寒冷地にして開發後進地たる本道においては極めて困難であり、且つ國土計畫の一環として本道の綜合開發を圖り人口食糧問題の解決に寄與せしめんがため基本的施設については國において實施せんとしている現状に鑑み、電氣通信施設についてもこれら整備擴充費は一般會計より支出し、本道開發の推進を圖られんことを要望するものである。

建議案第四號

林務委員長 西川 清 吉君提出

國有林野産物の特賣に關する件

一、北海道における木材の需給は、逐日逼迫の一途を辿り、道民の生活と綜合開發事業の進展に重大なる影響を與えているので、これが需給調整のため、國有林野産物の特賣制を繼續擴充するよう特別の措置を講ぜられたい。

(理 由)

朝鮮動亂を契機として、北海道の木材需給は急激に不圓滑となり、昭和二十六年度の消費對象となる木材は、昨年同期に比し二四〇萬石の不足を告げ價格においては二月末現在の市況を昨年六月に比較すると、素材において二倍乃至三倍半、製材においては一倍半乃至二倍程度の高騰となつており資本金の強大なるパルプ工業等に偏流する結果、各種産業間における木材分配の均衡を失し、一般庶民住宅の建築は勿論、學校建築、公共土木事業、その他各種の礦工業に甚大なる影響

を及ぼし本道綜合開發の健全なる發展を阻害している現況である。

よつて、特定部門に集中するこの傾向を是正し、木材需給の調整を開發事業の圓滑なる發展を期するため、本道木材供給の八割を占め、その流通の大勢を支配する國有林において、從來どおり特賣制度を繼續するとともに、さらにこれを擴充して必要部門に木材が確保されるよう特別の措置を講ぜられんことを要望するものである。

建議案第五號

勞働及び建築委員長 佐藤吉次郎君提出

失業對策事業就勞者の賃金増額改訂に關する件

積雪寒冷地にして生活費増高の特に著しい本道における失業對策事業就勞者の現狀に鑑み失業者の最低生活を確保するため、現行の平均賃金二〇九圓を速急に増額改訂し國庫補助を交付せられたい。

(理 由)

最近における民間一般賃金の動向に鑑み、今回一般職種別賃金が改訂せられ、土木建築事業の就勞者についても従前の賃金に比し若干引上げを見たるに伴い、失業對策事業の支給賃金も當然に引上げらるべきであるが、その改訂一般職種別賃金は本道の民間において實際支拂われている賃金より既に二〇%程度下廻るものである。又、本道は特需關係の影響もなく日雇勞働者の平均稼働日數が少く、特に多期においては燃料費等生活費増高の著しいのに加えて民間事業の吸收が甚だ過少のためその生活は洵に不利となる状態に迫り込まれるのである。

今回改訂を見た同一職種別賃金より二〇%底位に全國一率に定められる場合は、失業者の最低生活保障すら困難である。

従つて本道における以上の特殊事情を考慮せられ、失業對策事業就勞者の賃金は一般民間において實際支拂われている賃金より最低一〇%下廻るものに、増額改訂し、これを基準として國庫補助金を交付せられんことを要望するものである。

▲各 派 交 渉 會

第一回定例道議會交渉會の議に上つた事項は次の通りである。

○三月五日

一、齒舞諸島及び千島列島の返還懇請決議案を全員提出とすること。

一、各議案の大體質疑は本日から行い又考查委員長報告の時期は追て協議する。

○三月六日

一、議事堂建築工事の繼續施行につき知事に考慮方要求のこと。

○三月七日

一、考查委員長の本會議報告は一般議案の質疑終了後とする。尙關係議員の辯明は委員長に對する質疑終了後とし且つその直後除外する。

○三月八日

一、吉田(豊)議員の不穩當なる發言の取消につき議長から注意を與える。

一、明九日で各議案の大體質疑を終了し委員會に付託すること。

○三月九日

一、豫算審査及び決算審査のため各特別委員會を設置する。

委員數は豫算二十五名、決算十一名とし各派議員數に比例して定めらる。

一、考查委員長の報告は明十日にこれを求めること。

一、議會の開發審議會事務機構改組の具體案については議長及び局長に一任する。

一、今期議員から毎期記念アルバムを作製すること。

一、災害復舊事業費國庫負擔に關する中央情勢につき野口副知事から報告し協力方要請ありこれに關する決議案を全員提出とすることに決した。

○三月十日

一、機船底曳網漁業の大海區制實施反對並に北海道全域の一海區制實施に關する決議案及び小樽商科大学に夜間短期大學部設置の建議案を全員提出とする。

一、委員會において少數意見を保留した者が委員を辭職した場合本會議における少數意見の報告はこれを認めないことに決定。

○三月十二日

一、海人草及自轉車登録番號標に關する調査の議事において、一身上辯明のためこれに關係する三議員の出席發言を承認すること。

一、本間（武）議員の不適當な發言については自發的取消を爲さしめる。

一、漁業權證券資金化の促進及道割當額の増額要望決議案を全員提出とする。

一、各委員會審査のため十三日から十八日まで休會とする。

一、各委員長の報告は十九日に行うこと。

○三月十九日

一、道議會議員定數條例及び同會議規則の一部改正案につき山口局長より説明があつてこれを承認した。

一、議事堂建築繼續工事計畫（二十六年度九千萬圓）につき理事者の説明を聴取しこれを諒承した。

○三月二十日

一、模範林收入の余剰金を一般會計に繰入費消の可否につき検討されたが野口副知事から次の議會に積立金條例を提出すること及び今次提案の豫算に對する措置についてはその際考慮することを述べ諒承した。

一、開發費豫算が三月二十八日頃國會可決の場合なるべく早期に定例議會招集方議長において善處すること。

一、醫療機關の整備促進及び札幌醫科大学整備に關する兩決議案を全員提出とすること。

○三月二十二日

一、札幌東京間民間般空路關係要望決議案を全員提出とすること。

○三月二十三日

一、考查特別委員會における付託事件の調査は終了とする議決をする。

一、森川議員提出の決議案第九號海人草及び自轉車登録番號標に關する調査に基く措置案並びに宮津委員提出の決議案十號同上措置は本日上程すること。

一、知事から再議に付せられた右決議案第十號は本日再審議すること。

一、横山議員提出の田中知事不信任決議案は本日上程すること。

▲昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明

茲に提出いたしました昭和二十五年道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきまして、その大要を御説明申し上げます。

今次の追加更正豫算案は主として全額を國庫支出金等の特定財源をもつて賄う事業費、並びに緊急差措き難い當面の經費につき所要の措置を講じた次第でありまして、

豫算の總額は、

普通會計	二億三千七百十九萬圓
特別會計	六千五百四十七萬圓
合計	三億二百六十六萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず産業經濟費におきまして一億一千二百六十三萬圓を追加いたしましたのは酸性土壤矯正のための石灰購入費一萬三千屯の五割の補助を見込みまして

馬の傳染性貧血病による斃殺畜に對する手當を交付金として

三千三百四十九萬圓

三月下旬神奈山縣下において實施される種牛共進會參加費に對する助成費

道農地委員會費

百五十萬圓

農地改革施設費

百九十六萬圓

産業振興博覽會參加費

二百五十萬圓

電源開發調査費

二百九十八萬圓

中小企業振興のための貸付機械購入費

五百萬圓

前年第五回定例道議會の議決による北海道信用保證協會の信用保證
にもとづく損失補償金

九百六十七萬圓

受電自家用施設補助

四百萬圓

中小電源施設補助

二百五十萬圓

を、また林業並びに水産業關係といたしましては、

山地災害復舊費

二千五十四萬圓

森林資源造成事業費

六百七十三萬圓

林野火災警防費

百萬圓

漁船救難施設助成費

百三十萬圓

海區漁業調整委員會費

四百七十四萬圓

を追加計上いたしましたのであります。

次に教育費においては教職員の給與ベトスの改訂に伴い小學校費及び中
學校費の職員給において、なお不足を生じましたのでこれに對し五千七百
七十五萬圓を追加いたしました外、

公立學校共済組合給與金

一千二十一萬圓

小學校及び中學校等の教員旅費

一千百六萬圓

高等學校等の需用費

八百九十一萬圓

をそれぞれ計上いたしましたのであります。

社會及び勞働施設費に關する事項といたしましては、

昭和二十四年度に屬する生活保護費の精算公布金

引揚者等に對する更正資金貸付事業費

四百十二萬圓

直營診療所設置費補助等の國民健康保險振興費

五百萬圓

災害救助法による罹災救助費

一千二百三十五萬圓

追加すると共に冬期の特殊事情を反映して、いよ／＼深刻化を告げてい
る現下の失業情勢に對處して遺憾のないようにいたしますため失業對策事
業費一千七百九十四萬圓を見込んだ次第であります。また保健衛生費に關
する事項についてあります、

保健所の機能を充實するための經費

三百萬圓

昨年十二月焼失いたしました青森縣所在のらい療養所松丘保養園の

復舊費分擔金

百五十萬圓

結核療養所費

二百八十八萬圓

公衆衛生普及指導費

五百六十六萬圓

狂犬病豫防費

三百六十六萬圓

をそれぞれ計上いたしましたのでその萬全を期そうとするものであります。
以上の外、

漁港修築費

六百十二萬圓

港灣災害復舊費

二百三十九萬圓

耕地災害復舊費

三百六十一萬圓

CIE圖書館の運営費

二百三十一萬圓

支廳共通經費

一千萬圓

徵稅諸費

一千八百十七萬圓

綜合開發委員會等の經費

二百六十萬圓

をそれぞれ追加計上いたしましたので、當面急を要する諸般の事業實施に遺漏
のないようにしようとするものであります。

以上は歳出についてその大要を申述べたのでありますが、これに對する
財源といたしましては、

先ず地方財政平衡交付金でありましてこのことにつきましては道財政確立のため、本道の有する特殊事情を具して過搬來鋭意要請を續けておりましたところ、今回特別平衡交付金四億七千八百十三萬圓と内定せられさきに決定の普通平衡交付金四十五億二千二百三萬圓と合せて四十九億九千二百八十六萬圓と相成りますので現計上額四十九億六百八十六萬圓に對して、八千五百九十九萬圓の増をみるに至りました次第であります。

病院費會計において
三百萬圓
をそれ／＼計上いたしました次第であります。

國庫支出金 一億五百六十八萬圓
特別會計からの繰入金 一千萬圓

道 債 六百萬圓

財産收入 八百九十六萬圓
雜 收 入 三千四百三十六萬圓

を追加いたします等の措置を講じまして、茲に收支の均衡を圖つた次第であります。

次は特別會計についてありますが、

模範林費會計において 九百六十六萬圓
公有林費會計において 二千七百四十五萬圓

を追加いたしましたのは職員給與費の差増額を見込みますと共に、本事業の圓滑な運営を圖るため所要の經費を見込んだのであります。

更に民有未墾地開發費會計に於て五百二十七萬圓を、また轉貸資金會計において、八百六十七萬圓をそれ／＼計上いたしました但、これは公債の繰上げ償還に伴う經費を見込んだのであります。

以上の外、

小學校職員恩給金會計において 三百一萬圓

を、また、

農産物検査費會計において 六十一萬圓

水産物検査費會計において 四百二十七萬圓

醫科大學費會計において 三百五十萬圓

次に大樹村は十勝支廳管内の南部に位置して面積六百五十一方杆、戸數一千六百余戸、人口九千二百余人を擁し有畜農業を中心として發展し又無盡の森林資源は支廳管内屈指であり更に本村は太平洋に面し漁業の劃期的な發展が期待されるのであります。

次に三石村は日高支廳管内の稍々中央部に位置し面積三百四十七方杆、戸數一千九百余戸、人口一萬一千余人を擁し農業及び漁業を主として發展し、農業においては土地改良を推進し、また漁業は船入瀬の完成と成俟つて生産は一層増加し各種加工業の發展が期待されるのであります。

次に恵庭村は石狩支廳管内の南東部に位置し面積二百八十四方杆、戸數二千三百余戸、人口一萬三千余人を擁し農業を中心とし農産物は支廳管内屈指の生産を擧げており、更に本村は廣大な森林地帯を有し官行研伐事業

を、また、
農産物検査費會計において 六十一萬圓
水産物検査費會計において 四百二十七萬圓
醫科大學費會計において 三百五十萬圓

による生産が逐次増産されこれらの豊富な資源による各種加工業はとみに進展し直接消費都市への供給に大きな役割を果されることが期待されるのであります。

以上の各村におきましては村民の強い要望にもとづき、村議會において満場一致の議決を経てそれ／＼申請があつたものでありまして道におきまして各村の實態についてそれ／＼調査いたしましたところいずれも「町としての要件に關する條例」に定める諸要件を具備しておるものと認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

次に空知郡奈井江町と樺戸郡浦臼村との境界變更及び札幌市と札幌郡廣島村との境界變更について、御説明申し上げます。

奈井江町より浦臼村へ編入しようとする地域は、その面積十七町歩余であり、浦臼村より奈井江町へ編入しようとする地域はその面積四十町歩余關係戸數四戸でありまして、これらの地域は、石狩川の河心の變更によりそれぞれ川の對岸に飛地となつたものであり、住民の日常生活上の便宜上から境界變更を要するものであり、また札幌郡廣島村から札幌市へ編入しようとする地域は、その面積三十二町歩余、關係戸數は三戸でありまして、現在廣島村役場への距離は三里余に及び、住民の日常生活上、札幌市に編入することが適當と存するものでありまして、かねてから、それぞれ現住民の強い要望のあつたところでありまして、今回、關係市、町、村間の協議が、それぞれ相整いまして、市、町、村議會の議決により申請のあつたものであり、申請通り境界變更を行うことが適當のものと認められますので、ここに提案した次第であります。

次に北海道議會議員を選擧すべき各選舉區における議員數條例の一部を改正する條例設定の件につきまして、御説明申し上げます。

この現行條例は、府縣制の一部改正と昭和二十一年四月における本道の國勢調査人口を基礎といたしまして昭和二十一年十一月制定公布されたものでありますが、本年二月二十八日總理府告示第三十一號をもつて本道における昭和二十五年十月一日現在調による國勢調査人口が、四百二十九萬

五千五百六十七人と公示され、道議會議員配當基礎人口において八十萬四千四百二十三人の増加を示した結果、地方自治法第九十條第一項の規定により本道議會議員の定數は九十三人となり現定數八十一人に比し十二人の増加をみたのであります。

この結果この總定數につきこれを公職選舉法第十五條第七項の規定により人口に比例して各選舉區に配當し、それぞれの選舉區において選舉すべき議員數を定める必要を生じた爲この條例案を提出した次第であります。

なお別案をもつて提出いたしました、信用保證損失補償並びに中小漁業振興特別融通資金損失補償に關する豫算外義務負擔の議決變更の件について御説明申し上げます。

先ず信用保證による損失補償についてでありますが昨年第五回定例道議會において中小企業振興と失業防止を圖りますため北海道信用保證協會の行う融資保證に對し三億圓を限度とする損失補償をなしうることの御議決をいたしたのであります。が、たゞ／＼昨年十二月二十五日中小企業信用保險法が施行せられて中小企業者に對する金融について政府の保險方策が講ぜられたのであります。しかして本法律は、金融機關の融資につき、その債務不履行による貸付金の回收未済額のうち政府はその百の七十五を保險金として交付しようとするものがその骨子でありまして殘余の百分の二十五は金融機關の負擔となつていたのであります。そこで從來の道で行う損失補償の對象に右金融機關の負擔をも包抱することとし、本道中小企業振興のため融資の促進を圖ろうとするものであります。

次に中小漁業振興特別融通資金損失補償についてであります。が、昨年第六回定例道議會において凶漁地帯の中小漁業者の漁業經營の安定を圖るため北海道信用漁業協同組合連合會の行う特別融資につき三千萬圓を限度とする損失補償をなしうることの御議決をいただいたのであります。が、昨年末津輕海峡並びに日本海沿岸一帯を襲つた暴風浪により公共施設、漁船、漁具等に甚大なる被害を蒙り、これまでの凶漁或は漁村不況等に加へ一層漁業經濟を窮迫に迫込む結果となつたのであります。この際これが救済

の方途といたしまして中央に於て特別融資の見透しを得ましたので、本融資に伴う損失補償額として更に二千萬圓を加えることゝいたし、もつて復舊の促進を圖り、速かなる生産體勢の確立を期したいと存する次第であります。

以上は豫算案その他につきまして、大要を申述べたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申し上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

▲昭和二十六年道費追加豫算外その他に 關する知事説明

茲に提出いたしました昭和二十六年北海道費歳入歳出追加豫算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

先ず最初に昭和二十六年道費追加豫算案から申し上げますが、今回は前年度の繰越事業費につきその豫算措置をいたしますと共に當面急を要する經費につき、これを追加計上いたしました次第でありまして、豫算の總額は、

普通會計	三億四千四百五十九萬圓
特別會計	六千六百九十三萬圓
合計	四億六百五十二萬圓

となるのであります。

次に普通會計の歳出について、その主なものを申し上げますと前年度の繰越事業費といたしましては、

岩見澤東高等學校外十校の校舎建築費

三千四百七十七萬圓

室蘭及び稚内ろう學校々舎建築費

二百十八萬圓

十勝及び網走教職員會館建築費

百四十六萬圓

教員保養所建築費

三百九萬圓

養老院建築費

三百四十九萬圓

女子教護院建築費

二百四十五萬圓

北見及び釧路結核療養所建築費

二千八百九十三萬圓

民有林施業改善施設費

二百五十七萬圓

治山事業費

二千九百八十四萬圓

水産試験場稚内支場調査船建造費

三百九十三萬圓

豊濱港簡易工事費

二百七十四萬圓

家畜人工授精所建築費

二百萬圓

種畜場復舊費

九百六十一萬圓

農地改革施設費

六百十六萬圓

小樽稅務出張所建築費等の廳舍營繕費

五百二十二萬圓

道議會議事室建築費

二百七萬圓

無線電話機器購入費

百七十五萬圓

をそれ〴〵計上いたしました次第でありまして、この總額は一億四千二百三十五萬圓となるのであります。

次に水産業費中經濟對策費において一億圓の貸付金を計上いたしましたのは、これまで凶漁或は災害に際し、着業資金の貸付或は特別融資に對する損失補償をいたします等應急の措置を講じてまいつたのであります。本道中小漁業の再建は現下經濟事情の諸要因を考え合せますとき、寔に困難な段階に達しているものでありましてこのような客觀情勢の下において凶漁災害の發生等に對する恒久的共濟制度の確立についてはかねてから種々考究を重ねてまいつておる次第であります。

而して今回社團法人北海道漁業共濟特別基金の設置を見ることゝなつたのであります。本基金は漁業者相互扶助による共濟制度を確立し、併せて漁業經營資金調達の圓滑を期せんとするものであります。此の際道は本基金に對し二十六年度内を回收期限として一億圓を貸付しその資金源を強化し、本來の機能發揮に遺憾なからしめようとするものであります。

以上の外、

道議會及び道廳々舎建築工事費

九千萬圓

を計上いたしました、これらの歳出需要に見合う財源といたしましたは

前年度繰越金 一億四千二百三十五萬圓

積立金繰入金及特別會計繰入金等の繰入金 九千萬圓

貸付金収入等の雑収入 一億一千二百二十四萬圓

をそれ〴〵見込みまして收支の均衡を得た次第であります。

次に醫科大學費特別會計におきましては、前年度の繰越事業でありますところの

校舎建築費 一千八百八十四萬圓

精神病舎建築費 一千六百五十八萬圓

甲種看護婦養成所建築費 一千八百五十萬圓

をそれ〴〵計上しました模範林費特別會計におきましては、前年度繰越金を財源として一千五百萬圓を普通會計へ繰出すことゝいたしました次第であります。

次は昭和二十五年年度道費追加豫算案についてありますが普通會計において、百四萬圓を計上いたしましたのは道議會費においてその報酬額に不足を生じますので雑収入を財源としてこれを追加いたしますと共に、

水産物検査費特別會計において 三千四百九十八萬圓

を、また

公有林費特別會計において 四千五百萬圓

をそれ〴〵追加いたしましたのは前者にあつては昭和二十四年度決算剰餘金四千六百五十四萬圓の中昭和二十五年年度において歳出に見合う財源として計上いたしました一千百五十六萬圓を差引いた殘額全部を條例の定めるところにより豫備基金に蓄積しようとするものでありまた後者にあつては昭和二十五年年度において木材價格の高騰による財産収入の増収額を條例の定めるところにより豫備基金に蓄積しようとするものであります。

次に北海道人事委員會設置條例及び特別職の指定に關する條例、職員團體の登錄に關する條例北海道職員の仕事の宣誓條例、北海道職員の仕事に専念する義務の特例條例職員團體の行方交渉に關する條例職員團體の業務

にもつばら從事する職員に關する條例をそれ〴〵提案いたしましたのは昭和二十五年法律第二百六十一號をもつて地方公務員法が公布せられたのに伴う措置でありますのでよろしく御願ひ申上げる次第であります。

次に上川郡東鷹栖村と旭川市との境界變更及び中川郡西足寄町と足寄郡陸別村との境界變更について御説明申し上げます。

東鷹栖村より旭川市へ編入しようとする地域は、面積八平方千米、關係戸數五百二十五戸でありまして、住民の大半は旭川市と經濟的社會的つながりが多く、住民の日常生活及び今後における旭川市の都市計畫上から、境界變更を要するものであり、また西足寄町より陸別村へ編入しようとする地域は西足寄町の最北部に在り、面積六十二平方千米、關係戸數百八十戸でありまして、現在町役場へ出る場合は、遠いものは十六千米を徒歩で陸別市街に出て、更に鐵道で約一時間をとるといふ地理的關係より、經濟、醫療、通信等、地域住民の日常生活は、すべて陸別村に直結しておりますので、陸別村に編入することが適當と存するものであります。今回それ〴〵現地住民の強い要望があり、また關係市、町、村間の協議がそれ〴〵整いまして、申請のあつたものでありますから、申請どおり境界變更を行うことが適當のものと認め、ここに提案した次第であります。

以上は追加豫算案その他についてその概要を申述べたのでありますが、なお詳細につきましては、御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申し上げます。

何卒よろしく御議決あらんことを切望いたします。

特別委員會

▲考查特別委員會

○三月五日午後一時二十分舊議長室で開議、西村委員より委員會の運営につき違法性があるとして、委員會の審議無効及びこれを理由として付託案

件を議會に返上全員辭職すべしとの動議を提出したが反對意見があり、採決の結果、少數を以て否決され、西村、森川、三澤の三委員は違法の運営に參劃することは適當でないとの理由で退席、午後二時三十分休憩、午後二時四十分再開、委員長報告文について諮り報告文については委員長に一任することを決定して午後二時四十一分散會。

○三月二十二日午後三時四十五分舊副議長室で開議、委員長より交渉會における經過に鑑み、委員長の報告になお補足説明の要望あるものとしてこれを諮り、補足説明の文案を作成し、これを認めて午後三時五十五分散會。

▲豫算審査特別委員會

○三月十三日午前十一時二十分議場で開議、年長の故をもつて吉野委員が委員長職務につき、委員長との互選を行い、その結果委員長に佐々木(利)委員(民主)副委員長に渡邊(秀)委員(農協)が選らばれ、次いで各部の審査日程を協議して午前十一時三十八分散會。

○三月十四日午前十一時二十七分議場で開議、林務、開拓、労働、商工各部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後四時四十三分散會。

○三月十五日午前十一時四十分議場で開議、衛生、農地、建築、土木、水産、民生各部豫算内容について質疑應答があつて午後五時三十分散會。

○三月十六日午前十一時四十三分議場で開議、經濟、總務の兩部及び教育委員會所管の豫算内容について質疑應答があつて午後五時三十分散會。

○三月十七日午後二時二十分第一委員室で開議、議案第七十三號北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件を議題とし後藤委員(農協)よりこれが趣旨の説明があり、本案について採決の結果賛成者少數で否決、次いで議案第一號乃至第三十號及び第五十九號を議題として採決の結果賛成者多數で原案の通り可決して午後二時二十分散會。

▲決算審査特別委員會

○三月十三日午前十一時第三委員室で開議、年長の故をもつて佐々木(美)

委員が委員長の職務につき、委員長の互選を行い、その結果、委員長に佐々木(美)委員(農協)、副委員長に佐藤(初)委員(農協)が選らばれ、次いで審査方法について協議して午前十一時三十分散會。

○三月十四日午前十一時第一委員室で開議、出納局長より、昭和二十四年度北海道費普通會計並に特別會計諸決算の概要について説明、次いで監査委員より指摘せられた事項について各部局の責任者より辯明を求め、これに對する質疑應答があつて午後四時散會。

○三月十五日午前十一時三十分第一委員室で開議、出納局提出にかかる憑證書類の査閲を行い、次いで審査結果の委員長報告文作成のため三月十八日まで休會することを決定して午後二時三十分散會。

○三月十九日午前十時舊副議長で開議、委員長報告文の檢討にはいり、これについて檢討の結果その一部を修正して午前十時三十分散會。

常任委員會

▲總務委員會

○三月九日午前十一時五分第一委員室で開議、野口副知事より、二十五年年度費追加更正豫算の編成大要について説明、財政課長より、各部局別の豫算内容について説明。これに對する質疑應答のち、災害復舊事業費國庫負擔に關する要望決議案を本會議に上程することを決定、次いで財政課長より、起債關係(三三三、三四〇回)、幌別、女満別、興部、大樹、三石、惠庭の各村を町とする件、道議會議員を選挙すべき各選舉區における議員數條例の一部改正、北海道靜和國、北海道開拓會館、北海道物品貸付及び譲渡等に關する條例の一部改正、北海道統計等條例設定の件工事請負契約の締結の件、信用保證損失補償に關する豫算外義務負擔の一部變更の件、札幌市と廣島村及び奈井江町と浦臼村の境界變更に關する件、北海道中小漁業振興特別融通資金損失補償に關する豫算外義務負擔の一部變更の

件、北海道立種畜場訓子府分場用地の一部處分に關する件等について説明、次いで小樽商科大学に夜間部短期大学を設置する建議案を本會議に提出することを決定して午後零時四十分散會。

○三月十九日午前十一時三十五分第三委員室で開議、付託議案の審査にはいり、議案第三十三號北海道圖書館條例設定の件外三件を原案の通り可決、總務部長より二十六年年度道費追加豫算の概要について説明、財政課長より、二十五年年度道費一般會計追加豫算及び特別會計（水産物検査費、公有林費）追加豫算、二十六年年度道費一般會計追加豫算及び特別會計（醫科大學費、模範林費）追加豫算、社團法人北海道漁業共済特別基金に對し資金貸付の件等について説明、野口副知事より、北海道廳舎及び議事堂附屬廳舎増築計畫案について説明、人事厚生課長より、特別職の指定に關する條例、北海道人事委員會設置條例、職員團體の登錄に關する條例、北海道職員、服務の宣誓條例、北海道職員の職務に専念する義務の特別條例、職員團體の行方交渉に關する條例職員團體の業務にもつばら從事する職員に關する條例等設定の件について説明、財政課長より、工事請負契約の締結に關する件について説明、これらに對する質疑應答があり、次いで請願の審査にはいり、請願第二百八十五號釧路富士見高校を道立移管の件外三件を採擇に決して午後一時五分散會。

▲民生委員會

○三月十九日午前十一時四十分第二委員室で開議、付託議案、請願及陳情の審査にはいり、議案第六十二號北海道靜和園條例設定の件を原案の通り可決、請願第三百四號、遺族援護事業資金交付の件採擇、陳情第百七十二號國民健康保健制度確立に關する件外二件採擇、陳情第百九十四號養護施設及び附設乳兒院建設費に對し補助交付の件調査保留を、それぞれ決定して午後零時五分散會。

▲衛生委員會

○三月五日午後一時三十分第三委員室で開議、請願の審査にはいり請願第

三百十八號札幌醫科大学に齒科部併置の件を採擇して午後一時三十五分散會。

○三月十三日午前十一時五十二分第二委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第三十六號北海道立療養所條例の一部を改正する條例設定の件外二件を原案の通り可決、請願第百二十六號、松前町に道立保健所設置の件外六件採擇、請願第四十七號屠場運営改善に關する件保留、陳情第八號歌奈那熱帯村に道立診療所設置の件外三件採擇、陳情第十四號増毛町に結核療養所設置の件保留を、それぞれ決定して午後一時二十五分散會。

○三月二十日午後一時十分第二委員室で開議、請願の審査にはいり、請願第六十八號、岩見澤保健所美唄支所を美唄保健所に昇格の件を採擇し、次いで決議案第六號醫療機關の整備促進に關する決議及び決議案第七號札幌醫科大学整備に關する決議を本會議に上程することを決定して午後一時二十五分散會。

▲經濟委員會

○三月八日午後三時十分第三委員室で開議、蒔田委員長より、酪農検査事業に對する小委員會の結論として一、乳製品の検査はこれを廢止することが適當であり、二、原料乳の検査については取引の公平を期するため指導監視することが適當であると決定した旨を報告、この決定について諮りそのことに決し、これらの方法については主務課に検討せしめることとなつた。次いで請願及び陳情の審査にはいり、請願第二七七號早害農家救済の件外三件採擇、請願第二〇八號豊富村に道立家畜保健所設置の件外四件調査保留、陳情第二四一號耕土改良事業促進の件外十一件採擇、陳情第二三四號水稻電熱溫床施設に對し道費助成の件不採擇、陳情第三九號耕土改良用機械器具貸付の件保留を、それぞれ決定して午後四時三十五分散會。

○三月十七日午後一時四十分舊議長室で開議、付託議案第七十二號北海道立種畜場訓子府分場用地の一部處分に關する件を議題に供し種畜場長及び

財政課長より、本案に對する説明を聴取して本案を原案の通り可決、次いで蒔田委員長より、酪農品検査條例の廢止することについて諮り、この條例を廢止せずとの當局の理由を求めたるに對し畜産課長、その理由として一、酪農品を検査することによつて品質の向上が圖られ公正な取引にひきあつてることが大である。二、北海道の酪農はバターを中心に擴大されつつある。三、酪農検査所を乳製品の研究機關として強化擴大せよとの知事の諮問機關たる商工振興審議會の要請に應えたい。四、乳製品の検査をやめると豫算の財源に制約を受ける以上の理由から委員會の決定に應ずることは不可能なる旨を説明。蒔田委員長より、前回の委員會で條例の廢止を決定しているのので、酪農品検査條例の廢止に關する議案を本會議に提出することについて諮りそのことに決定して午後二時十五分散會。

○三月二十日午前十一時四十五分第一委員會室で開議、陳情の審査にはいり、陳情第五五號農民保養施設に對し道費補助の件を調査保留に決し、議案第一〇六號北海道酪農品検査條例を廢止する條例設定の件及び第一〇七號北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例設定の件を議題として本案に對する意見を求めたるに、蒔田委員長より、酪農品の検査はその製品價值を高め併せて品質の低下防止するものであり、一方原料乳について手数料の引上をなすということは生産者にそれだけ負擔を増大せしめることとなるので兩案に反對である旨の意見を表明、三澤、荒の兩委員よりも兩案に對する反對意見が表明せられたが蒔田委員長は今更委員會の決定を白紙に返す譯にはいかぬでできるだけ本案を可決せしめるよう配慮願いたい旨を告げ午後零時三十分散會。

▲水産委員會

○三月六日午前十二時第二委員會室で開議、水産部長、水産、漁政、漁業制度の各課長及び水産孵化場長より、各所管の二十六年度豫算について水産部長より、年末の道南及び日本海岸の災害対策及び總司令部天然資源局水産部長ヘリングトン氏の勸告案について、水産調査課長より、一鹽鯨の水産

物検査條例追加品目とするの件について、漁政課長より、漁業共済基金について、水産部長より、漁業權等保償金に對する課税の件について、漁政課長より、港灣法につき本道特例設定に伴う漁港法についても同様措置要望の件について、それぞれ説明があり、一旦休憩午後五時二十分再會休憩前に引續きこれ等に對する質疑應答ののち、二十六年度各所管の道費豫算、災害対策漁業共済金についてはこれを諒承のことに決し、ヘリングトン勸告案に對しては民間學識經驗者等よりなる審議會の設置方を理事者に要請、漁業權等保償金課税並びに漁港特例設定要望の二件については、建議案として本會議に上程のことに決し、一鹽鯨については規格審査會において再度審査方を要請することに決定して午後八時四十分散會。

○三月七日午前十一時十分第二委員會室で開議、水産課長より、二十六年度未開發漁田の開發計畫について、水産部長、漁業制度、漁政の兩課長よりサバ旋網、鮭鱒流網、トラバ蟹刺網、サンマ漁の各漁業許可方針について説明、これらについて質疑應答があつて、これを諒承、但しサンマ漁業については資源枯渇防止の立前より水産廳の案を採擇して中央に折衝することに決して午後零時五十分散會。

○三月九日午前十一時二十分第三委員會室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第五十三號第一管區海上保安本部恵山救難支所新設工事に對する道費助成の件保留、陳情第六號小樽市に道立水族館設置促進の件外二件保留を、それぞれ決定、次いで水産廳案による大海區制に對する本道一海區とする要望の件につき、決議として強く中央に要望することを決定して午後一時十分散會。

○三月十日午後四時第二委員會室で開議、請願陳情及び議案の審査にはいり、陳情第四十一號龜田郡日浦、尻岸内、恵山漁協區内沿岸漁田改良施設工事業に對し道費助成の件採擇、請願第五十七號釧路十勝地區沿岸流水被害対策の件採擇を、それぞれ決定、次いで議案第七十一號北海道中小漁業振興特別融資損失補償に關する豫算外義務負擔に關する議決變更の件について、水産部長及び漁政課長より説明があつて、本案を原案の通り可決、

又漁港法費用負擔率の特例設定及び大海區制反對北海道一海區制要望についての二つの決議案文を決定して午後四時三十分散會。

○三月十二日午後零時五十分第二委員室で開議、さきに討議された漁業權等保償金課税免除に關する決議について暫時保留されていたが、中央情勢の推移に鑑み、議會の議決として中央に要望すること及び本保償金の割當増に關しても決議として中央に對し要望することに決定、案文その他は委員長に一任して散會。

○三月十九日午前十一時三十分舊議長室で開議、水産部長及び漁政課長より、漁業共濟特別基金制度要綱について説明、これ對する質疑應答があつて、これを諒承して午後零時十分散會。

○三月二十日午後一時五十分第二委員室で開議、陳情第三十三號道水産物検査條例中に一鹽鍊の検査品目追加の件につき、水検所長より規格調査會の結論として検査品目とすべしとの意見なる旨報告、審査の結果、依頼検査により施行することを適當として不採擇に決定、次いで水族館設置に關する結論について協議、本會期中に結論をだすべしとの意見及びこれを保留すべしとの意見が對立したるもその結果、二十二日の準備委員會においてこれに對する態度を決するとの意見に一致して午後二時五十分散會。

▲商工委員會

○三月七日午前十一時四十五分第一委員室で開議、陳情の審査にはいり、陳情第三十二號釧路市及び稚内市に火力發電所設置促進の件を採擇、商工部長より、電氣事業再編成に伴う新會社の人事問題について説明があり、これに對する質疑應答があつて午後零時四十五分散會。

○三月十日午後零時十分第一委員室で開議、北海道電氣通信局安藤企畫部長より、本道の電氣通信施設の現況と今後の見透しについて説明があり、このことについて協議の結果、本道の電氣通信施設の現況に鑑み、電氣通信施設の擴充に關する建議案を本會議に提出することに決定、次いで付託議案の審査にはいり、議案第三十九號北海道立工業試驗場條例の一部を改

正する條例設定の件外二件を原案の通り可決して午後一時四十五分散會。
○三月二十二日午後一時三十分第三委員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第三十九號頓別村宇會丹川電源開發の件を保留に決し、陳情第四十六號豊羽鑛山株式會社に對し五百萬圓増資の方の件については、各黨で相談して結論を持ち寄ることに決定、次いで徳中委員より、本道の基礎産業の確立を圖るため、さきに日鋼幌別工場を曹達工業に充當するため、道において買収され、その後設立された北海道曹達株式會社に土地、建物、機械類を賣拂することの議決を経たが、同社の現状からしてその方法を考慮すべき必要がある旨發言、このことについても各黨で相談することに決定して午後一時四十分散會。

▲林務委員會

○三月十三日午後二時第三委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第四十三號財産取得に關する件を原案の通り可決、陳情第九號千歲町支笏湖畔に森林博物館設置の件採擇、陳情第二十五號阿寒國立公園オンネトー湖に道立ロッジ建設の件外一件保留、請願第六五號、苫前郡を中心とする焼尻、天賣兩島及び苫前羽幌兩町の四ヶ町村一圓を道立公園に指定の件外四件採擇を、それぞれ決定して午後四時四十五分散會。

○三月二十日午後一時二十分第三委員室で開議、國有林野物の特賣について政府へ要望の建議案を本會議に提出することに決定、次いで林務部長より昭和二十六年年度の豫算措置について説明、これを諒承して午後二時五十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○三月九日午後三時十分第一委員室で開議、付託請願及び陳情の審査に入り、請願第二七八號濱中村茶内一霧多布間簡易軌道敷設の件外六件を採擇、陳情第二三五號町村農地委員會に對し道費補助の件保留に夫々決定し、ついで開拓部長より昭和二十六年年度公共事業費、産業經濟費、(開

拓費、道費豫算について説明を聴取し午後四時五十分散會。

▲土木委員會

○三月八日午前十一時四十分第一委員室で開議、請願の審査にはいり、請願第三號生田原村安國一・生田原間準地方費道路線變更の件外五件採擇に決し、次いで土木部長より、土木關係昭和二十六年度事業面及び豫算面からの運営について説明を聴取して午後零時四十五分散會。

○三月九日午前十一時四十分第二委員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり請願第二十一號邊別川、宇莫別川流域の水不足及び水溫上昇の件外十件採擇、請願第三十號鹿部村小漁港擴張及び災害復舊工事施行の件外一件不採擇、請願第十二號地方費道新得本道橋を永久橋として架替の件外十三件保留、陳情第一號降雪時における除雪費の増額の件外八件採擇、陳情第二十三號準地方費道茨戸道路をアスファルト舗装道路として改裝工事施行の件不採擇、陳情第十五號長流川護岸工事施行の件外一件保留を、それぞれ決定、次いで土木部長より、災害復舊事業費の三分の一削減せられたことになり、開發途上にある道として重大であるので、委員會においてもこのことについて協力願いたい旨と發言があつて午後一時二十五分散會。

○三月十九日午後零時十分第一委員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第百三號内大部川を地方費支辨河川に昇格の件外二十四件採擇、請願第八十五號町村道野呂原野道路を準地方費道に昇格の件外五件不採

會 合

▲全國都道府縣議會議長會臨時會

○三月十四日東京都議會議事堂において開催、教育委員會制度協議會委員に本會副會長神奈川縣議長を推薦決定、地方自治法改正意見書及び

擇陳情第二百四十六號旭川地方の主要幹線道路の除雪實施の件外八件採擇をそれぞれ決定、次いで管理課長より、災害復舊事業費の國庫補助についての中央折衝の状況についての説明を聴取して午後二時五分散會。

▲労働及び建築委員會

○三月五日午前十時三十五分第二委員室で開議、建築部長及び建築指導課長より、所管の二十六年度道費豫算、建築防災、建築規準法施行條例等について説明、これに對する質疑應答があつて午前十一時四十三分散會。

○三月六日午前十一時十分舊議長室で開議、労働部長、勞政、労働教育の兩課長より、所管の二十六年度道費豫算について説明、これに對する質疑應答があつて午後一時散會。

○三月十三日午後二時第二委員室で開議、付託議案の審査にはいり、議案第四十號建築規準法施行條例設定の件について、建築指導及び工營の兩課長より説明、これに對する質疑應答があり、審査の結果本案を一部修正の上可決して午後五時二十分散會。

○三月二十二日午後二時十分舊副議長室で開議、請願の審査にはいり、請願第六十三號鹿部村に道立勤務者保養所設置の件外一件を保留に決定、次いで日傭勞務者賃金値上に關し協議、その結果このことにつき建議案として上提、中央に對し強く要望することに決定して午後二時四十分散會。

地方行政調査委員會の勧告の實現と地方財政の確立に關する要望書の提出についてこれを承認、次いで「行政事務再配分に關する勧告」に對する意見及び本會規則一部改正方について審議を行い散會した。

資 料

▲地方行政事務再配分に關する勧告に對する意見

地方行政事務再配分に關する勧告に對する意見として北海道議會として次のような意見を全

國議長會に提出したので参考のため、ここに掲載することとした。

A 總論について

北海道開發に關する現地事務については、シヤウブ勸告における行政再配分の作業を實施するための三原則には據りがない特殊事情があるので、次の特例を設けるべきである。

一、北海道の開發に關する現地事務は北海道知事が之を掌理する。

二、現地北海道開發に従事する官吏の身分はすべてこれを知事に委任し、これに要する人事費、事務費は全額國庫補助とする。

(理由)

シヤウブ勸告によつてそれぞれの段階に行政事務が配分せられる關係上、國有事務が主となり委任事務が殆どなくなるわけであるが新憲法、地方自治法、シヤウブ勸告の線に沿う地方自治行政の貫徹、團體自治、住民自治の具現ないし地方自治尊重の原則、能率の原則が具體的な諸基準としてひき出される「一般行政」の面に關する限りでは問題は基本的に他府縣と同様である。しかるに現段階における道の行政事務再配分をめぐる諸問題は、恐らくシヤウブ勸告の豫想し得ないまた地方自治の處理能力を超えた事柄に跨つてゐる。即ち從來拓殖行政の形をとり、現在總合開發として推進されている開發行政の問題がそれであつて、正確にいうならば即ち北海道は全國府縣と共通な地方自治そのものの一般行政の内容と、更に北海道の特殊な開發行政（國で行うべき事務とするもの）の問題處理の二重性格を包含しているといふことである。

即ち明治二年の開拓使設置以來、三縣一局を経て明治十九年北海道廳の設置を見、超えて明治三十四年に北海道會法及び北海道地方費法の施行という、我が國內秩序における拓殖地的半殖民地條件は他府縣と大いにその趣を異にするところで、このような發展段階において昭和二十二年の全國畫一的な地方自治法の施行は、そのこと自體が一應問題となるものである。

總合開發行政を廣汎強力に要求され且つこのことは地方自治の枠内での處理を超えたもの、即ち北海道の枠に入れるといふこと自體無理であるといふことである。しかも道會法及び地方費法が發布されたとはいへ、昭和二十二年地方自治法施行まで卒直にいつて北海道開發は主として中央集權的官治行政であり、現在においても公共事業等の名の下に國費に依存している部面が相當多い。そこで開發行政の範圍の決定は極めて困難な問題であるが、地方的性格のものは道の能力の限度に應じて實施することを原則とし、現行通り從來國費を以て施行した土木、交通、通信、運輸をはじめ土地開拓、電源開發並びに農林、水産、商工、鑛の諸産業文化、住宅等は國の事務とすべく、この場合三原則の立前より國において必要な企畫、立案、豫算の編

成等の責任を負い、その管理施行は一般行政の自治事務と融合して道の實情に即して自主的に處理せしむべきである。

又開拓行政が國勢事務であるという觀點にのみ重點を置けば、第一に國が自らの出先機關を設けその政策を強力に行う方式が考えられる。しかしかかる運營方式は、さなざに二重行政と自治權の多方面から制約に悩む道行政としては、益々自治の本旨達成に困難ならしめる行政能率の複雑化、行政費用の膨脹をきたすのである。

そこで知事への機關委任が最も妥當なものと考えられる、かくすることによつて知事は過去八十年の歴史と深い經驗を有する道廳の全機構の整備充實とその有機的な活用により効率的な行政効果を擧げることができる。なお特に職員の定數及び補助率については從來の國庫補助職員例に見られた如く將來その負擔を道に轉嫁するが如きことなきよう措置せられるべきである。

△各都道府縣別面積、人口、郡、區、市町村數調

(昭和二十六年三月一日現在)

都道府縣名	面積	人口	郡	區	市	町	村
北海道	九、五六一	四、三六、五七	一四		一五	九	一、〇三
青森	九、六三	一、二六、六七	八		三	三	二〇
岩手	一、五、三五	一、二六、七六	三		四	三	一九
宮城	七、三三	一、六六、四三	一六		四	四	一四
秋田	一、六、四〇	一、三九、〇三	九		五	五	一四
山形	九、三六	一、三九、〇三	二		五	五	一八
福島	三、七六	二、〇六、九四	一七		五	五	三三
茨城	六、〇九	一、〇九、四八	一四		五	五	三三
栃木	六、四七	一、五〇、四六	八		五	五	二〇
群馬	六、三六	一、六〇、八〇	三		五	五	二〇
埼玉	三、八三	一、四六、四三	九		八	八	二六
千葉	五、〇三	二、三九、〇七	三		八	八	三三
東京	二、〇〇	六、二七、四〇	七	二	八	七	七五
神奈川	二、三六	二、四六、六五	一六		七	五	三八
新潟	二、五九	二、四〇、九七	八		二	三	一八
富山	四、二五	一、〇八、九〇	八		三	三	一四
石川	四、九三	九七、七九	二		三	三	一四
福井	四、四六	七五、七四	九		一	六	一〇
山梨	三、六六	二、〇六、八三	一六		六	五	三三
長野	一〇、四九五	一、五〇、五八	八		五	六	三三
岐阜	七、七〇	二、四七、四三	三		二	四	三三
愛知	五、〇四	三、三〇、五五	八		二	七	三三
三重	五、七五	一、四六、一九	五		七	六	三三
滋賀	四、〇五	八六、一八〇	三		三	五	二四
京都	四、六二	一、八三、九四	七		五	三	二五

本表は總理府統計局發表による。

合	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪
計	三、八、五七	八、三、一九	六、七、八四	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一	一、〇、九一
至	七	八	三	三	七	八	八	七	二	七	二	二	六	九	二	六	七	二	五	七
公																				
三	五	五	六	五	五	二	二	一	六	三	二	〇	五	五	三	二	四	二	二	六
一、八、三	四	三	六	四	四	三	六	九	三	三	四	四	三	七	三	三	三	三	六	七
八、二、五	六	五	一	二	二	七	三	二	二	二	九	一	二	二	八	一	一	一	七	九

△昭和二十五年 道費豫算現計調
歳入の部

(昭和二十六年三月三十一日現在)

款項別	既決豫算額	追加議案 四六	追加議案 七四五	計	總額に 對合
道 税	三、五二一、六〇、七〇〇			三、五二一、六〇、七〇〇	三八〇
普 通 税	三、〇〇九、二四九、二〇〇			三、〇〇九、二四九、二〇〇	
舊法による税	五〇三、一三、五〇〇			五〇三、一三、五〇〇	
公營企業及び財産收入	一〇五、六六六、六〇〇	八、九三三、一〇〇		一一四、六〇九、七〇〇	〇五
公營企業收入	五八、八三〇、〇〇〇			五八、八三〇、〇〇〇	
財産收入	八、一五、一〇〇			八、一五、一〇〇	
財産賣拂代金	三六、七四、五〇〇	八、九三三、一〇〇		四五、六七、六〇〇	
分擔金及び負擔金	一八、一七〇、六〇〇			一八、一七〇、六〇〇	一七
負擔金	一八、一七〇、六〇〇			一八、一七〇、六〇〇	
使用料及び手数料	四〇〇、七、四〇〇△	一三、九六七、〇〇		四一四、六三、四〇〇	二七
使用料	三〇〇、〇三、七〇〇△	一八、九四〇、〇〇		三一八、九七三、七〇〇	
手数料	一〇〇、六六、七〇〇	四、九五五、〇〇		一〇五、六七、七〇〇	
寄 付 金	五五、四四、二〇〇	一六〇、〇〇〇		一一一、四四、二〇〇	〇六
寄 付 金	五五、四四、二〇〇			五五、四四、二〇〇	
繰 入 金	三三、一〇一、一〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇		四三、一〇一、一〇〇	〇二
特別會計繰入金	三三、一〇一、一〇〇			三三、一〇一、一〇〇	
繰 越 金	六六、四三、五〇〇			六六、四三、五〇〇	四三
前年度繰越金	六六、四三、五〇〇			六六、四三、五〇〇	
雑 收 入	九一、七三三、五〇〇	三、四、四〇〇	一、四四七、〇〇〇	九五、一八四、九〇〇	六六

[illegible]

純國庫負擔計	八、五〇〇、〇五七、〇〇〇	一四、六七六、〇〇〇	八、六九一、六五二、〇〇〇	五、四四
歳入合計	二五、二五九、九六八、七〇〇	三七、一六六、四〇〇	一、〇四七、〇〇〇	二五、五九六、三三、一〇〇

歳出の部

款項別	既決豫算額	追加議案 四一四	追加議案 四一五	追加議案 四一六	追加議案 七一六	計	總額に對 する割合
議會費	一四、六三三、〇〇〇	—	一、三三〇、〇〇〇	—	一、〇四七、〇〇〇	一六、〇一〇、〇〇〇	〇・六
道議會費	一四、六三三、〇〇〇	—	一、三三〇、〇〇〇	—	一、〇四七、〇〇〇	一六、〇一〇、〇〇〇	—
道廳費	一、三三三、七五〇、〇〇〇	—	一〇、五〇〇、〇〇〇	—	—	一、三六六、二五〇、〇〇〇	九・〇一
道職員費	一、一〇〇、五三三、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇	—	—	一、一〇一、〇三三、〇〇〇	—
諸職員福利厚生費	一、二一〇、五〇〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、二二〇、五〇〇、〇〇〇	—
警察消防費	三、四四〇、五〇〇	—	—	—	—	三、四四〇、五〇〇	〇・五
公安委員會費	四、〇八〇、一〇〇	—	—	—	—	四、〇八〇、一〇〇	—
治安維持連絡協議會費	五、三三〇、〇〇〇	—	—	—	—	五、三三〇、〇〇〇	—
消防學校費	四、九二〇、〇〇〇	—	—	—	—	四、九二〇、〇〇〇	—
消防振興費	九、一四〇、〇〇〇	—	—	—	—	九、一四〇、〇〇〇	—
土木費	一、七四九、三三、〇〇〇	—	九、六六、三〇〇	—	—	一、五八六、二〇、〇〇〇	二・四
道路橋梁費	三、七六六、八〇〇	—	八〇〇、〇〇〇	—	—	三、八六六、八〇〇	—
河川費	二、六二五、〇〇〇	—	—	—	—	二、六二五、〇〇〇	—
港灣費	五、三三〇、〇〇〇	—	八、三三〇、〇〇〇	—	—	五、三三〇、〇〇〇	—
都市計畫費	七、一三三、〇〇〇	—	—	—	—	七、一三三、〇〇〇	—
札幌市地價費	一〇、五七〇、〇〇〇	—	—	—	—	一〇、五七〇、〇〇〇	—
戰災復興事業費	一〇、四六六、八〇〇	—	三、五〇〇、〇〇〇	—	—	一〇、八六六、八〇〇	—
土木試驗所費	二、〇一三、〇〇〇	—	—	—	—	二、〇一三、〇〇〇	—
建設業務所費	一、一七〇、〇〇〇	—	—	—	—	一、一七〇、〇〇〇	—
災害土木費	六、四四〇、〇〇〇	—	—	—	—	六、四四〇、〇〇〇	—

[illegible]

保 健 所 費	二四、〇六、一〇〇	三、〇七、二〇〇	二四、一三、〇〇〇	二四、一〇
傳 染 病 豫 防 費	一三、三三、〇〇〇	三、七九、〇〇〇	一七、〇四、〇〇〇	
性 病 豫 防 費	三、四四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、八六、三〇〇	
結 核 豫 防 費	一五、二四、一〇〇	二、八二、一〇〇	一五、一〇、五〇〇	
環 境 衛 生 費	八、七六、〇〇〇		八、七六、〇〇〇	
公衆衛生普及指導費	一五、三六、〇〇〇	五、六〇、〇〇〇	二、九〇、八、五〇〇	
優 生 保 護 費	一、二六、五〇〇	一、〇三、一〇〇	三、八五、九〇〇	
保 健 指 導 諸 費	一、一〇、四〇〇		一、一〇、〇〇〇	
衛 生 調 査 諸 費	二、五八、〇〇〇		二、五八、〇〇〇	
食 品 衛 生 諸 費	一、〇〇、八、一〇〇		一、〇〇、八、一〇〇	
衛 生 科 學 研 究 費	一、九、五九、一〇〇		一、九、五九、一〇〇	
保 健 對 策 費	三、〇〇、三、〇〇〇		三、〇〇、三、〇〇〇	
醫 務 諸 費	三、三六、〇〇〇		三、三六、〇〇〇	
藥 事 諸 費	五、〇一、五、〇〇〇		五、〇一、五、〇〇〇	
產 業 經 濟 費	三、五七、四四、〇〇〇	一三、六四、五〇〇	三、七二、〇〇、〇〇〇	二四、一〇
農 業	二六、六四、一〇〇	六、九五、五〇〇	三〇、六九、七、〇〇	
蠶 業 取 締 所 費	四八、四〇〇		四八、四〇〇	
農 業 講 習 所 費	八、九三、七〇〇	四〇〇、〇〇〇	九、四三、〇〇〇	
協 同 農 業 普 及 費	三、九〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	
農 業 試 驗 場 費	一〇一、五五、〇〇〇		一〇一、五五、〇〇〇	
農 業 試 驗 場 畜 產 部 復 舊 費	四九、〇〇〇、〇〇〇		四九、〇〇〇、〇〇〇	
畜 產 業	二六、七五、〇〇〇	三、二九、四〇〇	三〇、〇四、七、〇〇	
食 糧 調 整 費	八〇、八五、〇〇〇	一、五九、七〇〇	八二、四四、七〇〇	
食 品 調 整 費	四、八七、〇〇〇		四、八七、〇〇〇	
林 業 指 導 費	三、四九、〇〇〇	三、九〇、二〇〇	三、八八、二〇〇	
林 業 業	六、六三、一〇〇		六、六三、一〇〇	
水 産 試 驗 場 費	一、八七、三〇、一〇〇	六、〇四、六〇〇	一、九三、三四、七〇〇	
水 産 試 驗 場 費	三、三〇、一〇、〇〇〇		三、三〇、一〇、〇〇〇	
水 産 試 驗 場 費	三、三〇、一〇、〇〇〇	八、七五、〇〇〇	三、三〇、一〇、〇〇〇	

水産練習所費	七、三六、七〇〇						七、三六、七〇〇		
商工業費	三、九八、一〇〇						三、九八、一〇〇		
觀光事業費	三、七五、七〇〇						三、七五、七〇〇		
工業試驗場費	三、〇三、一〇〇						三、〇三、一〇〇		
度量衡器檢定所費	六、四〇、〇〇〇						六、四〇、〇〇〇		
農業地費	一五、六三、一〇〇						一五、六三、一〇〇		
農業協同組合費	一五、一五、〇〇〇						一五、一五、〇〇〇		
開拓事業費	八三、九四、一〇〇						八三、九四、一〇〇		
耕地事業費	四六、八八、一〇〇						四六、八八、一〇〇		
電力開發調查費	一七、六〇、〇〇〇						一七、六〇、〇〇〇		
資材調整費	三、〇〇〇、〇〇〇						三、〇〇〇、〇〇〇		
財產費	三三、六四、五〇〇						三三、六四、五〇〇		
財產管理費	二、五八、〇〇〇						二、五八、〇〇〇		
職員住居施設費	七、一四、八〇〇						七、一四、八〇〇		
應舍營繕費	一四、五二、〇〇〇						一四、五二、〇〇〇		
營繕諸費	六、六一、七〇〇						六、六一、七〇〇		
財產造成費	二四、一〇〇						二四、一〇〇		
勸業資金積立金	四、五〇〇						四、五〇〇		
統計調査費	五、三三、三〇〇						五、三三、三〇〇		
統計調査費	五、三三、三〇〇						五、三三、三〇〇		
選舉費	三、一七、七〇〇						三、一七、七〇〇		
選舉管理委員會費	八、八元、一〇〇						八、八元、一〇〇		
選舉諸費	一三、八元、六〇〇						一三、八元、六〇〇		
公債費	二、四、四、〇〇〇						二、四、四、〇〇〇		
元利償還金	二、四、二、二、〇〇〇						二、四、二、二、〇〇〇		
公金取扱費	三、四、三、八、七〇〇						三、四、三、八、七〇〇		

一、普通會計（歳入の部）

[illegible]52

警察消防費	一五、四八、九〇〇			一五、四八、九〇〇	〇・二五
公安委員會費	三、九二、六〇〇			三、九二、六〇〇	
治安維持連絡協議會費	四、五〇〇,〇〇〇			四、五〇〇,〇〇〇	
消防學校費	四、六九、三〇〇			四、六九、三〇〇	
消防振興費	二、八六、〇〇〇			二、八六、〇〇〇	
土木費	二五〇,〇〇六、六〇〇	二、七八、〇〇〇		二五二,八八六、六〇〇	二・四八
道路橋梁費	三、五九、〇〇〇			三、五九、〇〇〇	
河川費	一九〇,〇〇〇,〇〇〇			一九〇,〇〇〇,〇〇〇	
港灣費	三、四六、一〇〇	二、七六、〇〇〇		六、二二、一〇〇	
都市計畫費	五、三〇〇,〇〇〇			五、三〇〇,〇〇〇	
東札幌土地區劃整理事業費	一、九〇五、〇〇〇			一、九〇五、〇〇〇	
戰災復興費	六八、四〇〇			六八、四〇〇	
土木試驗所費	二、〇〇〇,〇〇〇			二、〇〇〇,〇〇〇	
土木機械工作費	一、四〇〇,〇〇〇			一、四〇〇,〇〇〇	
災害土木費	一八〇,〇〇〇,〇〇〇			一八〇,〇〇〇,〇〇〇	
土木事業獎勵費	二、一四七、〇〇〇			二、一四七、〇〇〇	
教育費	五、四四二、〇〇〇	四一、五八、一〇〇		五、四八三、五八〇	五・三〇
教育委員會費	一〇〇,一四〇,〇〇〇			一〇〇,一四〇,〇〇〇	
小學校費	二、四七、八六、一〇〇			二、四七、八六、一〇〇	
中學校費	一、四〇七、〇三、九〇〇			一、四〇七、〇三、九〇〇	
高等學校費	七、七五、四六、一〇〇	三、七五、六〇〇		一一、五〇、〇六、七〇〇	
高等學校費	二五七、五八、六〇〇			二五七、五八、六〇〇	

育嬰學校費	四、二七、三〇〇	二、一六六、七〇〇	四、四四、〇〇〇	
通信教育費	一、二〇四、三〇〇		一、二〇四、三〇〇	
教育諸費	二〇〇,七五八、八〇〇	一、四六九、七〇〇	二〇二,二二八、五〇〇	
社會教育費	一九、九五、五〇〇		一九、九五、五〇〇	
保健體育費	六、五九、八〇〇	三、〇四、一〇〇	七、六五、九〇〇	
社會及勞務施設費	五七、六六、一〇〇	五、四七、七〇〇	五三、六九、八〇〇	五・三
生活保護費	一、五、四七、〇〇〇		一、五、四七、〇〇〇	
民生福祉費	四七、八五、五〇〇	三、九一、一〇〇	五二、五〇、六〇〇	
災害救助費	二、三二、四〇〇		二、三二、四〇〇	
引揚援護費	九、一五、四〇〇		九、一五、四〇〇	
對策費	二、五九、六〇〇		二、五九、六〇〇	
婦人福祉費	七、七六、一〇〇	二、四六、六〇〇	七、二一、七〇〇	
兒童福祉費	二〇、八五、七〇〇		二〇、八五、七〇〇	
世話諸費	三、一六、二〇〇		三、一六、二〇〇	
國民健康費	六、二二、八〇〇		六、二二、八〇〇	
勞務費	二〇、五二、一〇〇		二〇、五二、一〇〇	
地方勞務費	一〇、〇八、一〇〇		一〇、〇八、一〇〇	
住宅費	五、五九、八〇〇		五、五九、八〇〇	
失業對策費	二、二九、八〇〇		二、二九、八〇〇	
公園費	四、二、六三、〇〇〇	二、六、九九、〇〇〇	四、四、六二、〇〇〇	四・三
保健衛生費	三、七、九六、六〇〇		三、七、九六、六〇〇	
保健所費	四、五、一六、七〇〇		四、五、一六、七〇〇	
傳染病豫防費				

選 舉 費	選 舉 員 會 費	選 舉 諸 費	公 債 費	元 利 償 還 金	利 子	公 金 取 扱 費	諸 支 出 金	徵 稅 費	監 查 諸 費	地 方 振 興 費	繰 出 金	諸 費	豫 備 費	豫 備 費	歲 出 合 計
七、五三、三〇〇	七、五三、三〇〇	三、〇八、〇〇〇	二、四、九五、八〇〇	二五、五五、一〇〇	九、二四、〇〇〇	一〇、四、〇〇〇	五三、四六、〇〇〇	二、三、〇九、四〇〇	九、二五、八〇〇	四、一七、六〇〇	一、五、〇一〇、〇〇〇	一三、一、一五、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、六五、一〇〇、〇〇〇
															一、四、一、三、一〇〇
															二〇、一、一、四、〇〇〇
七、五三、三〇〇	七、五三、三〇〇	三、〇八、〇〇〇	二、四、九五、八〇〇	二五、五五、一〇〇	九、二四、〇〇〇	一〇、四、〇〇〇	五三、四六、〇〇〇	二、三、〇九、四〇〇	九、二五、八〇〇	四、一七、六〇〇	一、五、〇一〇、〇〇〇	一三、一、一五、一〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一、一、四、〇〇〇
〇・六九			一・三三				五・〇四							〇・〇一	一〇〇・〇〇

二、特別會計 (歳入の部)

特別會計 (款項別)	當初豫算額	追加 議案 七六一	追加 議案 一〇〇二	計
恩給基金	五、〇〇八、一〇〇			五、〇〇八、一〇〇
公營企業收入及 財産收入	二、七〇〇			二、七〇〇
繰入金	四〇、六〇、五〇〇			四〇、六〇、五〇〇
普通會計 繰入會計	三、七五、〇〇〇			三、七五、〇〇〇
特別會計 繰入會計	四、八六、五〇〇			四、八六、五〇〇
雑収入	一〇、三〇、九〇〇			一〇、三〇、九〇〇
納付金	一〇、三〇、六〇〇			一〇、三〇、六〇〇
繰越金	一〇〇			一〇〇
前年度繰越金	一〇〇			一〇〇
學校職員恩給金	六、六九、〇〇〇			六、六九、〇〇〇
國庫支出金	六、三三、五〇〇			六、三三、五〇〇
國庫支出金	六、三三、五〇〇			六、三三、五〇〇

林産物検査費	雑収入	物品賣拂代金	雑収入	手数料	使用手数料及	水産物検査費	雑収入	物品賣拂代金	雑収入	手数料	使用手数料及	農産物検査費	緑普通會計	緑入金	納付金	雑収入
三三、九四、一〇〇	六〇〇	一〇〇	七〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、五五、一〇〇	三、五五、一〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	五、五五、一〇〇	五、五五、一〇〇
三三、九四、一〇〇	六〇〇	一〇〇	七〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	七、六六、三〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、五五、一〇〇	三、五五、一〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	五、五五、一〇〇	五、五五、一〇〇

公有林費	雜收入	物品賣拂代金	報償金及 金	雜收入	前年度繰越金	繰越金	國庫補助金	國庫支出金	財產賣拂代金	財產收入	公營企業及 財產收入	模範林費	使用材料及 手數料	使用材料及 手數料	略農検査費	雜收入	雜收入	使用材料及 手數料	財產收入	公營企業及 財產收入
四三、六六、一〇〇	一、〇〇〇、一〇〇	四、三三、〇〇〇	六、二、一〇〇	六、〇六、二〇〇	一〇〇	一〇〇	五、〇〇、四〇〇	五、〇〇、四〇〇	一、四三、一〇〇	二、五五、〇〇〇	一、四七、〇六、一〇〇	一、四七、〇六、一〇〇	三、三〇、四〇〇	三、三〇、四〇〇	三、三〇、四〇〇	一〇〇	一〇〇	三、三〇、四〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
					一、四、〇〇〇、〇〇〇							一、五、〇〇〇、〇〇〇								
四三、六六、一〇〇	一、〇〇〇、一〇〇	四、三三、〇〇〇	六、二、一〇〇	六、〇六、二〇〇	一、四、〇〇〇、一〇〇			五、〇〇、四〇〇	一、四三、一〇〇	二、五五、〇〇〇	一、四七、〇六、一〇〇	一、四七、〇六、一〇〇	三、三〇、四〇〇	三、三〇、四〇〇	三、三〇、四〇〇	一〇〇	一〇〇	三、三〇、四〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇

[illegible]

(歳出の部)

水産物検査費	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇
検査所職員費	四、八五〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇
検査事業費	二、四五〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇
諸支出金	二、四五〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇
繰出金	二、四五〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇
豫備費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
豫備費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
林産物検査費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
林産物検査費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
道職員費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
事業費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
営業費	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
諸支出金	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
諸費	九、八六六、〇〇〇	九、八六六、〇〇〇
繰出金	四、一四〇、〇〇〇	四、一四〇、〇〇〇
豫備費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
豫備費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
略農検査費	二、三、四〇〇、〇〇〇	二、三、四〇〇、〇〇〇
略農検査費	二、三、四〇〇、〇〇〇	二、三、四〇〇、〇〇〇
道職員費	四、八六六、〇〇〇	四、八六六、〇〇〇
検査費	七、〇三三、九〇〇	七、〇三三、九〇〇
諸支出金	二、四八八、三〇〇	二、四八八、三〇〇

繰出金	二、四八八、三〇〇	二、四八八、三〇〇
豫備費	二、四八八、三〇〇	二、四八八、三〇〇
模範林費	一、五、七五七、二〇〇	一、五、七五七、二〇〇
模範林費	一、五、七五七、二〇〇	一、五、七五七、二〇〇
道職員費	二、四八八、三〇〇	二、四八八、三〇〇
營業費	七、〇三三、九〇〇	七、〇三三、九〇〇
森林保護費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
森林企劃費	二、三、九〇〇、〇〇〇	二、三、九〇〇、〇〇〇
産物調査費	六、一、二二〇、〇〇〇	六、一、二二〇、〇〇〇
造林費	一、八、五八八、〇〇〇	一、八、五八八、〇〇〇
森林土木費	三、七、七五七、二〇〇	三、七、七五七、二〇〇
木材費	一、八、五八八、〇〇〇	一、八、五八八、〇〇〇
製炭費	三、四、五〇〇、〇〇〇	三、四、五〇〇、〇〇〇
労働物資費	一、五、七五七、二〇〇	一、五、七五七、二〇〇
諸支出金	一、五、七五七、二〇〇	一、五、七五七、二〇〇
繰出金	九、八六六、〇〇〇	九、八六六、〇〇〇
諸費	五、六、一〇〇、〇〇〇	五、六、一〇〇、〇〇〇
公債費	六、一、二二〇、〇〇〇	六、一、二二〇、〇〇〇
元利償還金	五、六、一〇〇、〇〇〇	五、六、一〇〇、〇〇〇
利子	一、五、七五七、二〇〇	一、五、七五七、二〇〇
豫備費	五、六、一〇〇、〇〇〇	五、六、一〇〇、〇〇〇
豫備費	五、六、一〇〇、〇〇〇	五、六、一〇〇、〇〇〇

公有林費	四三、七九、二〇〇	四三、七九、二〇〇
公有林費	三九、五四、二〇〇	三九、五四、二〇〇
道職員費	八七、三四、四〇〇	八七、三四、四〇〇
營繕費	一、六六、三〇〇	一、六六、三〇〇
森林保護費	六、九八、〇〇〇	六、九八、〇〇〇
經營調査費	一、〇三、一〇〇	一、〇三、一〇〇
森林企劃費	七、七九、四〇〇	七、七九、四〇〇
産物調査費	三、五五、九〇〇	三、五五、九〇〇
造林費	四、一八、八〇〇	四、一八、八〇〇
森林土木費	三、四〇、四〇〇	三、四〇、四〇〇
斫伐費	一〇、五四、〇〇〇	一〇、五四、〇〇〇
製炭費	三、一八、六〇〇	三、一八、六〇〇
勞務物資購入費	一〇、四三、四〇〇	一〇、四三、四〇〇
諸支出金	一一、四〇、一〇〇	一一、四〇、一〇〇
繰出金	三、八八、二〇〇	三、八八、二〇〇
諸費	七、五五、九〇〇	七、五五、九〇〇
公債費	三、五五、五〇〇	三、五五、五〇〇
元利償還金	八、八五、五〇〇	八、八五、五〇〇
利子	三、七五、〇〇〇	三、七五、〇〇〇
豫備費	一、四六、四〇〇	一、四六、四〇〇
豫備費	一、四六、四〇〇	一、四六、四〇〇
轉貸資金	七、三四、六〇〇	七、三四、六〇〇
公債費	七、三四、六〇〇	七、三四、六〇〇

元利償還金	七、三四、六〇〇	七、三四、六〇〇
地民開有未墾費	一、七五、五〇〇	一、七五、五〇〇
公債費	一、七四、七〇〇	一、七四、七〇〇
元利償還金	一、七四、七〇〇	一、七四、七〇〇
諸支出金	八〇〇	八〇〇
調査費	八〇〇	八〇〇
豫備費	五、〇〇〇	五、〇〇〇
豫備費	五、〇〇〇	五、〇〇〇
醫科大學費	二五、三三、一〇〇	四六、九〇〇、〇〇〇
大學費	八〇、七五、三〇〇	二、八四八、四〇〇
職員費	三、八九、四〇〇	三、八九、四〇〇
經常費	二六、三五、一〇〇	二六、三五、一〇〇
營繕費	三、六三、八〇〇	二、八四八、四〇〇
病院費	三〇、七九、三〇〇	五、〇八一、六〇〇
職員費	三、八九、四〇〇	三、八九、四〇〇
經常費	五、五九、二〇〇	五、五九、二〇〇
營繕費	一六、二六、〇〇〇	五、〇八一、六〇〇
厚生科費	七、八四、二〇〇	七、八四、二〇〇
職員費	一、七〇、二〇〇	一、七〇、二〇〇
經常費	五、四七、〇〇〇	五、四七、〇〇〇
營繕費	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
諸支出金	二、九五、二〇〇	二、九五、二〇〇

總出金	二,三三六,000						二,三三六,000
恩給費	一九八,000						一九八,000
諸費	五三〇,000						五三〇,000
公債費	二,九五〇,000						二,九五〇,000
元利償還金	二,九五〇,000						二,九五〇,000
豫備費	100						100
豫備費	100						100
病院費	110,757,000						110,757,000
道立病院費	107,800,000						107,800,000
職員費	二〇,二四〇,000						二〇,二四〇,000
事業費	五,二二六,000						五,二二六,000
營業費	四九〇,000						四九〇,000
諸支出金	一,九三三,000						一,九三三,000
繰出金	一,九三三,000						一,九三三,000
公債費	八八,000						八八,000
元利償還金	八八,000						八八,000
豫備費	100						100
豫備費	100						100
地方競馬費	171,140,000						171,140,000
地方競馬費	171,140,000						171,140,000
道職員費	五,九四六,000						五,九四六,000
競馬開催費	一五,八五七,000						一五,八五七,000

▼
請
願

△三月中本會議傍聽者數、同職業、年令別調查表

職別	年齡	總計	官會教農工商漁無其他
代	十歲	二	二
代	二十歲	三	三
代	三十歲	六	六
代	四十歲	七	七
代	五十歲	一	一
代	六十歲	一	一
代	七十歲	一	一
代	八十歲	一	一
計		二二	二二

63

土木	同	第四五號	地方費道路補装工事促進の件	札幌市長
同	同	第四六號	濱中村字散布に船入潤築設の件	濱中村長
衛生	同	第四七號	屠場運営改善に關する件	上川地區屠場運営協議會長
土木	同	第四八號	新川小樽内川改修工事施行の件	札幌地方綜合開發協議會長 札幌市八名長
開拓及農地	同	第四九號	頓別原野の土地改良事業並びに農道施設實施促進の件	頓別村一名長
土木	同	第五〇號	新篠津村北村地先石狩川に「岩見澤大橋」施行の件	新篠津村四名長
同	同	第五一號	古潭簡易船入間築設工事施行の件	厚田町長
總務	同	第五二號	日米陸上競技大會開催のための施設費に對し相當額の道費補助の件	札幌市長
水産	同	第五三號	第一管區海上保安本部恵山救難支所新設工事に對する道費助成の件	般法華村長
開拓及農地	同	第五四號	清水村上砥草奥地區有林野内可耕地(一、四八三町歩)を緊急開拓地として開放促進の件	清水水村長
經濟	同	第五五號	農民保養施設に對し道費補助の件	北海道指導連合長
開拓及農地	同	第五六號	釧路原野干拓の件	釧路地方綜合開發促進期成會長 釧路地區漁業對策委員會會長 外四名
水産	同	第五七號	釧路十勝地區沿岸流水被害對策の件	釧路地區漁業對策委員會會長 外二名
總務	同	第五八號	「クラー」獎學會(援助資金として五百萬圓交付)の件	元北海道大學々長
開拓及農地	同	第五九號	市町村農地委員會に對し道費補助の件	道都市農地委員會連絡協議會長
土木	同	第六〇號	夕張郡由仁町夕張川水系(ヘリベツ地區)田工事施行の件	由仁町一名長

同	同	第六一號	由仁町夕張川地區(ヘリベツ土地)改良區排水工事施行の件	同
同	同	第六二號	幕別町上水道新設工事に對し道費補助の件	幕別町一名長
勞働及建築	同	第六三號	鹿部村に道立勤勞者保養所設置の件	鹿部村長
經濟	同	第六四號	由仁町夕張川地區(ヘリベツ土地)改良區の耕土改良事業に對する補助及び機械貸與の件	由仁町一名長
土木	同	第六五號	太櫓港築設工事施行の件	太櫓村二名長
經濟	同	第六六號	岩見澤水稻試驗地を道費にて繼續實施の件	岩見澤市長
總務	同	第六七號	北海道永山農業高等學校々舍増築の件	永山農校三名長
衛生	同	第六八號	岩見澤保健所美唄支所を美唄保健所に昇格の件	美唄市長
土木	同	第六九號	地方費道戸井、函館線中函館市(絞川町)根崎町間道路擴幅(二十二米)實施の件	函館市一名長
勞働及建築	同	第七〇號	共同作業所設置に對し道費補助の件	小平村長
民生	同	第七一號	岩見澤兒童相談所設置方の件	岩見澤市長 外三名
土木	同	第七二號	重別道路改良工事實施の件	長萬部町三名長

請願番號	件	名	請願者
(昭和二五年分)			
請願第六五號	苫前を中心とする焼尻、天賣兩島及び苫前羽幌兩町の四ヶ町村一圓を道立公園に指定の件	苫前	苫前町四名長
同第一〇三號	内大部川を地方費支辨河川に昇格の件	神居	神居村一名長

同第一〇八號	厚岸町周邊を道立公園に指定の件	厚岸町長
同第二六號	松前町に道立保健所設置の件	大島村長
同第二七號	尻無川明渠排水掘さくの件	標津村長
同第二一七號	阿歷内く上尾幌間道路改良工事施行の件	厚岸町長
同第二一八號	町村道佐川道路改修工事道費補助の件	上富良野村長
同第二二四號	白糠く足寄間道路改良開さく工事施行の件	白糠外村長
同第二五五號	町村道富樫内線砂利道補修工事に對し國費補助の件	豊富村長
同第二六三號	富良野、芦別平原を道立公園に指定の件	富良野町長
同第二六五號	別海標茶和田村内を道立公園に指定の件	別海外村長
同第二七一號	千歳町ケヌフチ川上流改修工事施行の件	千歳外村長
同第二七七號	旱害農家救済の件	森町外三名長
同第二七八號	濱中村茶内く霧多布間簡易軌道敷設の件	釧路地方綜合開發促進期成會長
同第二八五號	釧路富士見高等學校を道立に移管の件	釧路市長
同第二九七號	特殊原野開發に關する件	劍淵外村長
同第三〇二號	各種學校に對する助成と課税減免の件	道各種學校連合會長外七名
同第三〇四號	遺族援護事業資金交付の件	道連合遺族會長
同第三一二號	町立羽幌高等學校を道立に移管の件	羽幌町長
同第三一三號	網走、能取湖連絡基基礎調査實施の件	網走市長
同第三一四號	富良野町に道立結核療養所設置の件	富良野町外六名長
同第三一五號	供米促進用リンク魚粕に關する件	道農業復興會議々々長外二名
同第三一七號	北見市に道營の農業氣象研究所設置の件	北見市外十一名長
同第三一八號	札幌醫科大學に齒科部併置の件	道齒科醫師會長
同第三一九號	岩見澤市金子地區に改良排水溝改修の件	岩見澤市長

同第三二〇號	客土事業施行の件	中富良野村長外八名
(昭和二六年分)		
請願 第三號	生田原村安國く生田原く間準地方費道路線變更の件	生田原村長
同 第四號	琴似町地内新川發寒川の改修切替工事施行の件	琴似外町長
同 第五號	道費河川別保川防災害工事繼續の件	釧路村長
同 第六號	村費河川切替並に築堤工事に對し道費補助の件	同
同 第八號	三石村外二十二ヶ町村の上下水道施設工事に對し道費補助の件	瀧川町外二名長
同 第九號	新得町トムラウシ原野の開拓道路敷設の件	新得町長
同 第一〇號	帶廣保健所新得支所を本所に昇格の件	同
同 第一一號	町村道屈足基線道路を地方費道に認定の件	同
同 第一二號	地方費道新得本通橋を永久橋として架替の件	同
同 第一四號	新得町橋井橋架橋工事に對し道費補助の件	同
同 第一五號	農業改良普及事業推進施策の件	道農業改良委員代表外二名
同 第一七號	弟子屈町川湯に道立診療所設置の件	弟子屈町長
同 第二一號	邊別川宇莫別川流域の水不足及び水溫上昇の件	神樂外九名長
同 第二二號	冕舞船入瀬築設の件	三石村長
同 第二三號	札幌市に結核後保護(アフタケア)施設々々置の件	札幌市長
同 第二四號	上磯保健所戸井支所を移轉改築し本所に昇格の件	戸井外村長
同 第二五號	戸井村鑿道水洩防止、路面の補装工事の件	同
同 第二六號	戸井村の上下水道施設工事に對し道費補助の件	同
同 第二七號	戸井村に漁港の築設工事施行の件	同
同 第二八號	戸井村字釜谷漁港の完成促進の件	同
同 第二九號	村道を準地方費道に編入促進の件	前田外三名長

同 第三一號	プラマイ川河床の切下並改修工事施行の件	富良野町長
同 第三三號	尻別川右岸幹線道路改良工事施行の件	南尻別村長
同 第三四號	鷺泊川宇雄忠志内に船入間築設の件	鷺泊外村二名長
同 第三六號	松前郡、福島町宇福島より宇岩部に至る道路開さく工事繼續施行の件	福島外村一名長
同 第三八號	頓別川に船入湖改良擴張工事施行の件	頓別外村一名長
同 第四〇號	頓別川及宇會川治水工事施行の件	同
同 第四一號	晉別開拓地區の治水施設實施の件	晉別村開拓者連盟委員長
同 第四二號	千歳川左岸治水工事施行の件	廣島外村二名長
同 第四三號	豊平町定山溪月見橋架替工事施行の件	豊平外村一名長
同 第四四號	厚岸町上尾幌に道立診療所設置の件	厚岸町長
同 第四六號	濱中村字散布に船入湖築設の件	濱中村長
同 第四八號	新川小樽内川改修工事施行の件	札幌地方綜合開發協議會會長
同 第四九號	頓別原野の土地改良事業並びに農道施設實施促進の件	頓別外村一名長
同 第五〇號	新篠津村北村地先石狩川に「岩見澤大橋」架橋の件	新篠津村長
同 第五一號	古潭簡易船入湖築設工事施行の件	厚田村長
同 第五二號	日米陸上競技大會開催のための施設費に對し相當額の道費補助の件	札幌市長
同 第五四號	小清水村上砥草奥地國有林内可耕地（一四八三町歩）を緊急開拓地として開放促進の件	小清水村長
同 第五六號	釧路原野干拓の件	釧路地方綜合開發促進期成會會長
同 第五七號	釧路十勝地區沿岸流水被害對策の件	釧路地區漁業對策委員會會長
同 第六〇號	夕張郡由仁町夕張川水系（ヘリベツ）地區造田工事施行の件	由仁外村四名長
同 第六一號	由仁町夕張川地區（ヘリベツ）土地改良區排水工事施行の件	同
同 第六二號	幕別町上水道新設工事に對し道費補助の件	幕別外町一名長
同 第六五號	太櫓港築設工事施行の件	太櫓外村二名長

同 第六八號	岩見澤保健所美唄支所を美唄保健所に昇格の件	美唄市長
同 第六九號	地方費道戸井、函館線中函館市校川町根崎町間道路擴幅（二十二米）實施の件	函館市長

第一回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件	名（理由）	請願者名
請願第八五號	町村道樺呂原野道路を準地方費道に昇格の件 理由（並行線が通つており財政的見地より至難である）		鶴居外村二六名長
同第二四八號	市町村道三號道路を準地方費道に昇格の件 理由（並行線が通つており財政的見地より至難である）		岩見澤市長
同第三〇七號	準地方費道右見澤厚田線改修工事促進の件 理由（技術上においても現在の財政事情より至難である）		月形外村四名長
同第一三號	電源開發道路補助の件 理由（發電所の専用道路であるから）		新得外町五名長
同第三〇號	鹿部村小漁港擴張及び災害復舊工事施行の件 理由（現在災害復舊工事施行中のものである）		鹿部外村二名長
同第三七號	頓別港より上猿拂間産業道路開さくの件 理由（實地調査の上で議すべきである）		頓別外村一名長
同第四五號	地方費道路補裝工事促進の件 理由（補裝工事についてはその筋から禁止されてゐるので實施致し難い）		札幌市長
同第三二號	村道を準地方費道に編入の件 理由（附近に並行線があり至難である）		留壽都外村一名長

▼陳情
第一回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

付託委員會	陳情番號	件	名	陳情者
土木	陳情第一號	降雪時における除雪費増額の件		幌泉村長
經濟	同 第二號	酸性土壌改良事業促進の件		道耕土改良協議會會長

同	同	第三號	心土耕温層耕事業促進方の件	同
總務	同	第四號	芦別高等學校に定時制課程設置の件	芦別町長
土木	同	第五號	弟子屈町一二九番地先釧路川右岸沿護岸工事施工方の件	弟子屈町長
水産	同	第六號	小樽市に道立水族館設置促進の件	小樽觀光協會々々 長 外三名
總務	同	第七號	道立稚内高等學校寄宿舎買収の件	稚内市長 外二名
衛生	同	第八號	歌棄郡熱郭村に道立診療所設置の件	熱郭村長
林務	同	第九號	千歳町支笏湖畔に森林博物館設置の件	千歳町長 外一名
土木	同	第一〇號	幕別町止若市街側溝工事施工につき道費補助の件	幕別町長
同	同	第一一號	千歳町産業觀光道路新設促進の件	千歳町長 外一名
林務	同	第一二號	千歳町支笏湖畔に外人専用便所設置の件	同
總務	同	第一三號	北海道知事並びに道議會議員の選舉執行に要する費用の全額道費負擔方の件	北海道市町村選舉管理委員會連合會々々長
衛生	同	第一四號	増毛町に結核療養所設置の件	増毛町長
土木	同	第一五號	長流川護岸工事施行の件	壯瞥村長
同	同	第一六號	道路除雪作業費の件	同
衛生	同	一七號	釧路村に道立診療所設置の件	釧路村長
總務	同	第一八號	廣尾郡大樹村を町とするの件	大樹村長

土木	同	第一九號	大樹村に漁港築設の件	大樹町長 外一名
同	同	第二〇號	千歳川水系(長郷、馬追、中ノ澤、惠庭原野)緊急開發促進の件	千歳町長 外一名
總務	同	第二一號	紋別郡興部村に町制施行の件	興部村長
土木	同	第二二號	泊村における除雪作業費道費負擔の件	泊村長
同	同	第二三號	準地方費道次戸道路をアスファルト舗裝道路として改築工事施行の件	琴似町長 外一名
經濟	同	第二四號	道立農業試験場園藝試験機構確立の件	岩内町岩宇振興會長 外二名
林務	同	第二五號	阿寒國立公園オンネトー湖に道立ロッヂ建設の件	西足寄町長 外一名
總務	同	第二六號	町立羽幌高等學校を道立に移管の件	羽幌町長 外一名
同	同	第二七號	永山農業高等學校の教室増築に關する件	永山農業高等學校校長 外五二名
水産	同	第二八號	函館市に道立函館水族館設置促進の件	道南開發協議會長 函館市長
總務	同	第二九號	男女共學に伴う施設費増額に關する件	道父母と先生の會連合會長
同	同	第三〇號	私立學校助成費増額に關する件	同
同	同	第三一號	函館中部高等學校改築に關する件	函館市會議長 外三名
商工	同	第三二號	釧路市及び稚内市に火力發電所設置促進の件	道市長會長
水産	同	第三三號	道水産物検査條例中に一鹽鰯の検査品目追加の件	道水産物規格調査會長
土木	同	第三四號	町村道登旭野本線道路改良工事施行の件	留壽都村長 外一名

同	同	第三五號	村道黒田本線道路補修改良工事の件	同
衛生	同	第三六號	道遠輕保健所紋別支所を本所に昇格の件	紋別町長 外四二五名
總務	同	第三七號	農地委員會及び知事並びに道議會議員選舉執行に要する費用の全額國庫又は道費負擔の件	道町村議會議長會
林務	同	第三八號	雨龍川綜合開發事業陽泊堰堤土木工事に對し道有林伐材拂下の件	秋島建設會社札幌支店長
經濟	同	第三九號	耕土改良用機械器具貸付方の件	豐富村長
土木	同	第四〇號	札幌市白石地區河川に灌漑用貯水池工事施行の件	札幌市白石地區灌漑開發期成會々々長
水產	同	第四一號	龜田郡日浦尻岸内、惠山、漁協、區内沿岸漁田改良施設工事業に對し道費助成の件	龜田郡日浦漁協組合長 外四名
同	同	第四二號	小樽市に道立水族館設置の件	小樽商工會議所會頭
總務	同	第四三號	中川郡西足寄町トマス區域を足寄郡陸別村に編入の件	西足寄町長 外一名
同	同	第四四號	稚内高等學校寄宿舎修理工事施行の件	稚内高等學校校長
土木	同	第四五號	地方費道、北見、津別間道路の改修促進の件	北見市議會議長
商工	同	第四六號	豐羽鑛山株式會社に對し五百萬圓増資方の件	豐羽鑛山株式會社取締役社長
第一回定例道議會で採擇と決した陳情は次のとおりである。 陳情番號 一件 名 陳情者 (昭和二五年度) 陳情第一〇五號 癩瘡養所(東北新生園)病棟建設の件 國立癩瘡養所東北新生園入園者一同代表 同第一七二號 國民健康保險制度確立に關する件 宮城縣國保連合會理事長				

同	同	第一九六號	國民健康保險事業運営に關する件	音更村長
同	同	第一九七號	同	帶廣市國保理事
同	同	第二四一號	耕土改良事業改良促進の件	十勝農協會長 外十五名
同	同	第二四六號	旭川地方の主要幹線道路の除雪實施の件	旭川市市長 外八名
同	同	第二四七號	土地改良用農業用補助石灰の消石灰に對し道費補助の件	道石灰工業協同組合理事長
同	同	第二五八號	酸性土壌改良事業促進の件	宗谷指導連會長
同	同	第二五九號	同	士別町生農協組合長 外十九名
同	同	第二六一號	耕土改良事業促進の件	下川町町長 外三十八名
同	同	第二六三號	北海道園藝試驗機關の擴充強化對策の件	北海後志緊急農林對策協議會議長
同	同	第二六五號	アスパラカス増反に對し道費助成の件	喜茂別村アスパラカス耕作組合長 斜里町土橋正文外三七名
同	同	第二七一號	耕土改良事業促進の件	同
同	同	第二七二號	酸性土壌改良事業促進の件	同
同	同	第二七三號	冬期陸上輸送確保のため道費助成の件	道東商工會議所協議會代表北見商會頭
同	同	第二七四號	道東地區觀光地帯の道路整備の件	同
同	同	第二七五號	ニセコ地帯産業觀光道路を準地方費道に昇格の件	狩太町長 外三名
同	同	第二七六號	ニセコ道立公園地帯の道路網の整備の件	同
(昭和二六年度) 陳情 第一號 降雪時において除雪費増額の件 幌泉村長 同 第二號 酸性土壌改良事業促進の件 道耕土改良協議會會長 同 第三號 心土耕混層耕事業促進の件 同 同 第五號 弟子屈町一二九番地先鉦路川右岸沿護岸工事施工方の件 弟子屈町長 同 第八號 熱郭村に道立診療所設置の件 熱郭村長 同 第九號 千歳町支笏湖畔に森林博物館設置の件 千歳町長 外一名				

同 第二〇號	幕別町止若市街側溝工事施行につき道補費助の件	幕別町長
同 第二一號	千歳町産業観光道路新設促進の件	千歳町長
同 第二五號	長流川護岸工事施行の件	壯瞥外村長
同 第二六號	道路除雪作業費の件	同
同 第二七號	釧路村に道立診療所設置の件	釧路村長
同 第二九號	大樹村に漁港築設の件	大樹外村長
同 第二〇號	千歳川水原(長都、馬追、中の澤恵庭原野)緊急開發促進の件	千歳外町長
同 第二二號	泊村における除雪作業費道負擔の件	泊村長
同 第二四號	道立農業試験場園藝試験機構確立の件	岩内町岩宇振興會長
同 第三二號	釧路市及び稚内市に火力發電設置促進の件	道市長會長
同 第三四號	町村道登旭野本線道路改良工事施行の件	留壽都外村長
同 第三五號	村道黒田本線道路補修改良工事の件	同
同 第三六號	遠輕保健所紋別支所に昇格の件	紋別外町長
同 第四〇號	札幌市白石地區河川に灌溉用貯水池工事施行の件	札幌市白石地區灌溉開發期成會長
同 第四一號	龜田郡日浦及岸内、恵山、漁協區内沿岸漁田改良施設工事に對し道費助成の件	龜田郡日浦漁協組合長
同 第四五號	地方費道北見津別間道路の改修促進の件	北見市議會議長

第一回定例道議會で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	名	(理由)	陳情者
陳情 第二三四號	水稻電熱溫床施設に對し道費助成の件	理由(實施困難と認める)	道農業電化協議會會長
同 第二三號	準地方費道天戸道路をアスファルト鋪裝道路として改裝工事施行の件	理由(その筋より裝工事については禁止)されているので實施致し難い	琴似外町長
同 第三三號	道水産物検査條例中に「鹽麴の検査品目追加の件」(依頼検査により施行することを適當と認める)		道水産物規格調査會長

昭和二十六年 四月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第四號

編 集 北海道議會事務局調査課

發 行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番

